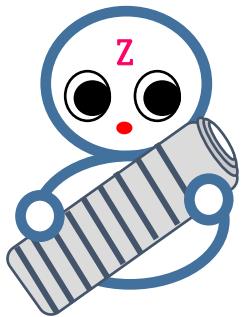


# 加工再輸入減税制度マニュアル

令 和 7 年 7 月

関税局・税關



# 目 次

## I 加工再輸入減税制度の概要

1. 制度の概要等 .....	1
(1) 概要	
(2) 経緯	
2. 本制度が適用される輸出原材料 .....	3
(1) 本制度が適用される具体的な輸出原材料	
(2) 減税計算の基礎となる輸出原材料の範囲	
3. 本制度が適用される輸入製品 .....	7
(1) 本制度が適用される具体的な輸入製品名	
(2) 本制度が適用される製品の範囲	
(3) 本制度が適用されない製品	
(4) 「1年を超えることがやむを得ないと認められる理由」の範囲	
4. 加工制限（認められない加工） .....	8
5. 減税額の算定方法 .....	9
(1) 減税額	
(2) 製品の課税価格	
(3) 輸出原材料の課税価格相当価格	

## II 輸出通関手続関係

1. 輸出申告時に必要な書類 .....	11
(1) 委託加工契約の場合	
(2) 加工又は組立ての契約の全部又は一部が行われていない場合 (令第22条第2項ただし書扱い)	
(3) M S X (申告添付登録) 業務等により関係書類を提出する場合	
2. 輸出申告書 .....	11
(1) 輸出申告書への付記事項 (令第22条第1項)	
(2) 輸出申告書の具体的な記載要領	
3. 加工・組立輸出貨物確認申告書、契約実績表 .....	11
(1) 加工・組立輸出貨物確認申告書の提出	
(2) 確認申告書の具体的な記載要領	
(3) 契約実績表の提出 (令第22条第2項ただし書扱いの場合に限る)	
(4) 確認申告書 (その添付書類を含む。) の処理	
4. 契約書等 .....	16
(1) 契約書等とは	
(2) 契約書等の提出	
(3) 契約書等の確認事項	

5.	再輸入時の同一性の確認に係る輸出時の手続等について	17
(1)	確認申告書（その添付書類を含む。）の取扱い	
(2)	生地見本等の取扱い	
(3)	染色等加工に係る確認申告書（その添付書類を含む。）又は生地見本の取扱い	
6.	AEO輸出者又はAEO通関業者が行う輸出手続の特例（基本通達8-9）	18

### III 輸入通関手続関係

1.	輸入申告時に必要な書類	20
(1)	輸出申告時に委託加工契約として契約書を提出した場合	
(2)	令第22条第2項ただし書扱いの場合	
(3)	M S X（申告添付登録）業務等により関係書類を提出する場合	
2.	輸入申告書	20
(1)	輸入申告書の具体的な記載方法	
(2)	輸入申告書記事欄又は税關記入欄の具体的な記載要領	
3.	輸出許可書	21
(1)	輸出許可書の提出	
(2)	再輸入貨物がある場合	
4.	加工・修繕・組立製品減免税明細書	21
(1)	加工・修繕・組立製品減免税明細書の提出	
(2)	加工・修繕・組立製品減免税明細書の具体的な記載要領	
5.	減税計算書	23
(1)	減税計算書の提出	
(2)	減税計算書の具体的な記載要領	
(3)	減税計算に反映される限度額	
(4)	減税計算の端数処理	
6.	附属書	29
(1)	附属書の提出	
(2)	附属書の具体的な記載要領	
(3)	輸入完了時の処理	
(4)	附属書の訂正等	
7.	確認申告書、契約実績表	34
(1)	確認申告書（その添付書類を含む。）	
(2)	令第22条第2項ただし書扱いに係る取扱い	
8.	契約書等	36
(1)	契約書等の提出	
(2)	令第22条第2項ただし書扱いの場合	
(3)	契約の変更等	
9.	加工仕様書・加工指図書	36
10.	マスターパターンのマーキング仕様書	37

(1) マーキング仕様書の提出	
(2) マーキング仕様書の記載事項	
(3) 裏地、芯地等のマーキング仕様書の提出	
(4) 同一スタイルでサイズが異なる場合の取扱い	
(5) 用尺で除した製品数量よりもできた製品数量が超過又は不足する場合	
11. 生地見本等	3 8
12. 分割輸入される場合の提出資料の取扱いについて	3 8
13. 暫定法第8条の制度の適用を受けることなく輸入通関した場合	3 8
(1) 次回輸入分について本制度の適用を受ける場合	
(2) 特恵関税を適用する場合	
14. 事後審査扱い	3 8
(1) 事後審査扱いとする輸入申告	
(2) 事後審査扱いの処理要領	
(3) 事後審査扱いにおける留意点	
15. 予備審査扱い	4 0
16. 製品の課税価格（加算要素）	4 0
(1) 課税価格を構成する費用が別途ある場合	
(2) 評価上の製品の課税価格の計算方法	
(3) 課税価格の計算例（無償提供費用）	
17. 特例申告貨物について本制度を適用する場合の取扱い	4 2
18. A E O輸入者又はA E O通関業者が行う輸入手続の特例（基本通達8-13）	4 2
(1) 概要	
(2) 利用方法	

#### IV 具体的な記載方法及び減税計算

1. 輸出、輸入とも1回で完了する場合	4 3
(1) 具体的な取引形態	
(2) 輸出申告時の具体的な記載方法	
(3) 輸入申告時の具体的な記載方法	
2. 輸出が1回、輸入が分割の場合	4 8
(1) 具体的な取引形態	
(2) 輸出申告時の具体的な記載方法	
(3) 輸入申告時の具体的な記載方法	
3. 輸出が分割、輸入が1回の場合	5 3
(1) 具体的な取引形態	
(2) 輸出申告時の具体的な記載方法	
(3) 輸入申告時の具体的な記載方法	
4. 輸出、輸入とも分割の場合	5 7
A. 最終の輸出が完了した後に輸入が始まる場合	5 7

(1) 具体的な取引形態	
(2) 輸出申告時の具体的な記載方法	
(3) 輸入申告時の具体的な記載方法	
B. 最終の輸出が完了する前に輸入が始まり、数量等に変更がない場合	58
(1) 具体的な取引形態	
(2) 輸出申告時の具体的な記載方法	
(3) 輸入申告時の具体的な記載方法	
C. 最終の輸出が完了する前に輸入が始まり、数量等に変更がある場合	64
(1) 具体的な取引形態	
(2) 輸出申告時の具体的な記載方法	
(3) 輸入申告時の具体的な記載方法	
5. 令第22条第2項ただし書扱い（ストック取引）の場合	74
A. 1回の輸出の場合	74
(1) 輸出手続	
(2) 輸入手続	
B. 複数回の輸出の場合	83
(1) 輸出手続	
(2) 輸入手続	
6. 同一契約で令第22条第2項ただし書扱いの原材料と通常の暫8原材料を併用使用する場合	97
(1) 輸出手続	
(2) 輸入手続	
7. 契約数量による減税計算方法	107
(1) 具体的な取引形態	
(2) 輸出申告時の具体的な記載方法	
(3) 輸入申告時の具体的な記載方法	
7-2. 契約数量による減税計算方法（輸出原材料の全量を使用したことが、裁断報告書等により疎明できる場合）	112
(1) 具体的な取引形態	
(2) 輸出申告時の具体的な記載方法	
(3) 輸入申告時の具体的な記載方法	
8. 複数スタイルを一括する場合の減税計算方法	116
(1) 具体的な取引形態	
(2) 輸出申告時の具体的な記載方法	
(3) 輸入申告時の具体的な記載方法	

## V 加工再輸入減税制度 Q & A

I 減税対象となる製品及び原材料の範囲	119
1. 積戻貨物の制度の適用について	

2. ハンドキャリー（携帯品）の取扱いについて	
3. 残余生地の別契約への転用について	
4. 現地調達等について	
5. 「現地等で調達した」の範囲について	
6. 有償と無償の原材料を輸出したときの本制度の適用について	
7. 郵便により原材料を輸出し、製品を輸入する場合について	
8. 半製品の本制度の適用について	
9. 生地の不良分の取扱いについて	
10. 縫糸の取扱いについて	
11. 裁断した後の部分品に対する本制度の適用について	
12. 倒産した社から別会社への暫8生地の譲渡について	
 II 原材料の輸出手続	124
13. 原材料の契約書等（輸出時）の提出について	
14. 加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類について	
15. 契約変更について	
16. 残余生地の転用について	
17. 副資材の提供が契約書に記載されていない場合の取扱いについて	
18. 輸出申告（1申告）の範囲について	
19. 輸出申告の方法（対象・対象外が混在している）について	
20. 輸出申告の方法（少額合算）について	
21-1. 再輸入時の同一性の確認に係る輸出時の手続等について（基本通達8-4（5）に掲げる事項の確認等）	
21-2. 再輸入時の同一性の確認に係る輸出時の手続等について（生地見本を提出する場合の具体的な取扱い）	
22. 確認申告書をMSX業務等により提出する場合について	
23. リバーシブル製品の生地見本の提出について	
24. 原材料の輸出完了後に委託加工契約先が倒産した場合の取扱いについて	
 III 製品の輸入手続	131
25. 主要原材料を現地調達する場合の取扱いについて	
26. 納期遅れにより未仕上げ状態の製品への減免税適用について	
27. 不良生地の取扱いについて	
28. 附属書の作成方法（同一税番の製品）について	
29. 附属書の作成方法（ツーパンツスーツ）について	
30. 分割輸出した原材料の輸入について	
31. 生地の転用について	
32. 契約数量により減税計算を行う場合の生地の転用について	
33. 特恵関税制度との併用について	
34. EPA税率（無税）の適用と暫8制度（減税）の適用手続について	

- 3 5. 暫8の輸出原材料で製造した製品を一般特恵税率又はEPA税率を適用して輸入する場合の処理について
- 3 6. マーキング仕様書について
- 3 7. 裁断報告書の記載内容について
- 3 8. 裁断報告書の記載方法について
- 3 9. 裁断ミスによって使用不能となった生地について
- 4 0. 減税計算に用いる使用用尺の取扱いについて
- 4 1. 契約変更の取扱いについて
- 4 2. ロス分について
- 4 3. 確認申告書の訂正について
- 4 4. 残余生地について
- 4 5. 不良製品について
- 4 6. 副産物について
- 4 7. 輸出原材料の織（編）ムラ又はなめしムラについて
- 4 8. 製品数量が不足又は超過した場合の取扱いについて
- 4 9. ロス分の原材料の取扱いについて
- 5 0. 無償提供原材料の取扱いについて
- 5 1. 暫8適用貨物に係る無償提供原材料の評価方法について
- 5 2. 減税額算出の際の無償提供副資材相当価格の算定について
- 5 3. 輸入申告の方法（暫8対象物品とそれ以外の物品が同一税番に分類される場合）について
- 5 4. 附属書の作成方法（外貨建てインボイス）について
- 5 5. 無償提供資材について
- 5 6. 表生地が3種類ある場合の附属書の取扱いについて
- 5 7. 革を使用した靴の甲の製造時のロス分の取扱いについて
- 5 8. 輸出確認を受けた原材料と輸入時の製品の組成表示が異なっている場合の取扱いについて

IV 海外ストック取引 ..... 143

- 5 9. 再輸入期間（1年以内）の延長について
- 6 0. 契約実績表（個別）の作成について
- 6 1. 海外ストック原材料が委託加工契約に至らなかった場合の取扱いについて
- 6 2. 原材料の輸出申告者及び製品の輸入申告者について
- 6 3. 海外ストック原材料の残数量が1委託加工契約において不足する場合の取扱いについて
- 6 4. 年間を通じて原材料を輸出し、製品を輸入する場合の取扱いについて

V 特例申告 ..... 146

- 6 5. 輸入（引取）申告時の提出書類について
- 6 6. 特例申告（納税申告）時の提出書類について

VI AEO簡素化措置	147
6.7. AEO輸出者等が行う輸出手続の簡素化における加工・組立輸出貨物確認申告書（交付用）等に相当する書類について	
6.8. AEO輸出者等が行う輸出手続の簡素化の適用条件について	
6.9. AEO輸出者等が行う輸出手続の簡素化を適用して輸出申告を行った場合の見込み違いによる輸入申告等について	
7.0. AEO輸出者等が行う輸出手続の簡素化を適用しなかった際のAEO輸入者等が行う輸入手続の簡素化について	
7.1. 輸出原材料の輸出が複数になる場合の簡素化の取扱いについて	
7.2. 確認申告書や契約書に変更があった場合の取扱いについて	
7.3. 附属書の裏落し確認について	
7.4. AEO輸入者等が行う輸入手続の簡素化における原材料の輸出実績等の管理方法について	
7.5. 製品の分割輸入に係る簡素化の取扱いについて	
7.6. AEO輸出者等が行う輸出手続又はAEO輸入者等が行う輸入手続の簡素化における一部の書類の提出又は提示の省略について	

VII その他の手続	151
7.7. 契約者と輸出者が異なる場合の取扱いについて	
7.8. NACC Sを利用した輸入申告方法について	
7.9. 残余生地が再輸入される場合の取扱いについて	
8.0. 不良製品の取扱いについて	
8.1. 交付用書類の再発行について	

## VI 税関様式

加工・組立輸出貨物確認申告書	153
契約実績表（総括）	154
契約実績表（個別）	155
加工・修繕・組立製品減免税明細書	156
附属書	157
減税計算書	159

# I 加工再輸入減税制度の概要

## 1. 制度の概要等

### (1) 概要

本制度は、関税面から国際水平分業に資するため、我が国から輸出された特定の原材料が外国で加工又は組み立てられた後、原則として1年以内に特定の製品として輸入される場合、その製品に係る関税のうち原材料相当部分の関税を軽減するものである。

### (2) 経緯

① 本制度は、昭和44年度に5品目を対象として創設され、以来、数次にわたる整理、拡大を経た後、昭和63年度に機械類全般（関税率表第84類～第92類）へ拡大された。

② 平成元年には、我が国の国内産業事情等を勘案して、繊維製品のうちニット製品を除いた比較的国際競争力のある織物製衣類（関税率表第62類）が対象品目に追加された。

この際、国内産業への影響、原材料と製品との物理的同一性の確認の可能性等の観点を踏まえ、原材料については、そのまま組立工程に投入できる形状に裁断されている織物に限定し、作業工程については、原材料の裁断・分離、染色工程、レース加工、ししゅう、合成樹脂等の塗布等は減税対象とせず、裁断された布地の縫製又は接着及びボタン等附属品の取り付けが減税の対象とされた。

③ 平成6年度には、国際分業の進展を通じて我が国の重要な政策課題の一つである製品輸入の拡大を図るという観点から、国内中小企業への影響も配慮しつつ、可能な範囲での対象品目の拡大や海外での加工制限の緩和が図られた。

④ 平成8年度には、減税額の計算方法の簡素化及び輸出原材料の対象品目の拡大が、平成9年度には、これまで海外での加工制限の対象であった「ししゅう加工」が撤廃された。

⑤ 平成11年度には、輸出原材料の対象品目の拡大及び「レース」に関する加工制限の撤廃が行われた。

⑥ 平成12年度には、革製品（関税率表第42.02項のうち外面が革製のもの等）が対象品目として追加された。

⑦ 平成14年度には、ニット製衣類（関税率表第61類）が対象品目として追加される一方、実績がほとんどなく、今後の利用見込みのない機械類（関税率表第85類、第87類、第90類及び第91類）が対象品目から削除された。

また、繊維製品等に係る海外ストック取引（注）についても本制度の適用を可能とするため、原材料輸出手続の緩和（原材料輸出時における委託加工に係る契約書等の提出を不要とする（関税暫定措置法施行令第22条第2項ただし書）。）等が行われた。

（注）海外ストック取引とは、原材料を海外の加工地へ輸出してストックしておき、委託加工契約が成立次第、当該原材料を使用して加工を行う形態。

⑧ 平成15年度には、革製履物の甲（関税率表第6406.10号の1）が対象品目に追加された。

⑨ 平成16年度には、繊維製品に対する輸出原材料に紙製小袋（衣類を包装するためのもの、関税率表第4819.40号）、紙製ハンガー（関税率表第4823.90号の2）、紙製転写プリント（関税率表第4908.90号）、安全ピン（関税率表第7319.20号、第7419.99号）が追加された。

- ⑩ 平成17年度には、革製の自動車用腰掛けの部分品（関税率表第9401.90号の1）が対象品目に追加された。
- ⑪ 平成18年度には、本制度についても特例申告の適用が可能とされた。
- ⑫ 平成20年度には、革製品に対する輸出原材料の対象品目が拡大された。
- ⑬ 平成23年度には、革等の委託加工にかかる輸出承認が平成23年11月14日以降に輸出されるものについて不要となった。また、平成24年1月1日より、2012年HS改正を踏まえ関税率表及び統計品目表が改正されたことから、関税暫定措置法施行令に規定する輸出原材料の関税率表番号が一部改正された。（「第7319.20号」→「第7319.40号に掲げる物品のうち安全ピン」、「第6406.91号又は第6406.99号」→「第6406.90号」）
- ⑭ 平成25年度には、AEO輸入者又はAEO通関業者が行う輸入申告について、提出書類の簡素化が図られた。
- ⑮ 平成29年度には、カーシートレザー（関税率表第9401.90号の1）が対象製品から除外された。

また、加工・組立輸出貨物確認申告書に同一性の確認に必要な事項（生地の規格等）が記載されている場合には、（再輸入確認のための措置として輸出申告の際に提出を求めている）生地見本の提出を省略可能とする手続の簡素化が図られた。

- ⑯ 令和5年度には、プラスチック製ハンガーの分類変更（関税率表第3926.90号（その他のプラスチック製品）から第3924.90号（プラスチック製の家庭用品等））に伴い、引き続きプラスチック製ハンガーを輸出原材料の対象とする関税暫定措置法施行令の改正がなされた。  
また、再輸入時の同一性の確認について、原則として、輸出時に提出された加工・組立輸出貨物確認申告書（その添付書類を含む。）で行うこととした。
- ⑰ 令和7年度には、AEO輸出者又はAEO通関業者が行う輸出手続について、提出書類の簡素化が図られた。

## 2. 本制度が適用される輸出原材料

(1) 本制度が適用される具体的な輸出原材料（関税暫定措置法施行令（以下「令」という。）

### 第20条第1項、第3項及び第5項

次の関税率表番号に該当する物品であること。

① 革製品（関税暫定措置法（以下「法」という。）第8条第1項第1号）

関 税 率 表 番 号	主 な 品 名
第3924.90号	プラスチック製ハンガー
第3926.20号	プラスチック製衣類附属品
第3926.90号	その他のプラスチック製品
第40.15項	ゴム製衣類附属品
第41.04項	牛又は馬類の動物のなめした皮
第41.05項	羊のなめした皮
第41.06項	その他の動物のなめした皮
第41.07項	牛又は馬類の動物の革
第41.12項	羊革
第41.13項	その他の動物の革
第41.14項	シャモア革、パテントレザー及びパテントラミネーテッド レザー並びにメタライズドレザー
第42.03項	革製又はコンポジションレザー製の衣類及び衣類附属品
第4205.00号の2	その他の革製品及びコンポジションレザー製品
第43.04項	人造毛皮及びその製品
第4908.90号	紙製転写プリント
第50.04項（縫糸に限る。）	絹糸
第50.07項	絹織物
第51.11項～第51.13項	毛織物
第52.04項	綿製の縫糸（第11部注5）
第52.08項～第52.12項	綿織物
第53.09項～第53.11項	麻織物等
第54.01項	人造纖維の長纖維の縫糸（第11部注5）
第54.07項～第54.08項	人造纖維の長纖維の織物
第55.08項	人造纖維の短纖維の縫糸（第11部注5）
第55.12項～第55.16項	人造纖維の短纖維の織物
第56類	不織布等
第58類	パイル織物、レース、ししゅう布
第59類	塗布、被覆、積層した織物
第60類	メリヤス編物及びクロセ編物
第61類	編物製衣類及び衣類附属品
第62類	織物製衣類及び衣類付属品
第7319.40号	安全ピン

<p>(安全ピンに限る。)</p> <p>第7326.20号</p> <p>第7419.80号 (ワイヤクロス (ワイヤエンドレスバンドを含む。)、ワイヤグリル及び網 (銅の線から製造したものに限る。)、銅製のエキスパンデッドメタル、銅製のばね並びに銅製の鎖及びその部分品を除く。)</p> <p>第83.08項</p> <p>第96.06項～第96.07項</p> <p>第3923.21号、第3923.29号、第4819.40号、第4821.10号、第4823.90号に掲げる物品であって包装に使用するもの</p>	<p>ブラジャーのワイヤー 安全ピン</p>
	<p>フック、アイ ボタン、ファスナー</p> <p>包装用袋 (ポリエチレン製、塩化ビニル製、紙製)、製品にとりつける紙製ラベル、衣類上衣の台紙 (特定の形状に切ったもの)</p>

② 繊維製品等（法第8条第1項第2号）

関 稅 率 表 番 号	主 な 品 名
第3924.90号	プラスチック製ハンガー
第3926.20号	プラスチック製衣類附属品
第3926.90号	その他のプラスチック製品
第40.15項	ゴム製衣類附属品
第4203.40号	革製のその他の衣類附属品（レザーパッチを含む。）
第4823.90号の2	紙製ハンガー
第4908.90号	紙製転写プリント
第50.04項（縫糸に限る。）	絹糸
第50.07項	絹織物
第51.11項～第51.13項	毛織物
第52.04項	綿製の縫糸（第11部注5）
第52.08項～第52.12項	綿織物
第53.09項～第53.11項	麻織物等
第54.01項	人造纖維の長纖維の縫糸（第11部注5）
第54.07項～第54.08項	人造纖維の長纖維の織物
第55.08項	人造纖維の短纖維の縫糸（第11部注5）
第55.12項～第55.16項	人造纖維の短纖維の織物
第56類	不織布等
第57類	じゅうたん

第58類	パイル織物、レース、ししゅう布
第59類	塗布、被覆、積層した織物
第60類	メリヤス編物及びクロセ編物
第61類	編物製衣類及び衣類附属品
第62類	織物製衣類及び衣類附属品
第63類	リネン、インテリア製品
第7319.40号 (安全ピンに限る。)	安全ピン
第7326.20号	ブラジャーのワイヤー
第7419.80号(ワイヤクロス(ワイヤエンドレスバンドを含む。)、ワイヤグリル及び網(銅の線から製造したものに限る。)、銅製のエキスパンデッドメタル、銅製のばね並びに銅製の鎖及びその部分品を除く。)	安全ピン
第83.08項	フック、アイ
第96.06項～第96.07項	ボタン、ファスナー
第3923.21号、第3923.29号、第4819.40号、第4821.10号、第4823.90号に掲げる物品であって包装に使用するもの	包装用袋(ポリエチレン製、塩化ビニル製、紙製)、製品につける紙製ラベル、衣類上衣の台紙(特定の形状に切ったもの)

③ 革製履物の甲(法第8条第1項第3号)

関税率表番号	主な品名
第39.21項	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく等
第41.07項	牛又は馬類の動物の革
第41.12項	羊革
第41.13項	その他の動物の革
第41.14項	シャモア革、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー
第4205.00号の2	その他の革製品及びコンポジションレザー製品
第43.02項	なめし又は仕上げた毛皮
第43.04項	人造毛皮及びその製品
第50.04項(縫糸に限る。)	絹糸
第51.11項～第51.13項	毛織物
第52.08項～第52.12項	綿織物

第54.01項	人造纖維の長纖維の縫糸（第11部注5）
第54.07項～第54.08項	人造纖維の長纖維の織物
第55.08項	人造纖維の短纖維の縫糸（第11部注5）
第55.12項～第55.16項	人造纖維の短纖維の織物
第56.01項	紡織用纖維のウォッディング及びその製品
第56.02項	フェルト
第56.03項	不織布
第56.09項	糸、ひも、綱又はケーブルの製品
第6406.10号	革靴の甲及びその部分品
第6406.90号	靴のその他の部分品（本底及びかかと以外のもの）
第83.08項	フック、アイ
第96.06項～第96.07項	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー、プレス スタッド及びスライドファスナー等並びにその部分品

(2) 減税計算の基礎となる輸出原材料の範囲（関税暫定措置法基本通達（以下「基本通達」という。）8-8）

① 要件

減税額算定の基礎となる輸出原材料は、本邦からの輸出の際に令第22条第1項《加工又は組立用貨物の輸出の手続》に規定する税関長の確認を受けたものであって、当該原材料を原料又は材料として加工され又は組立てられた製品が本邦に再輸入されることが必要である。

② 減税額計算の基礎となる輸出原材料に含めるもの

本邦から輸出された貨物のうち、次に掲げる貨物は、減税額計算の基礎となる輸出原材料に含めて取り扱って差し支えない。

イ 製品の加工又は組立ての際に生ずる製造ロスに相当する部分。

ロ 加工又は組立ての際の紛失分を見込んだ数量を輸出した場合の紛失分及び製品の製造段階で生ずる裁断くず、端切れ（用尺が製品一点分に満たないもの）等については、製造ロスに準じて取り扱う。なお、端切れ等を再利用する場合には副産物に含めて取り扱う。

ハ 製品の加工又は組立ての際に生じる無価値に等しいさ細な副産物に相当する部分。

ニ 製品の加工又は組立ての工程で発生する不良品であって、再生が困難等のため全く無価値に等しいものは、無価値に等しいさ細な副産物に該当するものとして取り扱う。

ホ 消耗品のうち、製品に化体して再輸入されることが即物的に確認できるもの。

③ 減税額計算の基礎となる輸出原材料に含まれないもの

本邦から輸出された貨物のうち、次に掲げる貨物は、輸出原材料に含めない。

イ 消耗品及び製品の加工又は組立てに使用される機械工具類。（ただし、上記②ホに該当する消耗品を除く。）

ロ 製品の加工又は組立ての際に生じる副産物に見合う部分。

### 3. 本制度が適用される輸入製品

加工又は組立てのため、令和8年3月31日までに本邦から輸出された特定の貨物を原料又は材料とした製品で、原材料の輸出の許可の日から1年（1年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、1年を超えて税関長が指定する期間）以内に輸入されるもの。

#### (1) 本制度が適用される具体的な輸入製品名（法第8条第1項第1号～第3号）

次の関税率表番号に掲げる製品であること。

関税暫定措置法 第8条第1項	関税率表番号	主な品名
第1号 (革製品)	第42.02項のうち 外面が革製又はコンポジション レザー製のもの	旅行用バッグ、リュックサック、ハンド バッグ、財布等
	第42.03項のうち 野球用グローブ及びミット以外 のもの	革製又はコンポジションレザー製の衣類 及び衣類附属品等
第2号 (繊維製品)	第57類	じゅうたん、その他の床用敷物
	第61類	編物製衣類、衣類附属品
	第62類	織物製衣類、衣類附属品
	第63類	カーテンその他の繊維製品
第3号 (革製履物の甲)	第6406.10号の1のうち 履物の甲（革製及び毛皮を使用 したものとし、本底以外の底に 取り付けてあるかないかを問わ ない）	革製履物の甲

#### (2) 本制度が適用される製品の範囲（基本通達8－2）

本制度の適用を受けるため、本邦から輸出された貨物のみを原材料とする製品に限らず、当該貨物のほか、例えば、現地等で調達したボタン、ファスナー等を原材料とする製品も含まれる（ただし、減税の対象となる原材料は税關の確認を受けて本邦から輸出された特定のものに限られる）。

#### (3) 本制度が適用されない製品

- ① 関税定率法別表に定める税率が無税とされているもの。（法第8条第1項本文かつこ書）
- ② 特恵関税の適用を受ける物品。（法第8条第2項）なお、一申告で複数欄申告となる場合において、特恵税率を適用していない欄については、本制度の適用は可能である。

#### (4) 「1年を超えることがやむを得ないと認められる理由」の範囲（基本通達8－10）

「1年を超えることがやむを得ないと認められる理由」の具体的範囲は、震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害で、輸入者（その代理人を含む）の責任によらない事情がある場合又はこれに準ずるような理由をいう。

#### 4. 加工制限（認められない加工）

外国で本邦から輸出された貨物（以下「原材料貨物」という。）に次の加工を行った場合には、本制度を適用することはできない（令第20条第2項、第4項及び第6項）。ただし、下記①ロ及びハ、②、並びに③ロ及びハに掲げる加工においては、製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工を除く。

##### ① 革製品

- イ 原材料貨物をなめすこと
- ロ 原材料貨物に染料、油脂、プラスチック、ゴムその他の物質を染みこませ、塗布し、被覆し、又は積層すること
- ハ 型押し、やすりがけその他の物理的手段（注）により原材料貨物の表面に変更を加えること  
(注) 「物理的手段」とは、熱、圧力等を加えることをいい、型押し、やすりがけのほか、つや出し、しぶ付け（しわを付けること）等の行為が含まれる。（**基本通達8-3(3)**）以下同じ。
- ニ 原材料貨物から製造したコンポジションレザーを原料又は材料として使用すること
- ホ 毛皮（人造毛皮を除く）を原料又は材料として使用すること

##### ② 繊維製品

原材料貨物にプラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層すること

##### ③ 革製履物の甲

- イ 原材料貨物をなめすこと
- ロ 原材料貨物に染料、油脂、プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し、又は積層すること
- ハ 型押し、やすりがけその他の物理的手段により原材料貨物の表面に変更を加えること
- ニ 原材料貨物から製造したコンポジションレザーを原料又は材料として使用すること

## 5. 減税額の算定方法

### (1) 減税額

製品の関税の額に、当該輸出された貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により、輸入されるものとした場合の課税価格相当価格の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額。 (法第8条第1項、令第21条)

#### ① 通常の場合の減税額 (基本通達8-7(1))

$$\text{減税額} = \frac{\text{輸出原材料の課税価格相当価格}}{\text{製品の課税価格}} \times \text{製品の関税額}$$

② 輸出原材料が関税定率法第14条第10号ただし書《再輸入免税の適用除外》に規定する貨物等に該当する場合の算定は次による。 (基本通達8-7(1)ただし書)

$$\text{減税額} = \frac{\text{輸出原材料の課税価格相当価格} - \text{輸入貨物の課税価格}}{\text{製品の課税価格}} \times \text{製品の関税額}$$

### (2) 製品の課税価格 (基本通達8-6)

製品の課税価格は次の算式により算出する。

$$\begin{aligned} & \text{① (輸出原材料のFOB価格)} \\ & + \text{② (輸出原材料の陸揚港までの往路の運賃及び保険料)} \\ & + \text{③ (加工又は組立費用)} \\ & + \underline{\text{④ (製品の船積港から本邦の輸入港までの運賃及び保険料)}} \\ & \text{合計} = \text{製品の課税価格} \end{aligned}$$

#### ① 輸出原材料のFOB価格 (基本通達8-6(1))

本邦からの輸出時のFOB価格（円貨表示）とし、原則として関税法施行令第59条の2第2項《申告すべき価格》に規定する輸出申告書に記載すべきFOB価格とする。

##### イ 無償の輸出原材料

無償の輸出原材料は、当該輸出原材料が有償で輸出されるものとした場合の価格による。

この価格は、一般には同種又は類似の貨物について有償取引が判明するときは、これに基づくこととする。

これにより難い場合には、当該輸出原材料の製造価格（通常の一般管理費及び利潤を含む。）に船積みまでに要する費用等を加えて計算する。

##### ロ 副産物が生じた場合

製品の加工又は組立ての際に生ずる副産物の全部又は一部を加工業者が無償で取得する場合は、輸出時のFOB価格から当該副産物の価格のうち、輸出原材料相当額を差し引いた価格とする。 (基本通達8-6(1)なお書)

$$\text{輸出原材料のFOB価格} = \text{輸出原材料のFOB価格} - \text{副産物の価格のうち}$$

$$-\text{輸出原材料相当額}$$

- ② 輸出原材料の陸揚港までの往路の運賃及び保険料
- イ 輸出原材料の陸揚港までの往路の運賃及び保険料の額は、現実に要した費用をもとにして計算する。 (基本通達8-6、関税定率法第4条)
- ロ 陸揚港における船卸しの費用その他加工・組立国における国内輸送費用等を含めない。 (基本通達8-6(2))
- ハ 航空運賃には取卸しの費用等も含まれているのが通常であるが、特に当該費用等を算定し控除することなく、便宜、当該航空運賃を採用して差し支えない。 (基本通達8-6(2)ただし書)
- ニ 航空機により輸送される輸出原材料が加工・組立国において国内航空線の航空機に積み替えられる場合の航空運賃は、その積替えが行われる空港までの運賃とする。 (基本通達8-6(2)なお書)
- ③ 加工又は組立費用 (基本通達8-6(3))
- 加工又は組立費用として実際に支払われる額のほか、次のものを含む。
- イ 製品の加工又は組立ての際に生ずる副産物の全部又は一部を加工業者が無償で取得する場合には、当該副産物の価格のうち輸出原材料相当額。
- (イ) 価値のある副産物が生じ、これが加工業者に無償供与された場合には、加工費用に上乗せさせる。
- (ロ) 端切れでも再利用する場合は、副産物になる。
- ロ 製品の加工又は組立ての際に輸出原材料以外の貨物が使用される場合には、当該貨物の価格
- ハ 加工(組立)国における輸出原材料の船卸しの費用及び工場までの搬入費用、並びに製品の船積みまでに要した運賃等の諸費用
- ④ 製品の船積港から本邦の輸入港までの運賃及び保険料 (基本通達8-6、関税定率法第4条)
- 製品の船積港から本邦の輸入港までの運賃及び保険料の額は、現実に要した費用をもとにして計算する。

### (3) 輸出原材料の課税価格相当価格

輸出原材料に係る本邦の輸出港における本船甲板渡価格(航空機によって輸出される貨物についてはこれに準ずる価格。また、無償で輸出する貨物については、当該貨物が有償で輸出されたものとした場合の価格)に1.06を乗じた価格をいう。 (基本通達8-7(1)イ)

#### ① 副産物を生じない場合の課税価格相当価格 (基本通達8-7(2)イ)

輸出原材料の課税価格相当価格 = 輸出原材料のFOB価格 × 1.06

#### ② 副産物(商品価値を有するもの)を生じる場合の課税価格相当価格 (基本通達8-7(2)ロ)

輸出原材料の課税価格相当価格

= 輸出原材料のFOB価格

× 1.06

- 副産物の原材料価格(副産物の価格のうちの輸出原材料相当額)

## II 輸出通関手続関係

### 1. 輸出申告時に必要な書類

#### (1) 委託加工契約の場合

- イ 輸出申告書（税関様式C第5010号）
- ロ 加工・組立輸出貨物確認申告書（税関様式P第7700号）（その添付書類を含む。）
- ハ 契約書等
- ニ 必要に応じて、生地見本等（生地見本（革の見本を含む。以下同じ。）並びに製品及び副資材のサンプルをいう。以下同じ。）

#### (2) 加工又は組立ての契約の全部又は一部が行われていない場合

（以下、「令第22条第2項ただし書き」という。）

- イ 輸出申告書（税関様式C第5010号）
- ロ 加工又は組立ての契約の全部又は一部が行われておらず、  
契約書が提出されない場合は下記(イ)～(ハ)を提出する。
  - (イ) 加工・組立輸出貨物確認申告書（税関様式P第7700号）（その添付書類を含む。）
  - (ロ) 契約実績表（総括）（税関様式P第7700号-2）
  - (ハ) 契約実績表（個別）（税関様式P第7700号-3）
- ハ 必要に応じて、生地見本等

#### (3) MSX（申告添付登録）・HYS（汎用申請）業務（以下、本マニュアルにおいて、「MSX業務等」という。）により関係書類を提出する場合

生地見本等を除く他の提出書類については、MSX業務等により提出が可能であるが、交付（返付）用の書類については、書面による提出が必要である。

### 2. 輸出申告書

#### (1) 輸出申告書への付記事項（令第22条第1項）

加工又は組立てのため輸出する旨を付記しなければならない。

#### (2) 輸出申告書の具体的な記載方法

システム申告の場合は輸出申告時の「輸出承認証等識別（番号左）」欄もしくは「記事」欄に、マニュアル申告の場合は輸出申告書「税関記入」欄に、「ZAN8」と記載する。

### 3. 加工・組立輸出貨物確認申告書、契約実績表

#### (1) 加工・組立輸出貨物確認申告書の提出

加工・組立輸出貨物確認申告書（税関様式P第7700号）（その添付書類を含む。）は、輸出申告官署へ2通（原本、交付用）提出する。ただし、MSX業務等により確認申告書を提出する場合は、交付用のみ書面で提出する。

## (2) 確認申告書の具体的な記載要領

申請番号 ①

税關様式P第7700号

## 加工・組立輸出貨物確認申告書

令和 年 月 日

(輸出申告税関官署の長) 税関長殿

**申 請 者 ②**

住所

氏名又は名称

下記の貨物は加工又は組立てのため輸出しますが、製品を輸入する際関税の軽減を受けたいので、関税暫定措置法施行令第22条第1項の規定により申請しますから確認して下さい。

記

輸出貨物の品名等	品名③	貨物の性質、形状、記号及び番号④	数量⑤	輸出申告価格の計算の基礎⑥
<u>加工（組立）地名及び</u> <u>加工（組立）業者名⑦</u>				
<u>加工又は組立の概要⑧</u>				
<u>その他参考と</u> <u>なるべき事項⑨</u>				
<u>輸出申告書の番号⑩</u>				

- ① 「申請番号」欄  
税関において、必要に応じ整理番号を付する。
  - ② 「申請者」欄  
輸出者の住所、氏名又は名称を記載する。
  - ③ 「品名」欄

当該輸出申告において減税適用を受けようとする輸出原材料の品名をすべて記載する。

ただし、書ききれない場合は、別紙を作成のうえ「別紙のとおり」と記載する。

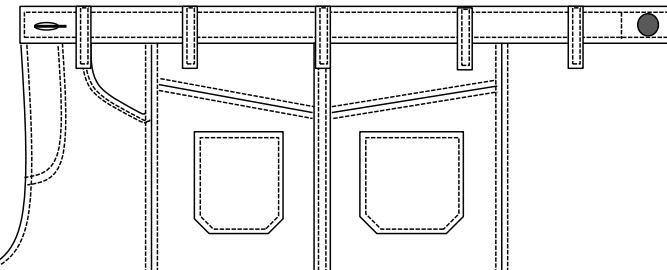
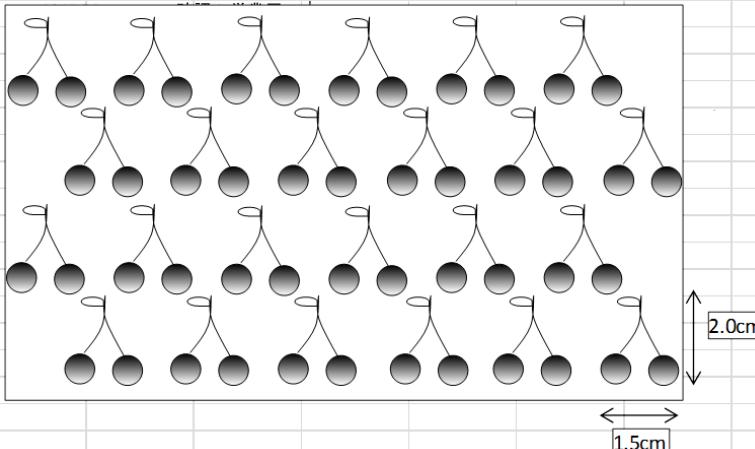
④ 「貨物の性質、形状、記号及び番号」欄

輸入時に貨物の同一性が確認できる内容を記載する。確認を行うために必要となる事項は、基本通達8-4(5)に掲げる事項である。本欄への記載については、書面による「生地及び革の規格書等並びに製品及び副資材に係る資料等」(例:「生地規格書」、「指図書(企画書)」、「写真」等)により当該事項が確認できる場合には、当該書面を添付することにより省略することができる。この場合には、本欄には「別添のとおり」等と記載する。

(例) 「生地規格書」

生地規格書(例)		
		契約番号
		製品番号
生地品番		
織・編	織物 or 編地	
組織(織り方、編み方)		
混率		
2者混以上の場合	混紡 or 混交	
生地巾×長さ		
打ち込み本数	経	緯
糸番手		
染め方	先染め or 後染め	
プリント	有 or 無	
目付	g/m <sup>2</sup>	
人造繊維の場合	長繊維	or 短繊維
	テクスチャード加工	有 or 無
獣毛繊維の場合	梳毛 or 紡毛	
加工の有無		
色・柄		
単価	¥ /m	
	梱包費 :	込 or 別途
	国内運送費 :	込 or 別途
備考		

(例) 「指図書（企画書）」

指図・企画書(例)												
オーダー		仕入先	工場名	ブランド	ZZZZZZZZ				営業部長	担当	検印	
	A	B		品番	1234-5678		品名	スキニーパンツ				
糸指定	糸/地縫い	番手	種類	運針3C	振幅cm	本体①	仕入先	混紡率	本体②	仕入先	本体③	
	上	30	COTTON	10		生地番号	111-222		生地番号		生地番号	
	下	30	COTTON	10		生地名	ストレッチ		生地名		生地名	
	オーバーステッチ	40	COTTON	15	1.0	規格	150cm×100M		綿50%	規格	c × m	規格
	上	20	NYLON	10		柄	無地		ポリエステル50%			
	下	30/20	NYLON	10		備考			柄		柄	柄
	ボタン/打ち込み		<製品展開図> <b>【表】</b> 									
<補足> 検針機対応												
(例) 写真 <b>プリント図案 (例)</b>												
												

⑤ 「数量」欄

表生地 (m)、附属品 (P C S) 等の数量を記載する。

ただし、書ききれない場合は、別紙を作成のうえ「別紙のとおり」と記載する。

⑥ 「輸出申告価格の計算の基礎」欄

当該輸出申告に係る原材料のうち、減税対象となる原材料の輸出申告価格 (F O B) の合計を円貨で記載する。 (I 加工再輸入減税制度の概要 5. (2) ①輸出原材料の F O B 価格を参照)

⑦ 「加工（組立）地名及び加工（組立）業者名」欄

輸出原材料を原料及び材料として、製品の加工又は組立てを行う国（地域）及び加工又は組立てを行う業者名を記載する。

ただし、加工又は組立てを行う業者がインボイスに記載されている荷受人と異なる場合は、実

際に加工又は組立てを行う業者名を記載する。

なお、令第22条第2項ただし書扱いの場合には、記載を省略して差し支えない。

⑧ 「加工又は組立の概要」欄

輸出原材料を原料及び材料として加工又は組み立てられる製品の製造工程の概要を記載する。

ただし、書ききれない場合は、別紙を作成のうえ、「別紙のとおり」と記載する。

⑨ 「その他参考となるべき事項」欄

イ 生地見本等の提出の有無を記載する。

ロ 1 契約に係る原材料が分割して輸出される場合は、次のように記載する。

(イ) 原材料の輸出が完了していない場合は、「輸出未完了」と記載する。

(ロ) 2回目以降の輸出に際しては、輸出済み原材料に係る確認申告書の輸出申告番号を記載する。

(ハ) 最終の輸出時には、「輸出完了」と記載する。

ハ 令第22条第2項ただし書扱いの場合には、その旨を記載する。

⑩ 「輸出申告書の番号」欄

輸出申告番号を記載する。なお、当該輸出申告に係る確認申告書が複数ある場合は、申告番号の末尾に枝番を付する。

併せて、施封された生地見本等の封筒にも、当該申告番号を付する。

(3) 契約実績表の提出（令第22条第2項ただし書扱いの場合に限る）

確認申告書に加えて、契約実績表（総括）（税関様式P第7700号-2）及び輸出原材料ごとに作成される契約実績表（個別）（税関様式P第7700号-3）の「輸出原材料」欄を記載のうえ提出する。

契約実績表の具体的な記載要領

税関様式P第7700号-2				
契約実績表（総括）				
輸出原材料				
輸出申告価格 ①	備 考			
契約実績				
年 月 日	税関官署名	契約に係る輸出 原材料価格	備 考	税関確認印

① 輸出申告価格欄には、減税対象となる輸出原材料の輸出申告価格（合計額）を記載する。

※契約実績表（個別）は、輸出の品目ごとに作成する。

税関様式P第7700号-3				
契約実績表（個別）				
輸出原材料				
品名等（性質、形状等）②	実輸出数量③	単価④	価格⑤	備考
契約実績				
年月日	契約数量	残数量	備考	税関確認印

- ② **品名等（性質、形状等）** 欄には、輸出原材料の1品名（詳細な品名、規格が異なるごと）のみを記載する。
- ③ **実輸出数量** 欄には、「品名等（性質、形状等）」欄（②）に記載された輸出原材料の通関済み数量を記載する。
- ④ **単価** 欄には、「品名等（性質、形状等）」欄（②）に記載された輸出原材料の単価を契約通貨で記載する。
- ⑤ **価格** 欄には、「品名等（性質、形状等）」欄（②）に記載された輸出原材料の総価格を契約通貨で記載する。

#### （4）確認申告書（その添付書類を含む。）の処理

確認申告書（その添付書類を含む。）の記載事項を確認したときは、2通（原本、交付用）のうち交付用については全ページに審査印を押印又は契印機により一括穿孔処理後、先頭ページの穿孔横に審査印を押印して申告者に交付（交付用）する。なお、交付に当たっては、製品の再輸入の際に確認用として使用するので、保管には十分注意するよう指導する。

また、一契約に係る2回目以降の輸出原材料の輸出申告の際には、既に確認を受けた確認申告書（交付用）を提示する。

## 4. 契約書等

### （1）契約書等とは

令第22条第2項前段に規定する「加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類」とは、契約書、注文書、委託先との往復文書その他加工又は組立てのための原材料を輸出することが明らかになる書類又はそれらの写し（以下「契約書等」という。）であり（基本通達8-4（3））、契約書のみに限定されないことに留意する。また、輸出の段階では輸入貨物のスタイル番号や単価等の記載がないものであっても差し支えない。

## (2) 契約書等の提出

- イ 輸出申告時に提出する契約書等は2通（提出用及び返付用）とし、返付用に審査印を押印して申告者に返付し、提出用は確認申告書（その添付書類を含む。）とともに保管する。ただし、MSX業務等により契約書等を提出する場合は、返付用のみ書面で提出する。なお、令第22条第2項ただし書きの場合は、提出不要である。
- ロ 2回目以降の輸出申告の際には、上記イで押印を受けた契約書等の返付用の提示（MSX業務等により提出する場合は上記イで返付された契約書等の添付）をもって、その提出に代えて差し支えない。

## (3) 契約書等の確認事項

輸出する原材料が加工又は組立てのため輸出するものであることは、契約書等に記載された

- ・輸出原材料の品名、型番、数量、単価
- ・当該輸出原材料を使用して輸入する製品の加工又は組立てがなされること
- ・輸入する製品の品名、数量

といった記載事項により、加工又は組立てのため輸出するものであることを確認する。なお、契約書の記載内容のみで確認できない事項がある場合でも、注文書等その他の文書を併せてすることで確認できる場合には契約書と当該注文書等を併せて提出する。

## 5. 再輸入時の同一性の確認に係る輸出時の手続等について

再輸入時の同一性の確認は、基本通達8-4(5)に掲げる事項について、確認申告書（その添付書類を含む。）により行うことを原則とし、輸出時の具体的な手続き等は以下のとおりとする。

### (1) 確認申告書（その添付書類を含む。）の取扱い

確認申告書の添付書類については、上記II 3. (2) ④のとおり、「生地規格書」、「指図書（企画書）」、「写真」等があるが、再輸入時の同一性の確認については、例えば、

- ・確認申告書に添付される「生地規格書」や「指図書（企画書）」
- ・輸出インボイス
- ・（輸入申告の際に提出される）加工仕様書・加工指図書

等に記載されている生地品番が一致していることを確認のうえ、これらの書類に記載されている内容を元に基本通達8-4(5)に掲げる事項を確認する、等の方法で行うこととする。

（確認申告書の記載内容のみで当該事項の確認が取れる場合は、添付書類は不要である。）

なお、再輸入時にこれらの書類で同一性の確認が取れない場合は、例えば、輸出入地における貨物の管理資料（例：倉庫の入出庫伝票、発注書等）等を追加提出する、等の方法で確認を行うこととする。

### (2) 生地見本等の取扱い

確認申告書（その添付書類を含む。）を補完するものとして、生地見本等（上記II 1. (1) ニのとおり、生地見本（革の見本を含む。）並びに製品及び副資材のサンプルをいう。）を提出することができる。

#### ① 生地見本等の提出

イ 生地見本は、輸出原材料と輸入された製品との同一性を確認する必要から、原則として表生地（製品が革製品等の場合は外皮）の規格が異なるごとに提出する。

また、製品、副資材についてもサンプルを提出することができるが、1色又は1サイズ分に止める等必要最小限とする。

なお、分割して輸出される場合は、当該輸出申告書に係る生地見本等のみを提出する。

□ 1契約に係る2回目以降の輸出申告に際して、既に提出した生地見本等と同一の場合は、提出を省略することができる。

ハ 輸出者が希望する場合には複数の生地見本等を提出することができる。

## ② 生地見本等の具体的な取扱い

イ 生地見本は、同一性の確認が可能な大きさとして、原則、5cm×5cm以上（編物製生地にあっては10cm×10cm程度）のものとする。

□ 生地の色が多種類ある場合であっても、全色を提出する必要はなく、一色のみを提出し、他の色については確認申告書（その添付書類を含む。）に色の名称等を記載することにより、提出を省略することができる。

## ③ 生地見本等の処理

提出された生地見本等は、施封し審査印を押印のうえ申告番号を記載し、申告者に返付する。

（確認申告書の添付書類（例：生地規格書、指図書（企画書）、写真等）に関しては、確認申告書とともに取り扱うため、生地見本等と一緒に施封する必要はない。）

なお、生地見本等の返付に当たっては、製品の再輸入の際に確認用として使用するため、確認申告書等と一括管理し、保管には十分注意するよう指導する。

## （3）染色等加工に係る確認申告書（その添付書類を含む。）又は生地見本の取扱い

染色加工、洗い加工、漂白加工（以下「染色等加工」という。）を伴う場合は、同一性の確認を容易とするため、加工前の生地資料（又は輸出者が希望する場合には生地見本）に加え、当該加工後の生地に係る以下の資料を輸出申告時に提出させることとするが、当該申告時に提出できない場合には、輸入申告の際に輸入申告官署に当該資料を提出させる。

### イ 確認申告書の添付書類により提出する場合

- ・染色等加工後の生地の状態（基本通達8-4（5）の確認事項）が確認できる資料
- ・染色等加工の内容を記載した書面

### ロ 輸出者が生地見本の提出を希望する場合

- ・染色等加工後の生地見本
- ・染色等加工の内容を記載した書面

## 6. AEO輸出者又はAEO通関業者が行う輸出手続の特例（基本通達8-9）

### （1）概要

AEO輸出者又はAEO通関業者が行う輸出手続については、次のとおり取り扱って差し支えない。

イ 確認申告書（交付用）は、当該申告書に相当する書類を適切に管理することで、その作成を省略できる。ただし、一契約に係る2回目以降の輸出原材料の輸出申告又は製品の輸入申告の際に、確認申告書（交付用）の提示が見込まれる場合を除くものとし、その提示が必要となったときで、見込み違いにより確認申告書の交付を受けていない場合は、前記適切に管理された書類を提示すること。

ロ 契約書等（返付用）は、当該契約書等に相当する書類を適切に管理することで、その作成を省略できる。ただし、一契約に係る2回目以降の輸出原材料の輸出申告又は製品の輸入申告の際に、契約書等（返付用）の提示又は提出が見込まれる場合を除くものとし、その提示又は提出が必要となったときで、見込み違いにより契約書等の返付を受けていない場合は、前記適切に管理された書類を提示又は提出すること。

## （2）利用方法

前記（1）イ及びロの省略手続は、一部の手続だけを省略することも可能である。また、輸出申告に際しては、システム申告の場合は輸出申告控「記事」欄に、全ての省略手続を利用する場合には「AEO ZEN」、一部のみを省略する場合には「AEO KAKUNI NSINKOKUSYO」、「AEO KEIYAKUSYO」等と記入することで簡素化措置利用の意思表示をすることができる。

### III 輸入通関手続関係

#### 1. 輸入申告時に必要な書類

##### (1) 輸出申告時に委託加工契約として契約書を提出した場合

- イ 輸入申告書（税関様式C第5020号）
- ロ 輸出許可書（税関様式C第5010号）
- ハ 加工・修繕・組立製品減免税明細書（税関様式T第1060号）
- ニ 附属書（税関様式P第7710号）
- ホ 加工・組立輸出貨物確認申告書（税関様式P第7700号）（その添付書類を含む。）
- ヘ 契約書等
- ト 加工仕様書・加工指図書
- チ マスターパターンのマーキング仕様書
- リ （輸出時に提出している場合には、）生地見本等

##### (2) 令第22条第2項ただし書き扱いの場合

- イ 輸入申告書（税関様式C第5020号）
- ロ 輸出許可書（税関様式C第5010号）
- ハ 加工・修繕・組立製品減免税明細書（税関様式T第1060号）
- ニ 附属書（税関様式P第7710号）
- ホ 加工・組立輸出貨物確認申告書関係
  - （イ）加工・組立輸出貨物確認申告書（税関様式P第7700号）（その添付書類を含む。）
  - （ロ）契約実績表（総括）（税関様式P第7700号-2）
  - （ハ）契約実績表（個別）（税関様式P第7700号-3）
- ヘ 契約書等
- ト 加工仕様書・加工指図書
- チ マスターパターンのマーキング仕様書
- リ （輸出時に提出している場合には、）生地見本等

##### (3) MSX（申告添付登録）業務等により関係書類を提出する場合

生地見本等を除く他の提出書類については、MSX業務等により提出が可能であるが、輸入時に交付する書類及び裏落しが必要な書類については、書面による提出が必要である。  
(ただし、特例輸入申告制度（引取・特例申告）を利用する場合には、汎用申請業務の対象外となるため留意する。)

#### 2. 輸入申告書

##### (1) 輸入申告書の具体的な記載方法

- イ システム申告の場合は、輸入承認証番号等欄もしくは記事欄に輸出許可書等の番号を入力し、記事欄に入力しきれない場合は、別紙に記載のうえ、輸入申告控に添付する。減免税コード欄には、減免税コードを入力する必要があるが、特例申告の引取申告（輸入申告）においては減免税コード欄がないため、記事欄に「ZAN8」等と記載する。

□ マニュアル申告の場合は、税関記入欄に輸出許可書等の番号をすべて記載する。なお、税関記入欄に書ききれない場合は、別紙に記載のうえ、輸入申告書に添付する。

(2) 輸入申告書記事欄又は税関記入欄の具体的な記載要領

記事欄 又は 税関記入欄	E/D NO . . . . .
--------------------	------------------

※輸出申告番号をすべて記載する。

### 3. 輸出許可書

(1) 輸出許可書の提出

輸出許可書は、当該輸入された製品が本邦から輸出された原材料を使用して製造した貨物であることを証するものである。

(2) 再輸入貨物がある場合

ビニールバッグ等再輸入貨物がある場合は、再輸入免税であることがわかるようにしておく。

### 4. 加工・修繕・組立製品減免税明細書

(1) 加工・修繕・組立製品減免税明細書の提出

加工・修繕・組立製品減免税明細書（T-1060）（以下「減免税明細書」という。）は、輸入申告書ごとに作成する。

(2) 加工・修繕・組立製品減免税明細書の具体的な記載要領

受理番号

税関様式T第1060号

**加工・修繕・組立製品減免税明細書**

あて先

令和 年 月 日

税関長殿

**申請者 ①**

住 所

氏名（名称及び代表者の氏名）

申告番号	減 免 稅 条 項 該 当 申 告 区 分		
	イ. 関税定率法施行令第5条の2第1項 ロ. 関税暫定措置法施行令第23条第1項 ハ. 関税暫定措置法施行令第31条の3第1項において準用する同令第23条第1項		

輸入貨物 ②	記号番号	品 名	数 量

輸出貨物 ③			
記号番号	品 名	数 量	課税価格 (上記区分がイ又はロの場合に記載)

関税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎（上記区分がイ又はロの場合に記載）④
加工又は修繕の明細（上記区分がハの場合に記載）

(注) 上記区分がイの場合には、消費税及び地方消費税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎も記載して下さい。

**その他参考となるべき事項 ⑤**

① 「申請者」欄

輸入者の住所、氏名（名称及び代表者の氏名）を記載する。

② 「輸入貨物」欄

輸入製品等自体に付された記号番号、品名、数量を個々に記載する。

ただし、書ききれない場合は、別紙を添付のうえ「別紙のとおり」と記載する。

③ 「輸出貨物」欄

原材料として使用された輸出原材料の記号番号、品名、数量、課税価格を個々に記載する。なお、分割して輸入される場合は、輸入申告に係る貨物に対応する輸出原材料について記載する。

ただし、書ききれない場合は、別紙を添付のうえ「別紙のとおり」と記載する。

④ 「関税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎」欄

申告に係る製品の関税額から軽減されるべき減税額を明記し、その計算の基礎となった算式を記載する。ただし、書ききれない場合は、別紙を添付のうえ「別添 減税計算書のとおり」と記載する。

⑤ 「その他参考となるべき事項」欄

確認申告書の輸出申告番号を記載する。なお、確認申告書が複数ある場合は、そのすべてを記載する。

## 5. 減税計算書

### (1) 減税計算書の提出

減税計算は1点当たりの原材料数（用尺等）による方法（下記（2）A）と契約数量による方法（下記（2）B）がある。

減税計算は、スタイルごとに行うこととし、税番が異なるごとに別葉とする。ただし、スタイルは異なるが同一税番に分類される製品で、品番・単価が異なる生地を使用していても、1着当たりの製品価格及び輸出原材料価格並びに用尺が概ね同じである場合には、複数のスタイルを一括して減税計算することができる（1点当たりの原材料数による方法の場合の用尺は加重平均によることとなるので留意する）。

#### 《計算例》

イ 輸出原材料、製品数、用尺

Aスタイル  $120\text{m} \times 1,000 \text{円} = 120,000 \text{円}$  (用尺 2.0m、製品 60 着)

Bスタイル  $100\text{m} \times 1,200 \text{円} = 120,000 \text{円}$  (用尺 2.0m、製品 50 着)

ロ スタイルごとに計算する場合

Aスタイル 製品 1 着当たりの原材料価格  $120,000 \text{円} / 60 \text{着} = 2,000 \text{円}$

Bスタイル 製品 1 着当たりの原材料価格  $120,000 \text{円} / 50 \text{着} = 2,400 \text{円}$

ハ 複数スタイルを一括して計算する場合

【1点当たりの原材料数（用尺等）による方法】

製品 1 着当たりの用尺  $[ (2.0\text{m} \times 60 \text{着}) + (2.0\text{m} \times 50 \text{着}) ] / 110 \text{着} = 2.0\text{m}$

【契約数量による方法】

製品 1 着当たりの原材料価格  $(120,000 \text{円} + 120,000 \text{円}) / (60 \text{着} + 50 \text{着}) = 2,181 \text{円}$

(2) 減税計算書の具体的な記載要領

A. 1点当たりの原材料数(用尺等)による方法

減税計算書(1点当たりの原材料数(用尺等)による方法)				
輸入申告番号				
税番 _____ 欄番号 _____ 税率 _____ %	製品の課税価格			
原 材 料 (有償・無償)	FOB	円		
非該当原材料 有(有償・無償)・無	C&F	円		
現地調達原材料 有(有償・無償)・無	CIF	円		
輸入完了 有 { タイプNO _____ タイプNO _____ タイプNO _____ } · 無	保 険	円		
	運 費	円		
	評価加算額	円		
	課税価格	(8)	円	
	関 稅 額	(9)	円	
<u>スタイル No.</u>				
<u>輸入申告数量</u>	(1)	pcs	pcs	pcs
<u>1点当たりの原材料数(用尺等)</u>	(2)	M	M	M
<u>使用数量(①×②)</u>	(3)	M	M	M
<u>実輸出数量</u>	(4)	M	M	M
<u>課税価格相当価格(輸出FOB×1.06)</u>	(5)	円	円	円
<u>輸入申告数量相当分の</u> <u>輸出原材料の課税価格相当価格</u> ⑥=⑤×③/④	計算式			
	(6)	円	円	円
<u>複数スタイルある場合の⑥の合計</u>	(7)	円		
<u>減税額</u> =⑨×⑦/⑧		円		
備考				

「スタイルNo.」欄

附属書に記載されているスタイルNo.を記載する。

① 「輸入申告数量」欄

スタイルごとの輸入申告数量を記載する。

② 「1点当たりの原材料数（用尺等）」欄

マスターパターンのマーキング仕様書（ただし、用尺が分かるのであれば、裁断報告書、型入れ図、写真等でもよい。）に記載されている1点当たりの用尺とし、原則として、小数点第3位を四捨五入のうえ、小数点第2位までを記載する。ただし、輸入者が希望すれば小数点第3位以下について記載しても差し支えない。

③ 「使用数量」欄

輸入申告数量×1点当たりの原材料数（用尺等）=使用数量を記載する。

④ 「実輸出数量」欄

附属書に記載されている実輸出数量を記載する。

⑤ 「課税価格相当価格（輸出FOB×1.06）」欄

附属書「1. 輸出原材料の概要」欄の「合計（A+B）C」の価格を記載する。

⑥ 「輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格」欄

$$\text{課税価格相当価格} \times \frac{\text{使用数量 (輸入申告数量} \times \text{1点当たりの原材料数})}{\text{実輸出数量}}$$

ただし、最終の輸入申告の場合は、⑥=⑤-（過去の輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格）として差し支えない。

⑦ 「複数スタイルある場合の⑥の合計」欄

複数のスタイルがある場合は⑥輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格の合計を記載する。

「減税額」欄

⑦輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格

⑨ 関税額

×

⑧輸入製品に係る課税価格

(注) 輸出原材料に比し、使用数量が不足又は超過している場合の減税計算例

最終の輸入時（1回で輸入が完了する場合は、当該輸入時）において、輸出原材料と使用数量（輸入申告数量×用尺等）との整合性を確認する。このとき、輸出原材料に比し、使用数量が不足又は超過している場合は、次により処理する。

例) 1mの単価1,000円の表生地を100m輸出した。（輸出申告価格¥100,000）

① 輸出原材料（100m）>使用数量（90m）の場合

減税対象となるのは、使用数量に対する課税価格相当価格（¥90,000）となる。したがって、10m分の課税価格相当価格は減税対象とならない。

ただし、輸出原材料の全量を使用したことが、裁断報告書等（副資材のみを輸出原材料として輸出している場合は、例えば、使用報告書等）で疎明できる場合は、輸出原材料の全量（分割輸入の場合は、残数量全て）を減税対象とすることができる。なお、この場合には輸入製品に係る課税価格も同様に評価加算される。

② 輸出原材料（100m）<使用数量（110m）の場合

原材料を100m輸出しているが、製品を製造するために使用された原材料は110mであることから、10mの原材料は、減税の対象とならない。したがって、100m分の課税価格相当価格（¥100,000）が減税計算の対象となる。

※上記は、原材料を無償提供し、加工賃は1pcs当たり一定の金額が設定されている場合を前提としているが、有償提供の場合、加工賃に変更が生じる場合、残余生地が現地で減却される場合、副産物となる場合等、個々の取引に応じて減税計算方法や課税価格への評価加算が異なることがあるため留意が必要。

B. 契約数量による方法

減 税 計 算 書 (契約数量による方法)																							
輸入申告番号																							
税番	欄番号	税率	%																				
原 材 料 (有償・無償)																							
非該当原材料	有 (有償・無償)	・無																					
現地調達原材料	有 (有償・無償)	・無																					
輸入完了																							
有	スタイルNO _____	・無																					
スタイルNO _____																							
スタイルNO _____																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">製 品 の 課 稅 價 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インボイス</td> <td>FOB C&amp;F CIF</td> <td>円 円 円</td> </tr> <tr> <td>保 険</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>運 貨</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>評価加算額</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>課 稅 價 格</td> <td>(6)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>関 稅 額</td> <td>(7)</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>				製 品 の 課 稅 價 格		インボイス	FOB C&F CIF	円 円 円	保 険		円	運 貨		円	評価加算額		円	課 稅 價 格	(6)	円	関 稅 額	(7)	円
製 品 の 課 稅 價 格																							
インボイス	FOB C&F CIF	円 円 円																					
保 険		円																					
運 貨		円																					
評価加算額		円																					
課 稅 價 格	(6)	円																					
関 稅 額	(7)	円																					
<b>ス タ イ ル No.</b>																							
<b>輸 入 申 告 数 量</b>	<u>①</u>	pcs	pcs	pcs																			
<b>契 約 数 量</b>	<u>②</u>	pcs	pcs	pcs																			
<b>課 稅 價 格 相 当 價 格 (輸 出 FOB × 1.06)</b>	<u>③</u>	円	円	円																			
<b>輸 入 申 告 数 量 相 当 分 の 輸 出 原 材 料 の 課 稅 價 格 相 当 價 格</b>	<u>計算式</u>																						
$④ = ③ \times ① / ②$	<u>④</u>	円	円	円																			
<b>複 数 ス タ イ ル あ る 場 合 の ④ の 合 計</b>	<u>⑤</u>			円																			
<b>減 税 額</b> = $⑦ \times ⑤ / ⑥$				円																			
<b>備 考</b>																							

**「スタイルNo.」欄**

附属書に記載されているスタイルNo. を記載する。

① **「輸入申告数量」欄**

スタイルごとの輸入申告数量を記載する。

② **「契約数量」欄**

附属書に記載されている契約数量を記載する。

③ 「課税価格相当価格（輸出FOB×1.06）」欄

附属書「1. 輸出原材料の概要」欄の「合計（A+B）C」の価格を記載する。

④ 「輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格」欄

$$\text{課税価格相当価格} \times \frac{\text{輸入数量}}{\text{契約数量}}$$

ただし、最終の輸入申告の場合は、④=③-（過去の輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格）として差し支えない。

⑤ 「複数スタイルある場合の④の合計」欄

複数のスタイルがある場合は④輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格の合計を記載する。

「減税額」欄

⑤輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格

$$\text{⑦ 関税額} \times \frac{\text{⑥輸入製品に係る課税価格}}{\text{契約数量}}$$

(注) 契約数量に比し、輸入数量が不足又は超過している場合の減税計算例

最終の輸入時（1回で輸入が完了する場合は、当該輸入時）において、契約数量と輸入数量との整合性を確認する。このとき、契約数量に比し、輸入数量が不足又は超過している場合は、次により処理する。

例) 契約数量は 100pcs、1 m の単価 1,000 円の表生地を 100 m 輸出した。（輸出申告価格 ¥100,000）

① 契約数量（100pcs）>輸入数量（90pcs）の場合

減税対象となるのは、輸入数量に対する課税価格相当価格（¥90,000）となる。従って、100pcs 分の課税価格相当価格は減税対象とならない。

ただし、輸出原材料の全量を使用したことが、裁断報告書等（副資材のみを輸出原材料として輸出している場合は、例えば、使用報告書等）で疎明できる場合は、輸出原材料の全量（分割輸入の場合は、残数量全て）を最終の輸入時に減税対象とすることができる。なお、この場合には輸入製品に係る課税価格も同様に評価加算される。

② 契約数量（100pcs）<輸入数量（110pcs）の場合

100pcs の課税価格相当価格（¥100,000）が減税計算の対象となる。

※上記は、原材料を無償提供し、加工賃は1pcs当たり一定の金額が設定されている場合を前提としているが、有償提供の場合、加工賃に変更が生じる場合、残余生地が現地で減却される場合、副産物となる場合等、個々の取引に応じて減税計算方法や課税価格への評価加算が異なることがあるため留意が必要。

### (3) 減税計算に反映される限度額

減税対象として減税計算に反映される限度額は、附属書「1. 輸出原材料の概要」の「合計（A

+ B) C」欄「計」に記載されている額である。

#### (4) 減税計算の端数処理

減税計算の途中では、端数処理することなく計算する。ただし、関税の確定金額を算出する過程において、1円未満の端数を生ずる場合は、その都度、1円未満の端数を切り捨てる。（関税法第13条の4により準用される国税通則法第119条に係る国税通則法基本通達（徴収部関係）第119条6）

### 6. 附属書

#### (1) 附属書の提出

① 原則として、最初の輸入申告時（令第22条第2項ただし書きの場合は、契約ごとの最初の輸入申告時）に全スタイル分2通の附属書（原本、交付用）を、輸入申告官署に提出させることとする。

ただし、MSX業務等により附属書を提出する場合は、交付用のみ書面により提出する。

なお、最終の輸出が完了する前に輸入が始まる場合においては、その輸入されるスタイルのみの附属書を提出させることとして差し支えない。

また、附属書は、原則として、製品のスタイルごとに別葉に作成させるが、同一税番に分類される製品で、その1着当たりの製品価格及び輸出原材料価格並びに用尺が概ね同じである場合には、品番・単価が異なる生地を使用していても、複数スタイルを一附属書にまとめて記載することができる。

なお、複数スタイルを一附属書にまとめて記載する場合に限らず、附属書に記載しきれない場合には、附属書に記載すべき内容を記載した別紙を添付のうえ「別紙のとおり」と記載する。この場合、裏落しについても別紙で行って差し支えない。

附属書の記載事項を確認したときは、交付用については全ページに審査印を押印又は契印機により一括穿孔処理後、先頭ページの穿孔横に審査印を押印し、交付する。

② 分割して輸入する製品について、同時期に複数の官署で輸入申告を行う場合は、交付用の写しによる輸入申告を認め、当該製品を必要に応じて検査・保管したうえ、事後審査扱いにより処理し、その旨を備考欄に記載する。

なお、この場合、事後、確認申告書等を提出させ、附属書の裏落しを行う。

(2) 附属書の具体的な記載要領

附 属 書						税関様式P第7710号
1. 輸出原材料の概要						<u>スタイル番号</u> ①
<u>品名</u> ②	<u>数量</u> ②	<u>単価</u> ②	<u>価格</u> (FOB) A③	<u>往復の運賃等</u> (A×0.06) B③	<u>合計</u> (A+B) C③	
<u>計</u>			④	④	④	
2. 加工又は組立ての際生ずる <u>副産物</u> ⑤						
<u>品名</u> ⑥	<u>数量</u> ⑦	<u>価格</u> ⑧	<u>処理方法</u> ⑨			
計			記載不要			

① 「スタイル番号」欄

当該製品のスタイル番号を記載する。

② 「品名」「数量」「単価」欄

減税対象とする輸出原材料貨物を個々に記載する。

複数スタイルを一附属書にまとめて記載する場合には、スタイル毎に輸出原材料貨物を個々に記載する。

③ 「価格(FOB) A」「往復の運賃等(A×0.06) B」「合計(円貨)(A+B) C」欄  
個々の記載は省略し、④「計」欄にのみ記載する。

④ 「計」欄

「価格(FOB) A」「往復の運賃等(A×0.06) B」「合計(A+B) C」をそれぞれ記載する。また、輸出未完了の場合は、輸出完了時に実輸出数量及び実輸出価格に基づいて訂正する。

⑤ 「副産物」

副産物とは、製品を製造する際に、当該製造に直接使用した生地（製品の仕様書等の用尺等により算出した数量の生地又は報告書等の数量の生地）から発生したもので、商品価値を有するものをいい、残余生地を別契約に転用する場合も当該残余生地を副産物欄に記載する。

したがって、織ムラ等の不良生地等は、副産物とはならない。

なお、生地から製品を製造する段階で生じる裁断くず、端切れ（用尺が製品1点分に満たないもの）等は、通常再利用等をしないことから価値のないものとして製造ロスに含めるが、再利用

する場合には副産物に含める。

⑥ 「品名」 欄

副産物となつた輸出原材料（表生地又は附属品）の品名を記載する。

⑦ 「数量」 欄

副産物となつた輸出原材料（表生地又は附属品）の数量を記載する。

⑧ 「価格」 欄

当該副産物の加工国における価格を記載する。当該価格が不明の場合は、附属書に記載されている単価に基づいて算出した価格を記載する。

⑨ 「処理方法」 欄

輸入が完了した時点で、用尺からみて製品1点以上を製造できる数量が残っている場合は、その生地の処理方法を記載する。

例えば、「加工業者に無償支給」「本邦へ返送」「現地にて滅却」「別契約へ転用」等具体的に記載する。

P第7710号 附属書（裏面）〈上段〉

3. 輸出原材料の使用実績

品名等 ⑩	実輸出数量⑪	備考 ⑫

⑩ 「品名等」 欄

イ 加工又は組立国（地域）において、輸出原材料を使用して製造される製品名、スタイル番号を記載する。

ロ 輸出原材料のうち、主要輸出原材料を1品目のみ記載する（用尺等による減税計算方法の場合のみ）。

主要輸出原材料が表生地の場合は、当該表生地の品名を記載する。また、表生地が数種類ある場合は、実輸出数量の多い表生地の品名を記載する。

主要輸出原材料が副資材の場合は、輸入申告時に使用数量の管理が簡易な品名（例えば、ファスナー、ショルダーパット等）を記載する。この場合、特に疑義がある場合を除き、輸入者の申し出た副資材を主要輸出原材料として認めて差し支えない。

⑪ 「実輸出数量⑪」 欄

主要輸出原材料として指定した原材料の実輸出数量（用尺等による減税計算方法の場合）を記載する。ただし、主要輸出原材料（表生地）が数種類ある場合は、実輸出数量の多い表生地の数量を記載する。

契約数量による減税計算方法の場合は契約数量を記載する。

また、複数スタイルを一附属書にまとめて記載する場合には、複数スタイルの合計契約数量を記載する。

⑫ 「備考」 欄

- イ 契約数量（用尺等による減税計算方法の場合のみ記載）  
当該契約にかかる製品契約数量を記載する。
- ロ 用尺（用尺等による減税計算方法の場合のみ記載）  
マーキング仕様書（ただし、用尺が分かるのであれば、裁断報告書、型入れ図、写真等でもよい。）に記載されている生地の用尺（主要輸出原材料が副資材の場合は、製品1着当たりの使用数量）を加工・組立減税手続の際に記載する。
- ハ 契約数量による減税計算方法の場合には、「契約数量」と記載する。

P第7710号 附属書（裏面）〈下段〉

<u>申告年月日</u>	<u>税関官署名</u>	<u>使用数量⑩</u>	<u>残数量</u>	<u>備考</u>	<u>税関確認印</u>
<u>申告番号⑪</u>	<u>⑫</u>	<u>⑬</u>	<u>(D-E)⑭</u>	<u>⑮</u>	<u>⑯</u>

⑪ 「申告年月日・申告番号」欄

輸入申告の年月日（特例申告貨物にあっては、引取申告の許可日）及び輸入申告番号を記載する。

⑫ 「税関官署名」欄

輸入申告する税関の官署名を記載する。

⑬ 「使用数量⑩」欄

用尺等による減税計算方法の場合には、以下の要領で製品の輸入申告数量に用尺（副資材の場合は、1着当たりの使用数量）を乗じて算出した数量を記載する。なお、契約数量による減税計算方法の場合には輸入数量を記載する。

イ 主要輸出原材料が表生地の場合

主要輸出原材料が表生地の場合は、製品の輸入数量にマスターパターンのマーキング仕様書（ただし、用尺が分かるのであれば、裁断報告書、型入れ図、写真等でもよい。）に記載されている用尺を乗じて得られた数量を記載する。なお、用尺の有効数値は、原則として、小数点第3位を四捨五入のうえ、小数点第2位までの値とするが、輸入者が希望すれば、小数点第3位以下を記載しても差し支えない。

ロ 主要輸出原材料が副資材の場合

主要輸出原材料が副資材の場合は、製品の輸入数量に1着当たりの使用数量を乗じて得られた数量を記載する。

ハ 確認を受けた貨物を再輸入免税を適用して輸入する場合

確認を受けた貨物について本制度を適用せず再輸入免税等を適用して輸入する場合、附属書の裏落しは不要である。

次回輸入時に暫8を適用する場合は、附属書（裏面）「3. 輸出原材料の使用実績（裏面）」欄に必要事項、「備考」欄に「暫8適用せず」と記載する。

**(16) 「残数量（D-E）」欄**

実輸出数量（D）（⑪）から使用数量（E）（⑯）を差し引いた数量を記載する。

なお、契約数量で減税計算する場合、契約数量から輸入数量を差し引いた数量を記載する。

**(17) 「備考」欄**

次の項目を記載する。

**イ 製品輸入数量（P C S）**

当該輸入申告に係る製品輸入数量（P C S）を記載する（用尺等による減税計算方法の場合のみ）。

**ロ 課税価格相当価格**

減税計算に使用された輸出原材料の課税価格相当価格を記載する。

**ハ 事後審査扱い**

事後審査扱いにした場合は、「事後審査扱い」と記載する。

**ニ B P**

B Pにした場合は、「B P」と記載する。

**(18) 「税関確認印」欄**

審査職員の審査印を押印する。

**(3) 輸入完了時の処理**

一契約に係る最終の輸入時には、附属書（又は attached sheet）の「備考」欄に「輸入完了」の旨を記載させる。

**(4) 附属書の訂正等**

附属書の訂正等については、次による。なお、訂正等については、書面のみならず、汎用申請（H Y S）業務でも可能である。

**イ 不良生地等による附属書の訂正**

本邦から輸出した原材料が不良生地（織ムラ等）等のため使用しないこととなり、現地で減却又は売却若しくは本邦に返送した場合（以下、「減却等」という。）は、当該減却等を証明する書類（注）を提出させ、これに基づき附属書の訂正を行う。

また、附属書の税関への提出前に、上記による輸出原材料の数量等の変更があった場合は、変更後の数量等を記載した附属書に当該減却等を証明する書類を添えて税関に提出する。

なお、原材料の加工の際に通常生ずる裁断くず、端切れ（再利用する場合を除く。）等については、附属書を訂正することなく減税額の基礎となる輸出原材料に含めることとなるので留意する。

（注）「減却等を証明する書類」とは、減却等をした事実を客観的に証明するもので、減却等をした原材料、数量等が確認できるものをいい、例えば、次のような書類が考えられる。

①「減却を証明する書類」としては、現地メーカー等の減却費用請求書等

②「売却を証明する書類」としては、現地メーカー等の売却先の納品書等

③「本邦への返送を証明する書類」としては、返送時の輸入許可書等

なお、上記請求書や納品書等に代えて、現地メーカーから輸入者への減却若しくは売却したことの報告書でも差し支えない。

□ 輸出未完了のため事後審査扱いとなった輸入申告に係る附属書の訂正先

輸出未完了のため事後審査扱いとなった輸入申告について、輸出が完了した結果、実輸出数量及び課税価格相当価格に変更が生じた場合は、原則として、当該契約に係る最初の輸入通関官署において附属書の訂正又は差し替えをすることとするが、輸入者が輸出完了後、新たに輸入申告を行う通関官署での訂正又は差し替えを希望する場合には、これを認めて差し支えない。

なお、事後審査扱いとなっている輸入申告に係る修（更）正手続は、別途必要な場合もあるので留意する。

## 7. 確認申告書、契約実績表

### （1）確認申告書（その添付書類を含む。）

輸出時に確認を受けた、確認申告書（その添付書類を含む。）及び生地見本等は、本邦から輸出した原材料を使用して製造した製品であるかどうかを確認するため提出しているものである。

したがって、輸入申告時には確認申告書（その添付書類を含む。）の他、（輸出時に生地見本等を提出している場合には）適宜、生地見本等を用いて、基本通達8－5（7）の規定に基づき確認を行う。

### （2）令第22条第2項ただし書扱いに係る取扱い

#### イ 契約実績の確認

各委託加工契約に係る契約実績の確認は、提出された契約書に基づき加工・組立輸出貨物確認申告書（交付用）の原本に添付した契約実績表（総括・個別）へ使用する輸出原材料の価格及び数量（契約数量・残数量）の裏落しを記載して行い、複数の確認申告書から使用原材料の裏落しを行う場合は、それぞれの確認申告書から先入先出しにより裏落しする。なお、契約実績表に記載しきれない場合には、契約実績表に記載すべき内容を記載した別紙を添付のうえ「別紙のとおり」と記載する。この場合、裏落しについても別紙で行って差し支えない。

なお、同時期に複数の官署で契約実績の確認を要する場合は、事後、当該確認申告書の原本の提出を条件として当該確認申告書の写しによる確認を認めて差し支えない。この場合、輸入申告は事後審査扱いにより処理することとなるので留意する。

また、輸入者が希望する場合は、各委託加工契約が結ばれてから最初の製品の輸入申告時までの間に、製品の輸入を予定している税関官署（輸入予定地が決まっていない場合は、輸出原材料の確認を受けた税関官署）において契約実績の確認を行って差し支えない。

#### ロ 各委託加工契約の2回目以降の輸入申告

各委託加工契約の2回目以降の製品の輸入申告の際には、税関が加工・組立輸出貨物確認申告書（交付用）の原本と照合した当該確認申告書の写しを当該契約に係る確認申告書として提示することとして差し支えない。

なお、税関が行う原本との照合は、関税法第102条に規定する「証明書類の交付」には当たらないので留意する。

#### ハ 契約実績表

令第22条第2項ただし書扱いの場合は、各契約の最初の輸入申告時に加工・組立輸出貨物確認申告書に添付される契約実績表（総括）（税関様式P第7700号-2）及び契約実績表（個

別) (税関様式P第7700号-3)のそれぞれに契約実績を記載する。

#### 契約実績の具体的な記載要領

税関様式P第7700号-2

##### 契約実績表（総括）

###### 輸出原材料

輸出申告価格	備考

###### 契約実績

年月日①	税関官署名③	契約に係る輸出原材料価格④	備考	税関確認印②

税関様式P第7700号-3

##### 契約実績表（個別）

###### 輸出原材料

品名等（性質、形状等）	実輸出数量	単価	価格	備考

###### 契約実績

年月日①	契約数量⑤	残数量⑥	備考	税関確認印②

#### P7700-2及び3共通

- ① 年月日欄には、当該委託加工契約についての確認年月日（確認申告書の提出年月日）を記載する。
- ② 税関確認印欄には、審査職員の審査印を押印する。

#### P7700-2（総括）のみ

- ③ 税関官署名欄には、確認税関官署名（契約の確認を受けるために確認申告書を提出した税関官署名）を記載する。
- ④ 契約に係る輸出原材料価格欄には、1契約に係る輸出原材料の輸出申告価格（合計額）を記載する。

## P 7700-3（個別）のみ

- ⑤ **契約数量欄**には、当該委託加工契約上の輸出原材料（「品名等（性質、形状等）」欄に記載されたものに限る。）の数量を記載する。
- ⑥ **残数量欄**には、実輸出数量から契約数量を差し引いた数量を記載する。

## 8. 契約書等

### (1) 契約書等の提出

令第23条に規定する「加工又は組立てを証する書類」を輸入申告書に添付する。

輸出申告の際に提出された契約書等と契約内容に変更がない場合には、当該契約書等の提示をもって提出に代えて差し支えないが、原材料の輸出後に契約書の内容（品名、数量等）に変更があった場合は、変更後の契約書等の提出が必要となる。ただし、契約変更が加工賃の単価の変更のみであれば、輸出の際に提出された契約書等の提示で差し支えない。

### (2) 令第22条第2項ただし書き扱いの場合

令第23条に規定する「加工又は組立てを証する書類」は、同条第3項に規定する事項（輸入する製品の品名及び数量、及び輸出原材料（貨物）の記号、番号、品名、数量、輸出許可年月日及び輸出許可番号）を記載したものでなければならない。

### (3) 契約の変更等

契約の変更等については、次による。なお、手続きについては、書面のみならず、汎用申請（HY S）業務でも可能である。

当初の契約内容（製品の数量、品名、輸出原材料の品名、数量、単価等）に変更（同一契約内で同一生地を使用する別のスタイルへ生地を転用する場合を含む。）があった場合には、最初の輸入申告時（MSX業務等により書類を提出する場合には輸入申告前）に変更後の契約書等を2通（提出用・返付用）提出させ、返付用については、審査印を押印の上、当初契約書（返付用）に添付し、返却する。（輸出が完了する前に契約変更が行われた場合や輸入申告官署が未定の場合等、事情に応じて、輸出許可官署又は輸出申告官署で手続きすることも可能である。）

ただし、既に変更前の契約書等に基づき製品の輸入が行われている場合には、原則として、当該契約の変更前における最初の輸入申告を行った税関官署に変更後の契約書等を提出させ、附属書の訂正又は差し替えをさせることとするが、輸入者が契約変更後、新たに輸入申告を行う税関官署での訂正又は差し替えを希望する場合には、これを認めて差し支えない。

なお、契約を変更した場合においては、適切に減税計算、評価計算等の再計算を行い、輸出申告時に確認を受けた原材料の総輸出数量の範囲内において、変更後の契約内容に基づき減税して差し支えない。

## 9. 加工仕様書・加工指図書

加工仕様書・加工指図書は、輸入する品目（スタイル）ごとに提出し、加工内容、用尺（副資材のみを輸出原材料として輸出している場合は、1着当たりの必要使用数量）及び当該用尺（当該必要使用量）から算出した主要輸出原材料の使用数量を確認する。

なお、原材料貨物の同一性、数量及び加工等の程度が容易に確認できる場合は提出を要しない。

## 10. マスターパターンのマーキング仕様書

### (1) マーキング仕様書の提出

マーキング仕様書は、用尺（未裁断の生地から製品1着を製造するために必要な生地の長さ）を確認するためのものであり、主要輸出原材料の使用数量を把握することにより、減税計算の基礎を算出することから提出させる。

ただし、用尺が分かるものであれば、裁断報告書、型入れ図、写真等でもよい。なお、用尺は、裁断したときの端切れ、裁断くずなどのロスを含めたものとする。

なお、契約数量により減税計算を行う場合には、マーキング仕様書の提出は要しない。

### (2) マーキング仕様書の記載事項

マーキング仕様書には、次の事項を記載する。

- ・ 契約書の番号
- ・ マーキング仕様書に使用される原反の品番
- ・ 製品のスタイル番号・品名
- ・ スタイルごとのサイズ・数量
- ・ サイズ違いがある場合は、各サイズの用尺

### (3) 裏地、芯地等のマーキング仕様書の提出

減税計算は、主要輸出原材料である表生地が基礎となるので、裏地、芯地のマーキング仕様書の提出は必要ない。ただし、表生地がなく、裏地、芯地が主要輸出原材料となる場合は必要である。

### (4) 同一スタイルでサイズが異なる場合の取扱い

同一スタイルでサイズが異なる場合のマーキング仕様書の提出は1種類とする。

ただし、減税計算に使用する用尺は、各サイズの用尺を加重平均した用尺とする。なお、加重平均用尺を算出するため、各サイズの用尺及び契約数量をマーキング仕様書の余白に記載する。

### (5) 用尺で除した製品数量よりもできた製品数量が超過又は不足する場合

#### イ 裁断報告書の提出

裁断報告書は、本邦から輸出した表生地（副資材を除く）を加工仕様書等に従って裁断した結果報告書である。

表生地を用尺で除した製品数量よりもできた製品数量が超過又は不足する場合は、裁断報告書の提出により裁断報告書の実績をもとに用尺を確認することとし、疎明できれば実裁断数量に基づき減税計算をする。

#### ロ 裁断報告書の具体的な記載事項

現地の加工業者が作成したもの（メール等を含む）とし、記載事項は以下のとおりとする。

- ・ 加工業者の代表者若しくは責任者等の氏名
- ・ 契約番号、スタイル番号
- ・ 主要輸出原材料の搬入数量及び裁断数量
- ・ 製品の製造数量（必要に応じ記載）
- ・ 残余生地等の有無及び処分方法（必要に応じ記載）

## 11. 生地見本等

上記Ⅱ5. のとおり、輸入申告時の同一性の確認は、原則、確認申告書（その添付書類を含む。）により、基本通達8-5(7)の規定に基づいて行うこととなるが、輸出時に生地見本等を提出している場合には、確認申告書を補完するものとして、併せて税関審査に使用する。

なお、輸出時に生地見本等を提出せず、生地規格書等により税関の確認を受けた場合は、輸入時には生地見本等の提出は要しない。

## 12. 分割輸入される場合の提出資料の取扱いについて

同一製品が分割輸入される場合における上記9.～11.に掲げられた加工仕様書等の資料の取扱いについて、初回に用尺（加工内容）等を確認したものについては、以後の各輸入申告時に当該資料の提出を求めることがないように留意する。

## 13. 暫定法第8条の制度の適用を受けることなく輸入通関した場合

加工又は組立の契約に基づき、税関の確認を受けて輸出した貨物が、製品の輸入通関を急ぐ等の理由により、本制度の適用を受けることなく輸入通關した場合は、附属書の裏落しは不要とし、暫8適用に係る関係書類の提出及び添付は必要ない。

なお、輸入の際に、暫定法第8条の適用を受けることなく輸入通關したことを理由とした許可の取消し及び更正請求はできない。

### (1) 次回輸入分について本制度の適用を受ける場合

次回輸入分について暫8の適用を受ける場合には、次回輸入申告時に、附属書（裏面）「3. 輸出原材料の使用実績」に必要事項、「備考」欄に「暫8適用せず」をそれぞれ記載させ、裏落しの確認のため、暫8適用を受けなかった分の輸入申告書類を提出させる。

例：1回目 暫8制度適用せず、2回目 暫8制度を適用する場合には、2回目の輸入申告時に1回目の輸入書類も併せて提出する。

この場合、輸入者が希望すれば1回目の輸入申告後2回目の申告までの間に、附属書の裏落しを行うために1回目の輸入申告官署に附属書等を提出し、裏落しの確認を受けても差し支えない。

### (2) 特惠関税を適用する場合

本制度と特惠関税制度を併用することはできない。

よって、特惠関税の適用を受ける物品については、本制度の適用を受けることはできない。ただし、一申告で複数欄申告の場合、特惠税率を適用していない欄については、本制度の適用は可能である。

（なお、本制度とEPA税率（有税）を同時に適用することは可能である。）

※EPA税率とは、経済連携協定における関税についての特別の規定による便益による税率をいう。

## 14. 事後審査扱い

### (1) 事後審査扱いとする輸入申告

イ 輸出が未完了の場合

輸出原材料が分割して輸出されている場合、その輸出のすべてが完了する前に輸入が始まる場合の輸入申告は、課税価格等が未決定のため事後審査扱いにより処理する。ただし、申告者が希望する場合は、B P扱いとする。

ロ 同時期に複数の官署で輸入申告を行う場合

同時期に複数の官署で輸入申告を行う場合は、交付用の附属書の写しによる輸入申告を認め、当該製品を必要に応じて検査・保管したうえで、事後審査扱いにより処理する。

なお、同時期とは、必ずしも同日付の輸入申告に限るものではない。

(2) 事後審査扱いの処理要領

イ 輸入申告書

輸入申告書の「税関記入欄」及び附属書（裏面）の「3. 輸出原材料の使用実績」欄に必要事項、「備考欄」に「事後審査扱い」をそれぞれ記載する。

ロ 審査終了時

事後審査扱いをする輸入申告書の審査終了の入力時、N A C C S 申告の場合は事後審査扱いの旨のコードを入力し、マニュアル申告の場合は事後審査扱いの旨を記入する。

ハ 事後審査の完了

(イ) 輸出が未完了の場合

輸出が完了した結果、実輸出数量及び課税価格相当価格に変更が生じた場合は、訂正又は差し替えた附属書等を、事後審査扱いとなっている通関官署に速やかに提出させ、必要がある場合には、修（更）正させる（この場合の附属書の訂正等は「III. 輸入通関手続関係 6. (4)」を参照）。

なお、減税計算上特段の支障がない場合には、原則として最終の輸入申告において減税額、製品の課税価格に調整を行うことで、事後審査扱いの輸入申告の修（更）正是不要として差し支えない（最終の輸入申告における減税額、製品の課税価格の調整の具体的方法については、IV. 具体的な記載方法及び減税計算 4. C (3)（最終の輸入で調整を行う方法）を参照）。また、最終の輸入申告よりも前の輸入申告の段階で事後審査扱いとなっている輸入申告に係る減税額、製品の課税価格の調整を行うことを希望する場合には、これを認めて差し支えない。

(ロ) 同時期に複数の官署で輸入申告を行うため写しを用いた場合

交付用原本を入手次第、事後審査扱いとなっている通関官署に交付用の確認申告書等を提出させ、内容を確認のうえ附属書の裏落しを行う。

(3) 事後審査扱いにおける留意点

輸出完了後、減税額及び納付すべき関税額に変更があった場合において、税関が輸出完了後に減税額の変更の有無について、輸入者等へ確認を行った後に修正申告書が提出された場合は、更正があるべきことを予知してされた修正申告として過少申告加算税を賦課する（ただし、輸出原材料、輸入製品の種類、数量等を総合的に勘案し、輸出が完了してから修正申告書を提出するための合理的な期間（原則として最終の輸出の許可日から 1 ヶ月）内に行われた修正申告については、過少申告加算税は賦課しない。）。

## 15. 予備審査扱い

暫8適用貨物であっても、他の貨物と同様に予備審査制度を利用することは可能であるが、予備申告に際しては、確認申告書、附属書等の提出を要するので留意する。

## 16. 製品の課税価格（加算要素）

### （1）課税価格を構成する費用が別途ある場合

減税の対象となる輸出原材料については附属書に記載されており、製品が輸入される際、課税価格の計算は可能である。しかし、附属書に記載されていない無償提供物品等がある場合には、これらの費用を含めて課税価格を計算する。例えば、次のような場合がこれに該当する。

なお、これらの費用がある場合には、便宜、評価申告書を提出させる。

イ 当該製品を製造するために、無償で提供された原材料がある場合。

これらの原材料は、日本から提供したもののみならず、現地調達又は第三国で調達したもの、ハンドキャリー（携帯品）及びEMS等で提供したもの等無償で提供された原材料すべてを含む。

ロ その他仲介料、ロイヤルティ、製造機械等。

### （2）評価上の製品の課税価格の計算方法

関税定率法第4条（課税価格の決定の原則）に掲げる加算要素が生じた場合は、その額を現実支払価格に加算する。

イ 一括輸入の場合

一括輸入される場合の加算額は、当該製品を製造するために無償で提供された原材料等の総価格（到着港までの運賃・保険料を含む。）とする。

ロ 分割輸入の場合

製品が分割して輸入される場合の無償で提供された原材料等（減税対象外のものを含む。）の1着当たりの加算額は、複数スタイルの場合においても、同一の税番が適用される製品の範囲内であれば、当該原材料等の合計額を当該製品に係る輸入契約の合計数量で除して算出する。この場合、最終的な輸入数量が契約数量を下回った場合、残余の原材料の価格（運賃・保険料を含む。）を最終の輸入申告時に加算する（残余の原材料が滅却されている場合や副産物（別契約への転用を含む。）となっている場合を除く）。

### （3）課税価格の計算例（無償提供費用）

イ 輸入数量（90PCS）<契約数量（100PCS）

契約数量 100PCS (原材料 105PCS分)

原材料価格（無償提供した総額） 1,050,000円

輸入数量 1回目 30PCS

2回目 40PCS

3回目 20PCS

計 90PCS

(イ) 1回目の輸入

1,050,000円×30／100=315,000円…①

(ロ) 2回目の輸入

$$1,050,000 \text{円} \times 40 / 100 = 420,000 \text{円} \cdots ②$$

(ハ) 3回目の輸入

(輸出した原材料をすべて使用して輸入製品が製造された場合)

輸入数量が契約数量を下回った場合には、残額の全額を加算する。

$$1,050,000 \text{円} - (①+②) = 315,000 \text{円}$$

(余った原材料を減却した場合)

輸入数量が契約数量を下回った場合には、製品に使用した分を加算する。

$$1,050,000 \text{円} \times 20 / 100 = 210,000 \text{円}$$

ロ 輸入数量 (100PCS) = 契約数量 (100PCS)

契約数量 100PCS (原材料 105PCS)

原材料価格 (無償提供した総額) 1,050,000円

輸入数量 1回目 30PCS

2回目 40PCS

3回目 30PCS

計 100PCS

(イ) 1回目の輸入

$$1,050,000 \text{円} \times 30 / 100 = 315,000 \text{円} \cdots ①$$

(ロ) 2回目の輸入

$$1,050,000 \text{円} \times 40 / 100 = 420,000 \text{円} \cdots ②$$

(ハ) 3回目の輸入

(輸出した原材料をすべて使用して輸入製品が製造された場合)

残額の全額を加算する。

$$1,050,000 \text{円} - (①+②) = 315,000 \text{円} \cdots ③$$

ハ 輸入数量 (110PCS) > 契約数量 (100PCS)

契約数量 100PCS (原材料 105PCS)

原材料価格 (無償提供した総額) 1,050,000円

輸入数量 1回目 50PCS

2回目 45PCS

3回目 15PCS

計 110PCS

(イ) 1回目の輸入

$$1,050,000 \text{円} \times 50 / 100 = 525,000 \text{円} \cdots ①$$

(ロ) 2回目の輸入

$$1,050,000 \text{円} \times 45 / 100 = 472,500 \text{円} \cdots ②$$

(ハ) 3回目の輸入

(輸出した原材料ですべての製品を製造した場合)

原材料を 105PCS 分提供しており、実輸入数量 110PCS 分が提供された原材料を使用して製造された製品である。

よって、

$$1,050,000\text{円} - (\text{①} + \text{②}) = 52,500\text{円} \cdots \text{③}$$

(契約数量より多く製造した 5 P C S の原材料を現地調達した場合)

輸出原材料を使用して製造した 1 0 5 P C S 分は、減税対象の製品であり、輸出した原材料を使用して製造された製品である。また、現地調達して製造した 5 P C S は、減税対象外となるため別欄で申告する。

よって、

$$1,050,000\text{円} - (\text{①} + \text{②}) = 52,500\text{円}$$

(1 0 5 P C S、減税分)  $\cdots \text{③}$

現地調達費用 (5 P C S、課税分)

## 17. 特例申告貨物について本制度を適用する場合の取扱い

- ・ 輸入（引取）申告書に暫定法第 8 条の適用を受ける旨を付記する。（令第 23 条第 4 項）
- ・ 特例（納税）申告の際、その特例申告書に本制度の規定により輸出された貨物の輸出許可書又はこれに代わる税関の証明書、加工又は組立てを証する書類及び減免税明細書等を添付して、税関長に提出する。（令第 23 条第 1 項）
- ・ 特例申告の際に提出される附属書（裏面）の「申告年月日」の日付は、引取申告の許可日を記載する。

## 18. A E O 輸入者又はA E O 通関業者が行う輸入手続の特例（基本通達 8-1-3）

### （1）概要

A E O 輸入者又はA E O 通関業者が行う輸入手続の簡素化については、次のとおり取り扱って差し支えない。

イ 輸出許可書及び契約書等（返付用）について、その写しを提出する。ただし、契約書等（返付用）について、輸出時に前記 II 6. に記載する A E O 輸出者又はA E O 通関業者が行う輸出手続の特例の適用を受けた場合は、これに相当するものとして適切に管理する書類の写しを提出する。

ロ 附属書は、輸出原材料の輸出実績、加工又は組立の際生ずる副産物の処理状況、輸出原材料の使用実績を適切に管理することで、その提出を省略する。

ハ 確認申告書（交付用）及び生地見本等は、それらを適切に保管することでその提示を省略する。

二 加工仕様書、加工指図書等の加工の詳細を記載した書類等、及びマーキング仕様書や写真といった用尺や裁断数量等が明らかとなる書類は、それらを適切に保管することでその提出を省略する。

ホ 個別評価申告書について、輸出原材料の価格、往路の運賃及び保険料等を適切に記載した一覧表のみを添付して提出する（請求書、運賃明細書等の証憑の提出を省略して差し支えない。）。

### （2）利用方法

上記（1）イからホまでの省略手続は、一部の手続だけを省略することも可能である。また、輸入申告に際しては、システム申告の場合は輸入申告控「記事」欄に、全ての省略手続を利用する場合には「A E O Z E N」、一部のみを省略する場合には「A E O K I J I M I H O N」、「A E O H U Z O K U S Y O」等と記入することで簡素化措置利用の意思表示をすることができる。

## IV 具体的な記載方法及び減税計算

※1.～6.は用尺等による減税計算方法の場合の例。7.及び7-2.は契約数量による減税計算方法の例。8.は複数スタイルを一括する場合の計算方法の例。

### 1. 輸出、輸入とも1回で完了する場合

#### (1) 具体的な取引形態

- ・輸出貨物（表生地）：輸出申告年月日 R〇.4.1  
**YARN DYED TWILL FABRIC**  
 (FABRIC NO 6520 : COTTON 80%・POLYESTER 20%)  
1,000m × @FOB¥1,200/m = FOB¥1,200,000 (無償貨物)
- ・輸入貨物（製品）  
**WOMEN'S BLOUSES (S/NO.1111)**  
@FOB¥500/PCS (加工費のみ) 関税率 11.2%
- ・運賃保険  
無償提供した輸出原材料の運賃・保険 ¥50,000  
製品の運賃・保険 ¥50,000
- ・用尺  
 1 m/PCS (マーキング仕様書の用尺による。)
- ・契約数量  
1,000PCS

#### (2) 輸出申告時の具体的な記載方法

##### 確認申告書

申請番号 ・・・・・・・・ 税関様式P第7700号

##### 加工・組立輸出貨物確認申告書

令和〇年4月1日

税関長 殿

申 請 者

住所 ○○市△△区～～～～

氏名又は名称 ○ ○ ○ ○

下記の貨物は、加工又は組立のため輸出しますが、製品を輸入する際関税の軽減を受けたいので、関税暫定措置法施行令第22条第1項の規定により申請しますから確認して下さい。

記

輸出貨物の品名等	品 名	貨物の性質、形状、記号及び番号	数 量	輸出申告価格の計算の基礎
	<b>FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80% POLYESTER 20%</b>	<b>STYLE NO 1111 SHANGHAI CT/NO 1-20 MADE IN JAPAN</b>	<b>1,000m</b>	<b>FOB JAPAN 1,200,000 円</b>
加工（組立）地名及び 加工（組立）業者名	<b>SHANGHAI, CHINA SHANGHAI E &amp; I CO, LTD</b>			
加工又は組立の概要	<b>裁断・縫製</b>			
その他参考となるべき事項				
輸出申告書の番号				

### (3) 輸入申告時の具体的な記載方法

#### 附属書〈上段〉

税関様式P第7710号 附 屬 書					
1. 輸出原材料の概要			スタイル番号 1111		
品 名	数 量	単 価	価 格 (FOB) A	往復の運賃等 (A×0.06) B	合 計 (A+B) C
FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80% POLYESTER 20%	1,000m	¥1,200			
計			1,200,000 円	72,000 円	1,272,000 円

#### 附属書(裏面)〈上段〉

3. 輸出原材料の使用実績 (裏面)		
品 名 等	実輸出数量 D	備 考
STYLE NO 1111 FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20% <u>WOMEN'S BLOUSES</u>	1, 0 0 0 m	契約数量 1,000PCS 用尺 1 m

ケース1（実輸出数量（1,000m）=使用数量（1,000m））

輸入製品1, 000PCSを製造し、輸出原材料の使用数量が実輸出数量の全量であった場合

減税計算書

減税計算書		(1点当たりの原材料数(用尺等)による方法)		
輸入申告番号	・・・・・・・・			
税率	11.2%	インボイス	FOB	500,000円
		保険・運賃		50,000円
		評価加算額		1,250,000円
		課税価格	(8)	1,800,000円
		関税額	(9)	201,600円
スタイルNo.	1111			
輸入申告数量	(1)	1,000pcs	pcs	pcs
1点あたりの原材料数	(2)	1M	M	M
使用数量(1×2)	(3)	1,000M	M	M
実輸出数量	(4)	1,000M	M	M
課税価格相当価格	(5)	1,272,000円	円	円
輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格 (6)=(5)×(3)/(4)	計算式	1,272,000× 1,000/1,000		
	(6)	1,272,000円	円	円
複数スタイルある場合の(6)の計	(7)	1,272,000円		
<b>減税額=(9) 201,600×(7) 1,272,000/(8) 1,800,000</b>				<b>142,463円</b>
備考				

附属書（裏面）〈下段〉

3. 輸出原材料の使用実績 (裏面)					
申告年月日 申告番号	税関官署名	使用数量	残数量	備考	税關確認印
<u>R〇.6.1</u> .....	〇〇税関 △△出張所	1,000m	0m	1,000pcs 1,272,000円 「輸入完了」	

※特例申告時に提出する附属書にあっては、「申告年月日」の日付は引取申告の許可日を記載する（Ⅲ 輸入通関手続関係 18. 「特例申告貨物について本制度を適用する場合の取扱い」参照。以下同じ）。

ケース2（実輸出数量（1,000m）>使用数量（900m））

輸入製品が900PCSしか製造できず、輸出原材料の使用数量が実輸出数量を下回った場合

減税計算書

減税計算書 (1点当たりの原材料数(用尺等)による方法)

輸入申告番号 ······

税率	<u>11.2%</u>	インボイス	FOB 450,000円
		保険・運賃	50,000円
		評価加算額	1,125,000円
		課税価格	(8) 1,625,000円
		関税額	(9) 182,000円

スタイルNo.	1111		
輸入申告数量	(1) 900pcs	pcs	pcs
1点あたりの原材料数	(2) 1M	M	M
使用数量((1)×(2))	(3) 900M	M	M
実輸出数量	(4) 1,000M	M	M
課税価格相当価格	(5) 1,272,000円	円	円
輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格 ⑥=(5)×(3)÷(4)	計算式 1,272,000× 900÷1,000 (6) 1,144,800円	円	円
複数スタイルある場合の ⑥の計	(7) 1,144,800円		
減税額=⑨ 182,000×⑦ 1,144,800÷⑧ 1,625,000			128,217円
備考			

附属書〈下段〉

2. 加工又は組立の際生じる副産物

品名	数量	価格	処理方法
FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20%	100m	127,200円	現地での滅却若しくは 売却又は本邦への返送

附属書(裏面)〈下段〉

3. 輸出原材料の使用実績

申告年月日 申告番号	税關官署名	使用数量	残数量	備考	税關確認印
R.O.6.1 .....	○○税關 △△出張所	900m	100m	900pcs 1,144,800円 「輸入完了」	

ケース3（実輸出数量（1,000m）<使用数量（1,100m））

輸入製品1, 100PCS 製造し、輸出原材料の使用数量が実輸出数量を上回った場合

※ 実輸出数量を上回った生地は、税関の確認を受けていない貨物であるため、減税計算時の課税価格相当価格に含まない。オーバーした100PCS分については別欄にて申告。（当該100mの生地は、現地調達等している場合）

減税計算書

減税計算書 (1点当たりの原材料数(用尺等)による方法)	
輸入申告番号	.....

税率	<u>11.2%</u>	インボイス	FOB 500,000円
		保険・運賃	50,000円
		評価加算額	1,250,000円
		課税価格	(8) 1,800,000円
		関税額	(9) 201,600円

スタイルNo.	1111		
輸入申告数量	(1) 1,000pcs	pcs	pcs
1点あたりの原材料数	(2) 1M	M	M
使用数量 (1)×(2)	(3) 1,000M	M	M
実輸出数量	(4) 1,000M	M	M
課税価格相当価格	(5) 1,272,000円	円	円
輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格 (6)=(5)×(3)÷(4)	計算式 1,272,000× 1,000÷1,000 (6) 1,272,000円	円	円
複数スタイルある場合の(6)の計	(7) 1,272,000円		
減税額=(9) 201,600×(7) 1,272,000÷(8) 1,800,000			142,463円
備考			

附属書（裏面）〈下段〉

3. 輸出原材料の使用実績 (裏面)	
--------------------	--

申告年月日 申告番号	税関官署名	使用数量	残数量	備考	税關確認印
R〇.6.1 .....	〇〇税關 △△出張所	1,000m	0m	1,000pcs 1,272,000円 「輸入完了」	

## 2. 輸出が1回、輸入が分割の場合

### (1) 具体的な取引形態

- ・輸出貨物（表生地）：輸出申告年月日 R○.4.1  
YARN DYED TWILL FABRIC  
(FABRIC NO 6520 : COTTON 80%・POLYESTER 20%)  
1,000m × @FOB¥1,200/m = FOB¥1,200,000 (無償貨物)
- ・輸入貨物（製品）  
WOMEN'S BLOUSES (S/NO.1111)  
@FOB¥500/PCS (加工貨のみ) 関税率 11.2%
- ・運賃保険  
無償提供した輸出原材料の運賃・保険 ¥50,000  
製品の運賃・保険 ¥50,000 (輸入3回分合計)
- ・用尺  
1 m/PCS (マーキング仕様書の用尺による。)
- ・契約数量  
1,000PCS

### (2) 輸出申告時の具体的な記載方法

#### 確認申告書

申請番号 ··········· 税関様式P第7700号

#### 加工・組立輸出貨物確認申告書

令和〇年4月1日

税関長 殿

申請者

住所 ○○市△△区～～～

氏名又は名称 ○ ○ ○ ○

下記の貨物は、加工又は組立のため輸出しますが、製品を輸入する際関税の軽減を受けたいので、関税暫定措置法施行令第22条第1項の規定により申請しますから確認して下さい。

記

輸出貨物の品名等	品 名	貨物の性質、形状、記号及び番号	数 量	輸出申告価格の計算の基礎
	FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80% POLYESTER 20%	STYLE NO 1111 SHANGHAI CT/NO 1-20 MADE IN JAPAN	1,000m	FOB JAPAN 1,200,000 円
加工（組立）地名及び 加工（組立）業者名	SHANGHAI, CHINA SHANGHAI E & I CO, LTD			
加工又は組立の概要	裁断・縫製			
その他参考となるべき事項				
輸出申告書の番号				

(3) 輸入申告時の具体的な記載方法

附属書〈上段〉

附 屬 書					
1. 輸出原材料の概要				税関様式P第7710号 スタイル番号 1111	
品 名	数 量	単 価	価 格 (FOB) A	往復の運賃等 (A×0.06) B	合 計 (A+B) C
FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80% POLYESTER 20%	1,000m	¥1,200			
計			1,200,000 円	72,000 円	1,272,000 円

附属書(裏面)〈上段〉

3. 輸出原材料の使用実績 (裏面)		
品 名 等	実輸出数量 □	備 考
STYLE NO 1111 FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20% <u>WOMEN'S BLOUSES</u>	1, 0 0 0 m	契約数量 1,000PCS 用尺 1 m

◎輸入製品数量が 1, 000 PCS を製造し、実輸出数量の全量を使用した場合  
(実輸出数量 (1,000m) = 使用数量 (1,000m) )

1回目 (申告年月日 R○.6.1)	輸入製品数量	200 PCS : 使用数量 200 m
2回目 (申告年月日 R○.6.11)	輸入製品数量	500 PCS : 使用数量 500 m
3回目 (申告年月日 R○.6.21)	輸入製品数量	300 PCS : 使用数量 300 m
	TOTAL 1, 000 PCS	1, 000 m

- 1回目の輸入 (輸入製品数量 200 PCS : 使用数量 200 m)

### 減税計算書

#### 減税計算書 (1点当たりの原材料数(用尺等)による方法)

輸入申告番号 .....

税率 11.2%	インボイス	FOB 100,000円
	保険・運賃	10,000円
	評価加算額	250,000円
	課税価格	⑧ 360,000円
	関税額	⑨ 40,320円

スタイルNo.	1111		
輸入申告数量	① 200 pcs	pcs	pcs
1点あたりの原材料数	② 1M	M	M
使用数量 (①×②)	③ 200 M	M	M
実輸出数量	④ 1, 000 M	M	M
課税価格相当価格	⑤ 1,272,000 円	円	円
輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格 ⑥=⑤×③/④	計算式 1,272,000× 200/1,000 ⑥ 254,400 円	円	円
複数スタイルある場合の ⑥の計	⑦ 254,400 円		
減税額=⑨ 40,320×⑦ 254,400/⑧ 360,000			28,492 円
備考			

### 附属書（裏面）〈下段〉

申告年月日 申告番号	税關官署名	使用数量	残数量	備考	税關確認印
R○.6.1 .....	○○税關 △△出張所	200m	800m	200pcs 254,400 円	

- ・2回目の輸入（輸入製品数量 500 PCS : 使用数量 500 m）

### 減税計算書

減税計算書 (1点当たりの原材料数(用尺等)による方法)					
輸入申告番号 .....					
税率 <u>11.2%</u>		インボイス		FOB 250,000円	
		保険・運賃		25,000円	
		評価加算額		625,000円	
		課税価格	(⑧)	900,000円	
		関税額	(⑨)	100,800円	
スタイルNo.		1111			
輸入申告数量		① 500 pcs	pcs	pcs	
1点あたりの原材料数		② 1M	M	M	
使用数量 (①×②)		③ 500M	M	M	
実輸出数量		④ 1,000M	M	M	
課税価格相当価格		⑤ 1,272,000円	円	円	
輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格 ⑥=⑤×③/④		計算式 $1,272,000 \times 500 / 1,000$			
複数スタイルある場合の ⑥の計		⑥ 636,000円	円	円	
減税額=⑨ 100,800×⑦ 636,000/⑧ 900,000					71,231円
備考					

### 附属書(裏面)〈下段〉



申告年月日 申告番号	税関官署名	使用数量	残数量	備考	税關確認印
R○.6.1 .....	○○税關 △△出張所	200m	800m	200pcs 254,400円	
<b>R○.6.11 .....</b>	<b>○○税關 △△出張所</b>	<b>500m</b>	<b>300m</b>	<b>500pcs 636,000円</b>	

- ・3回目の輸入（最終輸入）（輸入製品数量 300PCS：使用数量 300m）

### 減税計算書

減税計算書 (1点当たりの原材料数(用尺等)による方法)			
輸入申告番号	.....		
税率	<u>11.2%</u>		
		インボイス	FOB 150,000円
		保険・運賃	15,000円
		評価加算額	375,000円
		課税価格	⑧ 540,000円
		関税額	⑨ 60,480円
スタイルNo.		1111	
輸入申告数量	①	300pcs	pcs
1点あたりの原材料数	②	1M	M
使用数量 (①×②)	③	300M	M
実輸出数量	④	1,000M	M
課税価格相当価格	⑤	1,272,000円	円
輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格 ⑥=⑤×③／④	計算式	1,272,000× 300／1,000	
複数スタイルある場合の⑥の計	⑦	381,600円	円
減税額=⑨ 60,480×⑦ 381,600／⑧ 540,000			42,739円
備考			

### 附属書（裏面）〈下段〉



申告年月日 申告番号	税関官署名	使用数量	残数量	備考	税關確認印
R○.6.1 .....	○○税關 △△出張所	200m	800m	200pcs 254,400円	
R○.6.11 .....	○○税關 △△出張所	500m	300m	500pcs 636,000円	
<b>R○.6.21 .....</b>	<b>○○税關 △△出張所</b>	<b>300m</b>	<b>0m</b>	<b>300pcs 381,600円 輸入完了</b>	

※輸出原材料に比し、使用数量が不足又は超過している場合については、「1. 輸出、輸入とも1回で完了する場合」のケース2及び3を参照

### 3. 輸出が分割、輸入が1回の場合

#### (1) 具体的な取引形態

- ・輸出貨物（表生地）  
YARN DYED TWILL FABRIC  
**(FABRIC NO 6520 : COTTON 80% · POLYESTER 20%)** （無償貨物）  
輸出第1回目 -  $200\text{m} \times @\text{FOB}¥1,200/\text{m} = \text{FOB } ¥240,000$   
輸出第2回目 -  $500\text{m} \times @\text{FOB}¥1,200/\text{m} = \text{FOB } ¥600,000$   
輸出第3回目 -  $300\text{m} \times @\text{FOB}¥1,200/\text{m} = \text{FOB } ¥360,000$   
TOTAL 1,000m FOB ¥1,200,000
- ・輸入貨物（製品）（輸入申告年月日 R○.6.1）  
WOMEN'S BLOUSES (S/NO.1111)  
@FOB¥500/PCS (加工賃のみ) 関税率 11.2%
- ・運賃保険  
無償提供した輸出原材料の運賃・保険 ¥50,000 (輸出3回分合計)  
製品の運賃・保険 ¥50,000
- ・用尺  
1 m/PCS (マーキング仕様書の用尺による。)
- ・契約数量  
1,000PCS

#### (2) 輸出申告時の具体的な記載方法

- ・1回目の輸出

#### 確認申告書

申請番号 ・・・・・・・・				
記				
輸出貨物の品名等	品 名	貨物の性質、形状、記号及び番号	数 量	輸出申告価格の計算の基礎
	<b>FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80% POLYESTER 20%</b>	<b>STYLE NO 1111 SHANGHAI CT/NO 1-20 MADE IN JAPAN</b>	<b>200m</b>	<b>FOB JAPAN 240,000 円</b>
その他参考となるべき事項		輸出未完了（第1回目）		

※「その他参考となるべき事項」欄に「輸出未完了」の旨を記載する。

・ 2回目の輸出

確認申告書

申請番号 ・・・・・・・・				
記				
輸出貨物の品名等	品 名	貨物の性質、形状、記号及び番号	数 量	輸出申告価格の計算の基礎
	<b>FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80% POLYESTER 20%</b>	<b>STYLE NO 1111 SHANGHAI CT/NO 1-20 MADE IN JAPAN</b>	<b>500m</b>	<b>FOB JAPAN 600,000 円</b>
その他参考となるべき事項		1回目申告番号・・・・ 輸出未完了（第2回目）		

※「その他参考となるべき事項」欄に第1回目の輸出申告番号及び「輸出未完了」の旨を記載する。

・ 3回目の輸出（最終輸出）

確認申告書

申請番号 ・・・・・・・・				
記				
輸出貨物の品名等	品 名	貨物の性質、形状、記号及び番号	数 量	輸出申告価格の計算の基礎
	<b>FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80% POLYESTER 20%</b>	<b>STYLE NO 1111 SHANGHAI CT/NO 1-20 MADE IN JAPAN</b>	<b>300m</b>	<b>FOB JAPAN 360,000 円</b>
その他参考となるべき事項		1回目申告番号・・・・	2回目申告番号・・・・	輸出完了

※「その他参考となるべき事項」欄に前回までの輸出申告番号のすべてと「輸出完了」の旨を記載する。

### (3) 輸入申告時の具体的な記載方法

#### 附属書〈上段〉

附 屬 書					
1. 輸出原材料の概要			税関様式P第7710号 スタイル番号 1111		
品 名	数 量	単 価	価 格 (FOB) A	往復の運賃等 (A×0.06) B	合 計 (A+B) C
<b>FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80% POLYESTER 20%</b>	<b>1,000m</b>	<b>¥1,200</b>			
計			<b>1,200,000 円</b>	<b>72,000 円</b>	<b>1,272,000 円</b>

※「数量」及び「価格（F O B）」は、全輸出の合計となる。

#### 附属書（裏面）〈上段〉

3. 輸出原材料の使用実績 (裏面)		
品 名 等	実輸出数量 D	備 考
<b>STYLE NO 1111 FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20% <u>WOMEN'S BLOUSES</u></b>	<b>1, 0 0 0 m</b>	<b>契約数量 1,000PCS 用尺 1 m</b>

※「実輸出数量 D」は、輸出実績の合計による。

第1回目輸出 200m

第2回目輸出 500m

第3回目輸出 300m

TOTAL 1,000m

◎輸入製品数量が 1, 000 P C S で、輸出原材料の実輸出数量の全量を使用した場合  
(実輸出数量 (1,000m) = 使用数量 (1,000m) )

### 減税計算書

#### 減税計算書 (1 点当たりの原材料数 (用尺等) による方法)

輸入申告番号 · · · · · · ·

税率 11.2%	インボイス	FOB 500,000円
	保険・運賃	50,000円
	評価加算額	1,250,000円
	課税価格 ⑧	1,800,000円
	関税額 ⑨	201,600円

スタイルNo.	1111		
輸入申告数量 ①	1,000 pcs	pcs	pcs
1点あたりの原材料数 ②	1M	M	M
使用数量 (①×②) ③	1,000M	M	M
実輸出数量 ④	1,000M	M	M
課税価格相当価格 ⑤	1,272,000 円	円	円
輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格 ⑥=⑤×③／④	計算式 1,272,000× 1,000／1,000 ⑥	円	円
複数スタイルある場合の ⑥の計 ⑦	1,272,000 円		
減税額=⑨ 201,600×⑦ 1,272,000／⑧ 1,800,000			142,463 円
備考			

### 附属書（裏面）〈下段〉

#### 3. 輸出原材料の使用実績 (裏面)

申告年月日 申告番号	税関官署名	使用数量	残数量	備考	税關確認印
R〇.6.1 .....	〇〇税關 △△出張所	1,000m	0m	1,000pcs 1,272,000 円 「輸入完了」	

※輸出原材料に比し、使用数量が不足又は超過している場合については、「1. 輸出、輸入とも1回で完了する場合」のケース2及び3を参照

#### 4. 輸出、輸入とも分割の場合

##### A. 最終の輸出が完了した後に輸入が始まる場合

###### (1) 具体的な取引形態

- ・輸出貨物（表生地）  
YARN DYED TWILL FABRIC  
(FABRIC NO 6520 : COTTON 80% · POLYESTER 20%)  
輸出第1回目 (R○.5. 1)  
200m × @FOB ¥1,200/m = FOB ¥240,000  
輸出第2回目 (H26.5.10)  
500m × @FOB ¥1,200/m = FOB ¥600,000  
輸出第3回目 (R○.5.20)  
300m × @FOB ¥1,200/m = FOB ¥360,000  
TOTAL 1,000m FOB ¥1,200,000
- ・輸入貨物（製品）：輸入申告年月日①R○.6.1、②R○.6.11、③R○.6.22  
WOMEN'S BLOUSES (S/NO.1111)  
@FOB¥500/PCS (加工賃のみ) 関税率 11.2%
- ・運賃保険  
無償提供した輸出原材料の運賃・保険 ¥50,000 (輸出3回分合計)  
製品の運賃・保険 ¥50,000 (輸入3回分合計)
- ・用尺  
1 m/PCS (マーキング仕様書の用尺による。)
- ・契約数量  
1,000PCS

###### (2) 輸出申告時の具体的な記載方法

(前記3. 輸出が分割、輸入申告が1回目の場合(2)と同様)

###### (3) 輸入申告時の具体的な記載方法

(前記2. 輸出が1回、輸入が分割の場合(3)と同様)

B. 最終の輸出が完了する前に輸入が始まり、数量等に変更がない場合  
(輸出原材料の実輸出数量（価格）が、当初の数量（価格）どおりであった場合)

### (1) 具体的な取引形態

- ・輸出貨物（表生地）  
YARN DYED TWILL FABRIC  
**(FABRIC NO 6520 : COTTON 80% · POLYESTER 20%)**  
輸出第1回目 (R○.5.1)  
200m×@FOB ¥1,200/m =FOB ¥240,000  
輸出第2回目 (R○.5.10)  
500m×@FOB ¥1,200/m =FOB ¥600,000  
輸出第3回目 (R○.5.20)  
300m×@FOB ¥1,200/m =FOB ¥360,000  
TOTAL 1,000m FOB ¥1,200,000
  - ・輸入貨物（製品）：輸入申告年月日①R○.6.1、②R○.6.11、③R○.6.22  
WOMEN'S BLOUSES (S/NO.1111)  
@FOB¥500/PCS (加工賃のみ) 関税率 11.2%
  - ・運賃保険  
無償提供した輸出原材料の運賃・保険 ¥50,000 (輸出3回分合計)  
製品の運賃・保険 ¥50,000 (輸入3回分合計)
  - ・用尺  
1 m/PCS (マーキング仕様書の用尺による。)
  - ・契約数量  
1,000PCS
- ※ 1回目の輸入許可後に最終の輸出が完了

### (2) 輸出申告時の具体的な記載方法

(前記3. 輸出が分割、輸入申告が1回目の場合(2)と同様)

### (3) 輸入申告時の具体的な記載方法

- ※ 1回目及び2回目の輸出の段階では、実輸出数量（数量・価格（F O B））が確定していないため、輸出未完了の場合の輸入申告時においては予定数量（契約数量・契約価格（F O B））を記載し、最終の輸出が完了した時点で、変更がある場合には、実輸出数量・実輸出価格（F O B）に訂正（差替え）させる。
- ※ 1回目の輸入時の減税計算は、附属書（予定される数量及び価格）に記載されている実輸出数量及び課税価格相当価格により計算し、事後審査扱いにより輸入許可する。

#### 附属書〈上段〉

税関様式P第7710号 附 屬 書					
1. 輸出原材料の概要			スタイル番号 1111		
品 名	数 量	単 価	価 格 (FOB) A	往復の運賃等 (A×0.06) B	合 計 (A+B) C
FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80% POLYESTER 20%	1,000m	¥1,200			
計			1,200,000 円	72,000 円	1,272,000 円

※1回目の輸入時には、輸出が完了していないため数量については、輸出契約の数量・価格を用いる。

#### 附属書（裏面）〈上段〉

3. 輸出原材料の使用実績 (裏面)		
品 名 等	実輸出数量 D	備 考
STYLE NO 1111 FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、OLYESTER 20% <u>WOMEN'S BLOUSES</u>	1, 0 0 0 m	契約数量 1,000PCS 用尺 1 m

※「実輸出数量 D」は、輸出契約の数量による。

◎輸入製品数量が 1, 000 PCS で、輸出原材料の実輸出数量の全量を使用した場合  
 (実輸出数量 (1,000m) = 使用数量 (1,000m) )

1回目 (輸入申告年月日 R○.6.1) 輸入製品数量 200 PCS	使用数量 200 m
2回目 (輸入申告年月日 R○.6.11) 輸入製品数量 500 PCS	使用数量 500 m
3回目 (輸入申告年月日 R○.6.21) 輸入製品数量 300 PCS	使用数量 300 m
TOTAL 1, 000 PCS	1, 000 m

・ 1回目の輸入 (R○.6.1)

減税計算書

減税計算書 (1点当たりの原材料数(用尺等)による方法)  
 輸入申告番号 .....

税率 11.2%	インボイス	FOB 100,000円
	保険・運賃	10,000円
	評価加算額	250,000円
	課税価格	(8) 360,000円
	関税額	(9) 40,320円

スタイルNo.	1111			
輸入申告数量	(1) 200 pcs	pcs	pcs	
1点あたりの原材料数	(2) 1M	M	M	
使用数量 (1)×(2)	(3) 200M	M	M	
実輸出数量	(4) 1,000M	M	M	
課税価格相当価格	(5) 1,272,000円	円	円	
輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格 (6)=(5)×(3)÷(4)	計算式 1,272,000× 200÷1,000 (6) 254,400円	円	円	
複数スタイルある場合の(6)の計	(7) 254,400円			
減税額=(9)40,320×(7)254,400÷(8) 360,000			28,492円	
備考				

※「実輸出数量(4)」は、契約書の数量(予定数量)による。

附属書(裏面)〈下段〉

申告年月日 申告番号	税関官署名	使用数量	残数量	備考	税關確認印
R○.6.1 .....	○○税關 △△出張所	200m	800m	200pcs 254,400円 事後審査扱い	

※備考欄に「事後審査扱い」の旨を記載する。

・2回目の輸入（輸出完了後）（R○.6.11）

減税計算書

減税計算書		(1点当たりの原材料数(用尺等)による方法)		
輸入申告番号		.....		
税率 <u>11.2%</u>		<u>インボイス</u>	FOB 250,000円	
		保険・運賃	25,000円	
		評価加算額	625,000円	
		課税価格 ⑧	900,000円	
		関税額 ⑨	100,800円	
スタイルNo.		1111		
輸入申告数量	①	500 pcs	pcs	pcs
1点あたりの原材料数	②	1M	M	M
使用数量 (①×②)	③	500M	M	M
実輸出数量	④	1,000M	M	M
課税価格相当価格	⑤	1,272,000円	円	円
輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格 ⑥=⑤×③/④	計算式 ⑥	1,272,000× 500/1,000		
複数スタイルある場合の ⑥の計	⑦	636,000円	円	円
減税額=⑨100,800×⑦ 636,000/⑧ 900,000				71,231円
備考				

附属書（裏面）〈上段〉

3. 輸出原材料の使用実績 (裏面)		
品名等	実輸出数量 ⑩	備考
STYLE NO 1111 FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20% <u>WOMEN'S BLOUSES</u>	1,000m	契約数量 1,000PCS 用尺 1m  輸出完了

※備考欄に「輸出完了」の旨を追記する。

附属書（裏面）〈下段〉



申告年月日 申告番号	税関官署名	使用数量	残数量	備考	税関確認印
R〇.6.1 .....	〇〇税關 △△出張所	200m	800m	200pcs 254,400 円 事後審査扱い	
<b>R〇.6.11 .....</b>	〇〇税關 △△出張所	<b>500m</b>	<b>300m</b>	<b>500pcs 636,000 円</b>	

※輸出が完了した時点で、「事後審査扱い」の事後処理を行うこと。本事例の場合は、実輸出数量及び課税価格相当価格とも変更はないので、修更正をする必要はない。

・ 3回目の輸入（輸入完了） (R○.6.21)

減税計算書

減税計算書 (1点当たりの原材料数(用尺等)による方法)  
輸入申告番号 .....

税率	<u>11.2%</u>	インボイス	FOB 150,000円
		保険・運賃	15,000円
		評価加算額	375,000円
		課税価格	(⑧) 540,000円
		関税額	(⑨) 60,480円

スタイルNo.	1111		
輸入申告数量	(①) 300pcs	pcs	pcs
1点あたりの原材料数	(②) 1M	M	M
使用数量 (①×②)	(③) 300M	M	M
実輸出数量	(④) 1,000M	M	M
課税価格相当価格	(⑤) 1,272,000円	円	円
輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格 ⑥=⑤×③/④	計算式 $1,272,000 \times 300 / 1,000$		
	(⑥) 381,600円	円	円
複数スタイルある場合の ⑥の計	(⑦) 381,600円		
減税額=⑨60,480×⑦ 381,600/⑧ 540,000			42,739円
備考			

附属書（裏面）〈下段〉

申告年月日 申告番号	税関官署名	使用数量	残数量	備考	税關確認印
R○.6.1 .....	○○税關 △△出張所	200m	800m	200pcs 254,400円 事後審査扱い	
R○.6.11 .....	○○税關 △△出張所	500m	300m	500pcs 636,000円	
<b>R○.6.21 .....</b>	<b>○○税關 △△出張所</b>	<b>300m</b>	<b>0m</b>	<b>300pcs 381,600円 輸入完了</b>	

※輸出原材料に比し、使用数量が不足又は超過している場合については、「1. 輸出、輸入とも1回で完了する場合」のケース2及び3を参照

C. 最終の輸出が完了する前に輸入が始まり、数量等に変更がある場合  
 (輸出原材料の課税価格相当価格が、当初の数量（価格）と異なった場合)

### (1) 具体的な取引形態

- ・輸出貨物（表生地）

YARN DYED TWILL FABRIC

(FABRIC NO 6520 : COTTON 80% · POLYESTER 20%)

輸出第1回目 (R○.5. 1)

200m × @FOB ¥1,200/m = FOB ¥240,000

輸出第2回目 (R○.5.10)

500m × @FOB ¥1,200/m = FOB ¥600,000

輸出第3回目 (R○.5.20)

300m × @FOB ¥1,000/m = FOB ¥300,000 (当初予定)

300m × @FOB ¥1,200/m = FOB ¥360,000 (変更後)

TOTAL 1,000m

FOB ¥1,200,000

- ・輸入貨物（製品）：輸入申告年月日①R○.6.1、②R○.6.11、③R○.6.22

WOMEN'S BLOUSES (S/NO.1111)

@FOB¥500/PCS (加工貨のみ) 関税率 11.2%

- ・運賃保険

無償提供した輸出原材料の運賃・保険 ¥50,000 (輸出3回分合計)

製品の運賃・保険 ¥50,000 (輸入3回分合計)

- ・用尺

1 m/PCS (マーキング仕様書の用尺による。)

- ・契約数量

1,000PCS

※ 1回目の輸入許可後に最終の輸出が完了

### (2) 輸出申告時の具体的な記載方法

- ・1回目の輸出

#### 確認申告書

申請番号 ・・・・・・・

記

輸出貨物の品名等	品 名	貨物の性質、形状、記号及び番号	数 量	輸出申告価格の計算の基礎
	FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80% POLYESTER 20%	STYLE NO 1111 SHANGHAI CT/NO 1-20 MADE IN JAPAN	200m	FOB JAPAN 240,000 円
その他参考となるべき事項		輸出未完了（第1回目）		

※「その他参考となるべき事項」欄に「輸出未完了」の旨を記載する。

・ 2回目の輸出

確認申告書

申請番号 ・・・・・・・・				
記				
輸出貨物の品名等	品 名	貨物の性質、形状、記号及び番号	数 量	輸出申告価格の計算の基礎
	<b>FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80% POLYESTER 20%</b>	<b>STYLE NO 1111 SHANGHAI CT/NO 1-20 MADE IN JAPAN</b>	<b>500m</b>	<b>FOB JAPAN 600,000 円</b>
その他参考となるべき事項		1回目申告番号・・・・・・ 輸出未完了（第2回目）		

※「その他参考となるべき事項」欄に第1回目の輸出申告番号及び「輸出未完了」の旨を記載する。

・ 3回目の輸出（最終輸出）

確認申告書

申請番号 ・・・・・・・・				
記				
輸出貨物の品名等	品 名	貨物の性質、形状、記号及び番号	数 量	輸出申告価格の計算の基礎
	<b>FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80% POLYESTER 20%</b>	<b>STYLE NO 1111 SHANGHAI CT/NO 1-20 MADE IN JAPAN</b>	<b>300m</b>	<b>FOB JAPAN 360,000 円</b>
その他参考となるべき事項		1回目申告番号・・・・・・	2回目申告番号・・・・・・	輸出完了

※「その他参考となるべき事項」欄に前回までの輸出申告番号のすべてと「輸出完了」の旨を記載する。

### (3) 輸入申告時の具体的な記載方法

- ※ 1回目及び2回目の輸出の段階では、実輸出数量（数量・価格（F O B））が確定していないため、輸出未完了の場合の輸入申告時においては予定数量（契約数量・契約価格（F O B））を記載し、最終の輸出が完了した時点で、実輸出数量・実輸出価格（F O B）に訂正（差替え）させる。
- ※ 1回目の輸入時の減税計算は、附属書（予定される数量及び価格）に記載されている実輸出数量及び課税価格相当価格により計算し、事後審査扱いにより輸入許可する。
- ※ 輸出完了時に、実輸出数量に変更が生じた場合は、原則として、当該契約に係る最初の輸入通関官署において附属書を訂正又は差替えさせることとするが、輸入者が輸出完了後、新たに輸入申告を行う通関官署での訂正又は差替えを希望する場合には、これを認めて差し支えない。

#### 附属書（上段）

税関様式P第7710号 附 属 書					
1. 輸出原材料の概要			スタイル番号 1111		
品 名	数 量	単 価	価 格 (FOB) A	往復の運賃等 (A×0.06) B	合 計 (A+B) C
FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80% POLYESTER 20%	1,000m	¥1,140			
計			1,140,000 円	68,400 円	1,208,400 円

※1回目の輸入時には輸出が完了していないため、数量については輸出契約の数量・価格を用いる。

#### 附属書（裏面）（上段）

3. 輸出原材料の使用実績（裏面）		
品 名 等	実輸出数量 D	備 考
STYLE NO 1111 FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20% <u>WOMEN'S BLOUSES</u>	1, 0 0 0 m	契約数量 1,000PCS 用尺 1 m

※「実輸出数量 D」は、輸出契約の数量による。

- ・1回目の輸入（輸入製品数量 200 PCS : 使用数量 200 m）

### 減税計算書

**減税計算書** (1点当たりの原材料数(用尺等)による方法)  
輸入申告番号 ・・・・・・・・

税率 11.2%

インボイス		FOB 100,000円
保険・運賃		10,000円
評価加算額		238,000円
課税価格	(8)	348,000円
関税額	(9)	38,976円

スタイルNo.		1111		
輸入申告数量	(1)	200 pcs	pcs	pcs
1点あたりの原材料数	(2)	1M	M	M
使用数量 (1)×(2)	(3)	200M	M	M
実輸出数量	(4)	1,000M	M	M
課税価格相当価格	(5)	1,208,400円	円	円
輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格 (6)=(5)×(3)/(4)	計算式 (6)	1,208,400× 200/1,000 241,680円	円	円
複数スタイルある場合の(6)の計	(7)	241,680円		
減税額=(9) 38,976×(7) 241,680/(8) 348,000				27,068円
備考				

※「実輸出数量(4)」は、契約書の数量(予定数量)による。

### 附属書(裏面)〈下段〉

申告年月日 申告番号	税関官署名	使用数量	残数量	備考	税關確認印
R〇.6.1 .....	○○税關 △△出張所	200m	800m	200pcs 241,680円 事後審査扱い	

※備考欄に「事後審査扱い」の旨を記載する。

・2回目の輸入（輸出完了後）（R○.6.11）

減税計算書

減税計算書 (1点当たりの原材料数(用尺等)による方法)

輸入申告番号 1111111111

税率 11.2%

インボイス	FOB	250,000円
保険・運賃		25,000円
評価加算額		625,000円
課税価格	(8)	900,000円
関税額	(9)	100,800円

スタイルNo.	1111		
輸入申告数量	(1) 500 pcs	pcs	pcs
1点あたりの原材料数	(2) 1M	M	M
使用数量 (1)×(2)	(3) 500M	M	M
実輸出数量	(4) 1,000M	M	M
課税価格相当価格	(5) 1,272,000 円	円	円
輸入申告数量相当分の輸出 原材料の課税価格相当価格 (6)=(5)×(3)÷(4)	計算式 <b>1,272,000× 500÷1,000</b>		
(6)	636,000 円	円	円
複数スタイルある場合の (6)の計	(7) 636,000 円		
減税額=(9)100,800×(7) 636,000÷(8) 900,000			71,231 円
備考			

※「実輸出数量④」は、輸出実績の合計による。

第1回目輸出 200m+第2回目輸出 500m+第3回目輸出 300m=1,000m

※「課税価格相当価格⑤」は、3回目の輸出原材料の単価に変更があったため、輸出完了後の価格に変更

## 附属書〈上段〉（訂正又は差し替え）

附 屬 書					
1. 輸出原材料の概要			税関様式P第7710号 スタイル番号 1111		
品 名	数 量	単 価	価 格 (FOB)A	往路の運賃等 (A×0.06)B	合 計 (A+B)C
FABRIC NO 6520 YARNDYED TWILL COTTON 80% POLYESTER 20%	1,000m	<del>¥1,140</del> ¥1,200			
計			1,208,400 円 1,200,000 円	68,400 円 72,000 円	1,208,400 円 1,272,000 円

## 附属書（裏面）〈上段〉

3. 輸出原材料の使用実績（裏面）		
品 名 等	実輸出数量 □	備 考
STYLE NO 1111 FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20% <u>WOMEN'S BLOUSES</u>	1, 0 0 0 m	契約数量 1,000PCS 用尺 1 m → 輸出完了

※備考欄に「輸出完了」の旨を追記する。

## 附属書（裏面）〈下段〉

申告年月日 申告番号	税関官署名	使用数量	残数量	備 考	税關確認印
R○.6.1 .....  R○.6.11 .....	○○税關 △△出張所  ○○税關 △△出張所	200m  500m	800m  300m	200pcs 241,680 円 事後審査扱い  500pcs 636,000 円	税關印

※輸出が完了した時点で、「事後審査扱い」の事後処理を行うこと。

◎輸出完了のため、事後審査扱いの事後処理を行う（最終の輸入で調整を行わない場合。最終の輸入で調整を行う場合は後記参照。）。

本事例の場合は、課税価格相当価格に変更が生じたため、1回目の輸入（R○.6.1分）の税額の修正（更）正を行う。

### 減税計算書

#### 減税計算書 (1点当たりの原材料数(用尺等)による方法)

輸入申告番号 1111111111

税率 11.2%

インボイス	FOB	100,000円
保険・運賃		10,000円
評価加算額		250,000円
課税価格	(8)	360,000円
関税額	(9)	40,320円

スタイルNo.	1111			
輸入申告数量	(1)	200pcs	pcs	pcs
1点あたりの原材料数	(2)	1M	M	M
使用数量 (1)×(2)	(3)	200M	M	M
実輸出数量	(4)	1,000M	M	M
課税価格相当価格	(5)	1,272,000円	円	円
輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格 (6)=(5)×(3)÷(4)	計算式	1,272,000× 200／1,000		
	(6)	254,400円	円	円
複数スタイルある場合の(6)の計	(7)	254,400円		
減税額=⑨40,320×⑦254,400／⑧ 360,000				28,492円
備考				

1回目の税額 38,976 - 27,068 = 11,908円 → 11,900円 ①

補正後の税額 40,320 - 28,492 = 11,828円 → 11,800円 ②

① - ②差額 = 100円 (減額更正)

・ 3回目の輸入（輸入完了） (R○.6.21)

減税計算書

減税計算書 (1点当たりの原材料数(用尺等)による方法)  
輸入申告番号 ・・・・・・・・

税率 11.2%

インボイス		FOB 150,000円
保険・運賃		15,000円
評価加算額		375,000円
課税価格	(8)	540,000円
関税額	(9)	60,480円

スタイルNo.	1111			
輸入申告数量	(1)	300pcs	pcs	pcs
1点あたりの原材料数	(2)	1M	M	M
使用数量 (1)×(2)	(3)	300M	M	M
実輸出数量	(4)	1,000M	M	M
課税価格相当価格	(5)	1,272,000円	円	円
輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格 (6)=(5)×(3)/(4)	計算式	1,272,000× 300/1,000		
複数スタイルある場合の(6)の計	(6)	381,600円	円	円
減税額=(9)60,480×(7) 381,600/(8) 540,000				42,739円
備考				

附属書（裏面）〈下段〉

申告年月日 申告番号	税関官署名	使用数量	残数量	備考	税關確認印
R○.6.1 .....	○○税關 △△出張所	200m	800m	200pcs 241,680円 事後審査扱い	
R○.6.11 .....	○○税關 △△出張所	500m	300m	500pcs 636,000円	
<b>R○.6.21 .....</b>	<b>○○税關 △△出張所</b>	<b>300m</b>	<b>0m</b>	<b>300pcs 381,600円 輸入完了</b>	

※輸出原材料に比し、使用数量が不足又は超過している場合については、「1. 輸出、輸入とも1回で完了する場合」のケース2及び3を参照

◎最終の輸入で調整を行う場合（1回目の輸入（R○.6.1分）の税額の修正は行わず、事後審査終了とする）。また、輸入が複数回継続し、最終の輸入を待つことなく、輸出完了後の任意の輸入申告で同様の方法により調整を行っても差し支えない。

・ 3回目の輸入（R○.6.21）

減税計算書 (1点当たりの原材料数(用尺等)による方法)	
輸入申告番号 ・・・・・・・・	
税率 <u>11.2%</u>	
	インボイス FOB 150,000円
	保険・運賃 15,000円
	評価加算額 387,000円 (1,250,000(合計評価加算額) -238,000(1回目の輸入申告分の評価加算額) -625,000(2回目輸入申告分の評価加算額))
	課税価格 ⑧ 552,000円
	関税額 ⑨ 61,824円
スタイルNo.	1111
輸入申告数量 ①	300pcs pcs
1点あたりの原材料数 ②	1M M
使用数量 (①×②) ③	300M M
実輸出数量 ④	1,000M M
課税価格相当価格 ⑤	1,272,000円 円
輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格 ⑥=⑤×③／④	394,320円 (1,272,000-241,680 (1回目の輸入申告分の輸出原材料の課税価格相当額)-636,000(2回目の輸入申告分の輸出原材料の課税価格相当額))
複数スタイルある場合の ⑥の計 ⑦	394,320円
減税額=⑨61,824×⑦ 394,320／⑧ 552,000	
44,163円	
備考	

附属書（裏面）〈下段〉



申告年月日 申告番号	税関官署名	使用数量	残数量	備考	税関確認印
R○.6.1 .....	○○税関 △△出張所	200m	800m	200pcs 241,680 円 事後審査扱い	
R○.6.11 .....	○○税関 △△出張所	500m	300m	500pcs 636,000 円	
<b>R○.6.21 .....</b>	<b>○○税關 △△出張所</b>	<b>300m</b>	<b>0m</b>	<b>300pcs 394,320 円 輸入完了</b>	

※輸出原材料に比し、使用数量が不足又は超過している場合については、「1. 輸出、輸入とも1回で完了する場合」のケース2及び3を参照

(参考) 最終の輸入で調整する方法、1回目の輸入申告で修(更)正する方法のいずれでも、具合計の減税額は 142,462 円となる。

- ・第1回目の輸入申告を修(更)正する方法

28,492 円 (1回目の減税額:修(更)正後) + 71,231 円 (2回目の減税額:当初申告通り) + 42,739 円 (3回目の減税額) = 全減税額 142,462 円

- ・最終の輸入申告で調整する方法

27,068 円 (1回目の減税額:当初申告通り) + 71,231 円 (2回目の減税額:当初申告通り) + 44,163 円 (3回目の減税額) = 全減税額 142,462 円

## 5. 令第22条第2項ただし書扱い（ストック取引）の場合

### A. 1回の輸出の場合（輸出年月日 R〇.4.1）

#### （1）輸出手続

##### イ 提出書類

輸出申告書（税関様式C第5010号）  
 加工・組立輸出貨物確認申告書（税関様式P第7700号）  
 契約実績表（総括）（税関様式P第7700号-2）  
 契約実績表（個別）（税関様式P第7700号-3）  
 （必要に応じて、）生地見本等

##### ロ 輸出原材料（具体的な例）

表生地 FABRIC No.6520 (COTTON 80%、POLYESTER 20%)	1,000m	@¥1,200/m	1,200,000 円
ボタン (UREA 15 mm)	5,000Pcs	@¥2/Pc	10,000 円
ファスナー (NYLON 75cm)	1,000Pcs	@¥60/Pc	60,000 円

（※全て無償貨物）

#### ハ 確認申告書（記載例）

申請番号 ・・・・・・・・・・・・ 税関様式P第7700号

#### 加工・組立輸出貨物確認申告書

令和〇年4月1日

税関長 殿

申 請 者

住所 ○○市△△区～～～～

氏名又は名称 ○ ○ ○ ○

下記の貨物は、加工又は組立のため輸出しますが、製品を輸入する際関税の軽減を受けたいので、関税暫定措置法施行令第22条第1項の規定により申請しますから確認して下さい。

記

輸出貨物の品名等	品 名	貨物の性質、形状、記号及び番号	数 量	輸出申告価格の計算の基礎
FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20% ・・・・	SHANGHAI CT/NO 1-20 MADE IN JAPAN ・・・・	1,000m ・・・・	FOB JAPAN 1,200,000 円 ・・・・ TOTAL 1,270,000 円	
加工（組立）地名及び 加工（組立）業者名				
加工又は組立の概要	裁断・縫製			
その他参考となるべき事項	令第22条第2項ただし書扱い			
輸出申告書の番号				

※「輸出貨物の品名等」欄には、輸出原材料すべてについて記載する。

二 契約実績表（総括）

税関様式P第7700号-2

契約実績表（総括）

輸出原材料

輸出申告価格	備 考
1,270,000 円	

契約実績

年月日	税関官署名	契約に係る輸出原材料価格	備 考	税関確認印

ホ 契約実績表（個別）（←品目ごとに作成する）

税関様式P第7700号-3

契約実績表（個別）

輸出原材料

品名等（性質、形状等）	実輸出数量	単価	価格	備 考
FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20%	1,000m	¥1,200	¥1,200,000	

契約実績

年月日	契約数量	残数量	備 考	税関確認印

契約実績表（個別）

税関様式P第7700号-3

契約実績表（個別）

輸出原材料

品名等（性質、形状等）	実輸出数量	単価	価格	備考
<b>BUTTON UREA 15 mm</b>	<b>5,000pcs</b>	<b>¥2</b>	<b>¥10,000</b>	

契約実績

年月日	契約数量	残数量	備考	税関確認印

契約実績表（個別）

税関様式P第7700号-3

契約実績表（個別）

輸出原材料

品名等（性質、形状等）	実輸出数量	単価	価格	備考
<b>FASTENER NYLON 75cm</b>	<b>1,000pcs</b>	<b>¥60</b>	<b>¥60,000</b>	

契約実績

年月日	契約数量	残数量	備考	税関確認印

## (2) 輸入手續

## 1 提出書類

- 輸入申告書（税関様式C第5020号）
  - 輸出許可書（税関様式C第5010号）
  - 加工・修繕・組立製品減免税明細書（税関様式T第1060号）
  - 附属書（税関様式P第7710号）
  - 加工・組立輸出貨物確認申告書（税関様式P第7700号）
  - 契約実績表（総括）（税関様式P第7700号-2）
  - 契約実績表（個別）（税関様式P第7700号-3）
  - 契約書等
  - 加工仕様書・加工指図書
  - マスターパターンのマーキング仕様書  
(輸出時に提出している場合には、)生地見本等

## 口 委託加工契約書（具体的な記載例）

C O N T R A C T			
Party A ; . . . . .		Party B ; . . . . .	
Finished products to be supplied to Party B by Party A			
Quantity	Description	Processing charge (Unit price)	(Amount)
100pcs	Women's Blouses (S/No.1111)	FOB SHANGHAI ¥500	¥50,000
<u>Materials Date of Export Permission Apr.01.20△△ Export Permission No. ....</u>			
<u>FABRIC NO6520 YARN DYED TWILL (COTTON 80%, POLYESTER 20%) 100m</u>			
<u>BUTTON (UREA 15 mm) 500pcs</u>			
<u>FASTENER (NYLON 75cm) 100pcs</u>			
100pcs	Women's Blouses (S/No.1112)	FOB SHANGHAI ¥500	¥50,000
<u>Materials Date of Export Permission Apr.01.20△△ Export Permission No. ....</u>			
<u>FABRIC NO6520 YARN DYED TWILL (COTTON 80%, POLYESTER 20%) 100m</u>			
<u>BUTTON (UREA 15 mm) 400pcs</u>			
<u>FASTENER (NYLON 75cm) 100pcs</u>			
200pcs			¥100,000
SHIPMENT Apr.25.20△△			
PAYMENT IRREVOCABLE AT SIGHT L/C			
DESTINATION ○○, JAPAN			
Party B ; . . . . .		Party A ; . . . . .	
(Signature)		(Signature)	

※無償提供した輸出原材料の運賃・保険 ¥50,000

※製品の運賃・保険 ¥50,000

※用尺 1m/PCS (マーキング仕様書より)

※2スタイルで生地 200m、ボタン 900PCS、ファスナー200PCS を使用

ハ-① 附屬書〈上段〉 (S/NO. 1111)

税関様式P第7710号 附 屬 書					
1. 輸出原材料の概要			スタイル番号 1111		
品 名	数 量	単 価	価 格 (FOB) A	往復の運賃等 (A×0.06) B	合 計 (A+B) C
FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20%	100m	¥1,200	¥120,000	¥7,200	¥127,200
BUTTON UREA 15 mm	500pcs	¥2	¥1,000	¥60	¥1,060
FASTENER NYLON 75cm	100pcs	¥60	¥6,000	¥360	¥6,360
計			127,000 円	7,620 円	134,620 円

ハ-② 附屬書〈上段〉 (S/NO. 1112)

税関様式P第7710号 附 屬 書					
1. 輸出原材料の概要			スタイル番号 1112		
品 名	数 量	単 価	価 格 (FOB) A	往復の運賃等 (A×0.06) B	合 計 (A+B) C
FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20%	100m	¥1,200	¥120,000	¥7,200	¥127,200
BUTTON UREA 15 mm	400pcs	¥2	¥800	¥48	¥848
FASTENER NYLON 75cm	100pcs	¥60	¥6,000	¥360	¥6,360
計			126,800 円	7,608 円	134,408 円

ニ 減税計算書

**減税計算書** (1点当たりの原材料数(用尺等)による方法の場合)

輸入申告番号 ······

税率 11.2%

インボイス	FOB 100,000円
保険・運賃	50,000円
評価加算額	263,792円
課税価格	(8) 413,792円
関税額	(9) 46,256円

スタイルNo.	1111	1112	
輸入申告数量	(1) 100pcs	100pcs	pcs
1点あたりの原材料数	(2) 1M	1M	M
使用数量 (1)×(2)	(3) 100M	100M	M
実輸出数量	(4) 100M	100M	M
課税価格相当価格	(5) 134,620円	134,408円	円
輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格 ⑥=(5)×(3)÷(4)	計算式 134,620× 100／100	134,408× 100／100	
複数スタイルある場合の ⑥の計	(6) 134,620円	134,408円	円
減税額=(9) 46,256×(7) 269,028÷(8) 413,792			30,073円
備 考			

ホ-① 附属書(裏面) (S/NO. 1111)

3. 輸出原材料の使用実績

品名等	実輸出数量 D	備考
STYLE NO 1111 FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20% <u>WOMEN'S BLOUSES</u>	100m	契約数量 100PCS 用尺 1m

申告年月日 申告番号	税關官署名	使用数量 E	残数量 (D-E)	備考	税關確認印
R○5.1 .....	○○税關本關	100m	0m	100PCS 134,620円 輸入完了	

ホ-② 附属書（裏面） (S/NO. 1112)

3. 輸出原材料の使用実績

品名等	実輸出数量 D	備考
<b>STYLE NO 1112 FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20% <u>WOMEN'S BLOUSES</u></b>	<b>100m</b>	<b>契約数量 100PCS 用尺 1m</b>

申告年月日 申告番号	税関官署名	使用数量 E	残数量 (D-E)	備考	税關確認印
<b>R○.5.1 .....</b>	<b>○○税關本關</b>	<b>100m</b>	<b>0m</b>	<b>100PCS 134,408 円 輸入完了</b>	

ヘ 契約実績表（総括）

税關様式P第7700号-2

契約実績表（総括）

輸出原材料

輸出申告価格	備考
<b>1,270,000 円</b>	

契約実績

年月日	税關官署名	契約に係る輸出 原材料価格	備考	税關確認印
<b>R○.5.1</b>	<b>○○税關本關</b>	<b>253,800 円</b>		

※「契約に係る輸出原材料価格」は「ハ 附属書」の2スタイル分のFOBの計  
(S/NO. 1111) ¥127,000 + (S/NO. 1112) ¥126,800 = ¥253,800

ト 契約実績表（個別）

税関様式P第7700号-3

契約実績表（個別）

輸出原材料

品名等（性質、形状等）	実輸出数量	単価	価格	備考
FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20%	1,000m	¥1,200	¥1,200,000	

契約実績

年月日	契約数量	残数量	備考	税關確認印
R○5.1	200m	800m		

※「契約数量」は2スタイル分の計

(S/NO. 1111) 100m + (S/NO. 1112) 100m = 200m

契約実績表（個別）

税關様式P第7700号-3

契約実績表（個別）

輸出原材料

品名等（性質、形状等）	実輸出数量	単価	価格	備考
BUTTON UREA 15 mm	5,000pcs	¥2	¥10,000	

契約実績

年月日	契約数量	残数量	備考	税關確認印
R○5.1	900pcs	4,100pcs		

※「契約数量」は2スタイル分の計

(S/NO. 1111) 500pcs + (S/NO. 1112) 400pcs = 900pcs

## 契約実績表（個別）

## 輸出原材料

品名等（性質、形状等）	実輸出数量	単価	価格	備考
<b>FASTENER NYLON 75cm</b>	<b>1,000pcs</b>	<b>¥60</b>	<b>¥60,000</b>	

## 契約実績

年月日	契約数量	残数量	備考	税関確認印
<b>R○.5.1</b>	<b>200pcs</b>	<b>800pcs</b>		

※「契約数量」は2スタイル分の計

(S/NO. 1111) 100pcs + (S/NO. 1112) 100pcs = 200pcs

## B. 複数回の輸出の場合

### (1) 輸出手続

#### イ 提出書類

- |                             |
|-----------------------------|
| 輸出申告書（税関様式C第5010号）          |
| 加工・組立輸出貨物確認申告書（税関様式P第7700号） |
| 契約実績表（総括）（税関様式P第7700号-2）    |
| 契約実績表（個別）（税関様式P第7700号-3）    |
| （必要に応じて、）生地見本等              |

（注）輸出申告ごとに加工・組立輸出貨物確認申告書等の提出を要する。（契約がないので、1輸出申告単位となる）

#### ロ 輸出原材料（具体的な例）

##### ① 1回目の輸出（輸出年月日 R○.4.1）

表生地 FABRIC No.6520 (COTTON 80%、POLYESTER 20%)	1,000m	@¥1,200/m	1,200,000 円
ボタン (UREA 15 mm)	5,000Pcs	@¥2/Pc	10,000 円
ファスナー (NYLON 75cm)	1,000Pcs	@¥60/Pc	60,000 円
計			1,270,000 円

##### ② 2回目の輸出（輸出年月日 R○.4.8）

表生地 FABRIC No.6520 (COTTON 80%、POLYESTER 20%)	5,000m	@¥1,200/m	6,000,000 円
ボタン (UREA 15 mm)	20,000Pcs	@¥2/Pc	40,000 円
ファスナー (NYLON 75cm)	6,000Pcs	@¥60/Pc	360,000 円
計			6,400,000 円

※輸出原材料は全て無償貨物。

## ハ 具体的な記載例

### ① 1回目の輸出 (R○.4.1)

#### 【確認申告書】

申請番号	・・・・・・・・・	税関様式P第7700号																														
<b>加工・糸組立輸出貨物確認申告書</b>																																
令和〇年4月1日																																
税関長 殿																																
申 請 者 住所 ○○市△△区～～～～ 氏名又は名称 ○ ○ ○ ○																																
<p>下記の貨物は、加工又は組立のため輸出しますが、製品を輸入する際関税の軽減を受けたいので、関税暫定措置法施行令第22条第1項の規定により申請しますから確認して下さい。</p> <p style="text-align: center;">記</p>																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">輸出貨物の品名等</th> <th style="width: 30%;">品 名</th> <th style="width: 30%;">貨物の性質、形状、記号及び番号</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 20%;">輸出申告価格の計算の基礎</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20%</td> <td>SHANGHAI CT/NO 1-20 MADE IN JAPAN .....</td> <td>1,000m</td> <td>FOB JAPAN 1,200,000 円 .....</td> <td>TOTAL 1,270,000 円</td> </tr> <tr> <td>加工（組立）地名及び 加工（組立）業者名</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>加工又は組立の概要</td> <td colspan="4">裁断、縫製</td> </tr> <tr> <td>その他参考となるべき事項</td> <td colspan="4">令第22条第2項ただし書き</td> </tr> <tr> <td>輸出申告書の番号</td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table>			輸出貨物の品名等	品 名	貨物の性質、形状、記号及び番号	数 量	輸出申告価格の計算の基礎	FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20%	SHANGHAI CT/NO 1-20 MADE IN JAPAN .....	1,000m	FOB JAPAN 1,200,000 円 .....	TOTAL 1,270,000 円	加工（組立）地名及び 加工（組立）業者名					加工又は組立の概要	裁断、縫製				その他参考となるべき事項	令第22条第2項ただし書き				輸出申告書の番号				
輸出貨物の品名等	品 名	貨物の性質、形状、記号及び番号	数 量	輸出申告価格の計算の基礎																												
FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20%	SHANGHAI CT/NO 1-20 MADE IN JAPAN .....	1,000m	FOB JAPAN 1,200,000 円 .....	TOTAL 1,270,000 円																												
加工（組立）地名及び 加工（組立）業者名																																
加工又は組立の概要	裁断、縫製																															
その他参考となるべき事項	令第22条第2項ただし書き																															
輸出申告書の番号																																

※「輸出貨物の品名等」欄には、輸出原材料すべてについて記載する。

#### 【契約実績表（総括）】

		税関様式P第7700号-2		
契約実績表（総括）				
輸出原材料				
輸出申告価格	備 考			
1,270,000 円				
契約実績				
年月日	税関官署名	契約に係る輸出原材料価格	備 考	税關確認印

【契約実績表（個別）】（品目ごとに作成する）

税関様式P第7700号-3

契約実績表（個別）

輸出原材料

品名等（性質、形状等）	実輸出数量	単価	価格	備考
FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20%	1,000m	¥1,200	¥1,200,000	

契約実績

年月日	契約数量	残数量	備考	税関確認印

【契約実績表（個別）】

税関様式P第7700号-3

契約実績表（個別）

輸出原材料

品名等（性質、形状等）	実輸出数量	単価	価格	備考
BUTTON UREA 15 mm	5,000pcs	¥2	¥10,000	

契約実績

年月日	契約数量	残数量	備考	税関確認印

【契約実績表（個別）】

税関様式P第7700号-3

契約実績表（個別）

輸出原材料

品名等（性質、形状等）	実輸出数量	単価	価格	備考
FASTENER NYLON 75cm	1,000pcs	¥60	¥60,000	

契約実績

年月日	契約数量	残数量	備考	税関確認印

② 2回目の輸出（R○.4.8）

【確認申告書】

申請番号 ······

税関様式P第7700号

加工・組立輸出貨物確認申告書

令和〇年4月8日

税関長 殿

申 請 者

住所 ○○市△△区～～～～

氏名又は名称 ○ ○ ○ ○

下記の貨物は、加工又は組立のため輸出しますが、製品を輸入する際関税の軽減を受けたいので、関税暫定措置法施行令第22条第1項の規定により申請しますから確認して下さい。

記

輸出貨物の品名等	品 名	貨物の性質、形状、記号及び番号	数 量	輸出申告価格計算の基礎
FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20%	SHANGHAI CT/NO 1-20 MADE IN JAPAN .....	5,000m	FOB JAPAN 6,000,000 円 ..... TOTAL 6,400,000 円	
加工（組立）地名及び 加工（組立）業者名				
加工又は組立の概要	裁断、縫製			
その他参考となるべき事項	令第22条第2項ただし書き			
輸出申告書の番号				

※「輸出貨物の品名等」欄には、輸出原材料すべてについて記載する。

【契約実績表（総括）】

税関様式P第7700号-2

契約実績表（総括）

輸出原材料

輸出申告価格	備 考
6,400,000 円	

契約実績

年月日	税関官署名	契約に係る輸出原材料価格	備 考	税関確認印

【契約実績表（個別）】（←品目ごとに作成する）

税関様式P第7700号-3

契約実績表（個別）

輸出原材料

品名等（性質、形状等）	実輸出数量	単価	価格	備 考
FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20%	5,000m	¥1,200	¥6,000,000	

契約実績

年月日	契約数量	残数量	備 考	税関確認印

【契約実績表（個別）】

税関様式P第7700号-3

契約実績表（個別）

輸出原材料

品名等（性質、形状等）	実輸出数量	単価	価格	備考
<b>BUTTON UREA 15 mm</b>	<b>20,000pcs</b>	<b>¥2</b>	<b>¥40,000</b>	

契約実績

年月日	契約数量	残数量	備考	税関確認印

【契約実績表（個別）】

税関様式P第7700号-3

契約実績表（個別）

輸出原材料

品名等（性質、形状等）	実輸出数量	単価	価格	備考
<b>FASTENER NYLON 75cm</b>	<b>6,000pcs</b>	<b>¥60</b>	<b>¥360,000</b>	

契約実績

年月日	契約数量	残数量	備考	税関確認印

## (2) 輸入手続

### イ 提出書類

輸入申告書（税関様式C第5020号）  
輸出許可書（税関様式C第5010号）  
加工・修繕・組立製品減免税明細書（税関様式T第1060号）  
附属書（税関様式P第7710号）  
加工・組立輸出貨物確認申告書（税関様式P第7700号）  
契約実績表（総括）（税関様式P第7700号-2）  
契約実績表（個別）（税関様式P第7700号-3）  
契約書等  
加工仕様書・加工指図書  
マスターパターンのマーキング仕様書  
(輸出時に提出している場合には、) 生地見本等

### ロ 委託加工契約書（具体的な記載例）

#### CONTRACT

CONTRACT No.AA-001  
DATE Apr.10.20△△

Party A ; · · · · ·

Party B ; · · · · ·

Finished products to be supplied to Party B by Party A  

Quantity	Description	Processing charge (Unit price)	(Amount)
800pcs	Women's Blouses (S/No.1111)	FOB SHANGHAI ¥500	¥400,000
<u>Materials Date of Export Permission Apr.01.20△△ Export Permission No. ....</u>			
<u>FABRIC NO6520 YARN DYED TWILL (COTTON 80%, POLYESTER 20%) 800m</u>			
<u>BUTTON (UREA 15 mm) 4,000pcs</u>			
<u>FASTENER (NYLON 75cm) 800pcs</u>			

1,200pcs Women's Blouses (S/No.1112) FOB SHANGHAI ¥500 ¥600,000  

Materials Date of Export Permission Apr.01.20△△ Export Permission No. ....
<u>FABRIC NO6520 YARN DYED TWILL (COTTON 80%, POLYESTER 20%) 200m</u>
<u>BUTTON (UREA 15 mm) 1,000pcs</u>
<u>FASTENER (NYLON 75cm) 200pcs</u>
<u>Materials Date of Export Permission Apr.07.20△△ Export Permission No. ....</u>
<u>FABRIC NO6520 YARN DYED TWILL (COTTON 80%, POLYESTER 20%) 1,000m</u>
<u>BUTTON (UREA 15 mm) 3,800pcs</u>
<u>FASTENER (NYLON 75cm) 1,000pcs</u>

2,000pcs ¥1,000,000  
5% MORE OR LESS ARE ALLOWED

SHIPMENT Apr.25.20△△

PAYMENT IRREVOCABLE AT SIGHT L/C

DESTINATION ○○, JAPAN

Party B ; · · · · ·

Party A ; · · · · ·

(Signature)

(Signature)

※無償提供した輸出原材料の運賃・保険 ¥100,000(輸出2回分合計)

※製品の運賃・保険 ¥100,000

※用尺 1m/PCS (マーキング仕様書より)

ハ-① 附属書〈上段〉 (S/NO.1111)

附 屬 書						税関様式P第7710号
1. 輸出原材料の概要						スタイル番号1111
品 名	数 量	単 価	価 格 (FOB) A	往復の運賃等 (A×0.06) B	合 計 (A+B) C	
FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20%	800m	¥1,200	¥960,000	¥57,600	¥1,017,600	
BUTTON UREA 15 mm	4,000pcs	¥2	¥8,000	¥480	¥8,480	
FASTERNER NYRON 75cm	800pcs	¥60	¥48,000	¥2,880	¥50,880	
計			¥1,016,000	¥60,960	¥1,076,960	

ハ-② 附属書〈上段〉 (S/NO.1112)

附 屬 書						税関様式P第7710号
1. 輸出原材料の概要						スタイル番号1112
品 名	数 量	単 価	価 格 (FOB) A	往復の運賃等 (A×0.06) B	合 計 (A+B) C	
FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20%	1,200m	¥1,200	¥1,440,000	¥86,400	¥1,526,400	
BUTTON UREA 15 mm	4,800pcs	¥2	¥9,600	¥576	¥10,176	
FASTERNER NYRON 75cm	1,200pcs	¥60	¥72,000	¥4,320	¥76,320	
計			¥1,521,600	¥91,296	¥1,612,896	

※契約書より2回の輸出のそれぞれを使用していることとなっているため、附属書への記載はまとめて行う。

	第1回目輸出	第2回目輸出	計
E/D NO.	.....	.....	
生地	200m : ¥240,000	1,000m : ¥1,200,000	1,200m : ¥1,440,000
ボタン	1,000pcs : ¥2,000	3,800pcs : ¥7,600	4,800pcs : ¥9,600
ファスナー	200pcs : ¥12,000	1,000pcs : ¥60,000	1,200pcs : ¥72,000
円計	¥254,000	¥1,267,600	¥1,521,600

## 二 減税計算書

### 減税計算書 (1点当たりの原材料数(用尺等)による方法の場合)

輸入申告番号 ······

税率 11.2%

インボイス	FOB 1,000,000円
保険・運賃	100,000円
評価加算額	2,570,684円
課税価格	(8) 3,670,684円
関税額	(9) 411,040円

スタイルNo.	1111	1112	
輸入申告数量	(1) 800pcs	1,200pcs	pcs
1点あたりの原材料数	(2) 1M	1M	M
使用数量 (1)×(2)	(3) 800M	1,200M	M
実輸出数量	(4) 800M	1,200M	M
課税価格相当価格	(5) 1,076,960円	1,612,896円	円
輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格 (6)=(5)×(3)/(4)	計算式 1,076,960× 800/800	1,612,896× 1,200/1,200	
複数スタイルある場合の(6)の計	(6) 1,076,960円	1,612,896円	円
		2,689,856円	
	減税額=(9)411,040×(7)2,689,856/(8) 3,670,684	301,207円	
備考			

### ホ-① 附属書（裏面）

#### 3. 輸出原材料の使用実績

品名等	実輸出数量 D	備考
STYLE NO 1111 FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20% <u>WOMEN'S BLOUSES</u>	800m	契約数量 800PCS 用尺 1m

申告年月日 申告番号	税関官署名	使用数量 E	残数量 (D-E)	備考	税關確認印
R○.5.1 .....	○○税關本關	800m	0m	800PCS 1,076,960円 輸入完了	

ホ-② 附属書（裏面）

3. 輸出原材料の使用実績

品名等	実輸出数量 D	備考
<b>STYLE NO 1112 FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20% <u>WOMEN'S BLOUSES</u></b>	<b>1,200m</b>	<b>契約数量 1,200PCS 用尺 1m</b>

申告年月日 申告番号	税関官署名	使用数量 E	残数量 (D - E)	備考	税關確認印
<b>R○5.1 .....</b>	<b>○○税關本關</b>	<b>1,200m</b>	<b>0m</b>	<b>1,200PCS 1,612,896 円 輸入完了</b>	

ヘ 契約実績表

① 1回目の輸出分 (E/D NO. ....)

【契約実績表（総括）】

税關様式P第7700号-2

契約実績表（総括）

輸出原材料

輸出申告価格	備考
<b>1,270,000 円</b>	

契約実績

年月日	税關官署名	契約に係る輸出 原材料価格	備考	税關確認印
<b>R○.5.1</b>	<b>○○税關本關</b>	<b>1,270,000 円</b>		

※「契約に係る輸出原材料価格」

(S/NO. 1111) ¥1,016,000 (ハ-①附属書上段 FOB 価格) … (A)

(S/NO. 1112) ¥254,000 (ハ-②附属書上段欄外の表中 E/D NO. .... の計) … (B)

(A) ¥1,016,000 + (B) ¥254,000 = ¥1,270,000

【契約実績表（個別）】

税関様式P第7700号-3

契約実績表（個別）

輸出原材料

品名等（性質、形状等）	実輸出数量	単価	価格	備考
<b>FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20%</b>	<b>1,000m</b>	<b>¥1,200</b>	<b>¥1,200,000</b>	

契約実績

年月日	契約数量	残数量	備考	税関確認印
<b>R○.5.1</b>	<b>1,000m</b>	<b>0m</b>		

※「契約数量」

(S/NO. 1111) 800m (ハ-①附属書上段 数量) … (A)

(S/NO. 1112) 200m (ハ-②附属書上段欄外の表中 E/D NO. ……の数量) … (B)

(A) 800m + (B) 200m = 1,000m

【契約実績表（個別）】

税関様式P第7700号-3

契約実績表（個別）

輸出原材料

品名等（性質、形状等）	実輸出数量	単価	価格	備考
<b>BUTTON UREA 15 mm</b>	<b>5,000pcs</b>	<b>¥2</b>	<b>¥10,000</b>	

契約実績

年月日	契約数量	残数量	備考	税関確認印
<b>R○.5.1</b>	<b>5,000pcs</b>	<b>0pcs</b>		

※「契約数量」

(S/NO. 1111) 4,000pcs (ハ-①附属書上段 数量) … (A)

(S/NO. 1112) 1,000pcs (ハ-②附属書上段欄外の表中 E/D NO. ……の数量) … (B)

(A) 4,000pcs + (B) 1,000pcs = 5,000pcs

【契約実績表（個別）】

税関様式P第7700号-3

契約実績表（個別）

輸出原材料

品名等（性質、形状等）	実輸出数量	単価	価格	備考
<b>FASTENER NYLON 75cm</b>	<b>1,000pcs</b>	<b>¥60</b>	<b>¥60,000</b>	

契約実績

年月日	契約数量	残数量	備考	税関確認印
<b>R○5.1</b>	<b>1,000pcs</b>	<b>0pcs</b>		

※「契約数量」

(S/NO. 1111) 800pcs (ハ-①附属書上段 数量) … (A)

(S/NO. 1112) 200pcs (ハ-②附属書上段欄外の表中 E/D NO. ……の数量) … (B)

(A) 800pcs + (B) 200pcs=1,000pcs

② 2回目の輸出分 (E/D NO.……)

【契約実績表（総括）】

税関様式P第7700号-2

契約実績表（総括）

輸出原材料

輸出申告価格	備考
<b>6,400,000 円</b>	

契約実績

年月日	税関官署名	契約に係る輸出原材料価格	備考	税関確認印
<b>R○.5.1</b>	<b>○○税関本関</b>	<b>1,267,600 円</b>		

※「契約に係る輸出原材料価格」

(S/NO. 1112) ¥1,267,600 (ハ-②附属書上段欄外の表中 E/D NO. ……の計)

【契約実績表（個別）】

税関様式P第7700号-3

契約実績表（個別）

輸出原材料

品名等（性質、形状等）	実輸出数量	単価	価格	備考
<b>FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20%</b>	<b>5,000m</b>	<b>¥1,200</b>	<b>¥6,000,000</b>	

契約実績

年月日	契約数量	残数量	備考	税關確認印
<b>R○5.1</b>	<b>1,000m</b>	<b>4,000m</b>		

※「契約数量」

(S/N0. 1112) 1,000m (ハ-②附属書上段欄外の表中 E/D NO. .....の数量)

【契約実績表（個別）】

税關様式P第7700号-3

契約実績表（個別）

輸出原材料

品名等（性質、形状等）	実輸出数量	単価	価格	備考
<b>BUTTON UREA 15 mm</b>	<b>20,000pcs</b>	<b>¥2</b>	<b>¥40,000</b>	

契約実績

年月日	契約数量	残数量	備考	税關確認印
<b>R○.5.1</b>	<b>3,800pcs</b>	<b>16,200pcs</b>		

※「契約数量」

(S/N0. 1112) 3,800pcs (ハ-②附属書上段欄外の表中 E/D NO. .....の数量)

## 【契約実績表（個別）】

税関様式P第7700号-3

## 契約実績表（個別）

## 輸出原材料

品名等（性質、形状等）	実輸出数量	単価	価格	備考
<b>FASTENER NYLON 75cm</b>	<b>6,000pcs</b>	<b>¥60</b>	<b>¥360,000</b>	

## 契約実績

年月日	契約数量	残数量	備考	税関確認印
<b>R○.5.1</b>	<b>1,000pcs</b>	<b>5,000pcs</b>		

※「契約数量」

(S/NO. 1112) 1,000pcs (ハ-②附属書上段欄外の表中 E/D NO. .....の数量)

## 6. 同一契約で令第22条第2項ただし書扱いの原材料と通常の暫8原材料を併用使用する場合

### (1) 輸出手続

#### イ 提出書類

##### ① 令第22条第2項ただし書扱いの原材料の輸出

輸出申告書（税関様式C第5010号）  
加工・組立輸出貨物確認申告書（税関様式P第7700号）  
契約実績表（総括）（税関様式P第7700号-2）  
契約実績表（個別）（税関様式P第7700号-3）  
(必要に応じて、) 生地見本等

##### ② 通常の暫8による原材料の輸出

輸出申告書（税関様式C第5010号）  
加工・組立輸出貨物確認申告書（税関様式P第7700号）  
契約書等  
(必要に応じて、) 生地見本等

#### ロ 輸出原材料（具体的な例）

##### ① 令第22条第2項ただし書扱いの原材料（1回目の輸出）

(E/D NO.……… : 申告年月日 R○.4.1)

表生地 FABRIC No.6520 (COTTON 80%、POLYESTER 20%)	1,000m	@¥1,200/m	¥1,200,000
ボタン (UREA 15mm)	5,000Pcs	@¥2/pc	¥10,000
ファスナー (NYLON 75cm)	1,000Pcs	@¥60/pc	¥60,000
計			¥1,270,000

##### ② 通常の暫8による原材料（2回目の輸出）

(E/D NO.……… : 申告年月日 R○.4.13)

表生地 FABRIC No.6520 (COTTON 80%、POLYESTER 20%)	1,000m	@¥1,200/m	¥1,200,000
ボタン (UREA 15mm)	3,800Pcs	@¥2/pc	¥7,600
ファスナー (NYLON 75cm)	1,000Pcs	@¥60/pc	¥60,000
計			¥1,267,600

※輸出原材料は全て無償貨物。

## ハ 具体的な記載例

### ① 令第22条第2項ただし書扱いの原材料の輸出

#### 【確認申告書】

申請番号	税関様式P第7700号		
加工・組立輸出貨物確認申告書 令和〇年4月1日			
税関長 殿			
申 請 者 住所 ○○市△△区～～～～ 氏名又は名称 ○ ○ ○ ○			
<p>下記の貨物は、加工又は組立のため輸出しますが、製品を輸入する際関税の軽減を受けたいので、関税暫定措置法施行令第22条第1項の規定により申請しますから確認して下さい。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
輸出貨物の品名等	品 名	貨物の性質、形状、記号及び番号	数 量
	FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20% .....	SHANGHAI CT/NO 1-20 MADE IN JAPAN .....	1,000m .....
加工（組立）地名及び 加工（組立）業者名			
加工又は組立の概要	裁断・縫製		
その他参考となるべき事項	令第22条第2項ただし書扱い		
輸出申告書の番号			

※「輸出貨物の品名等」欄には、輸出原材料すべてについて記載する。

#### 【契約実績表（総括）】

契約実績表（総括）		税関様式P第7700号-2		
輸出原材料				
輸出申告価格	備 考			
1,270,000 円				
契約実績				
年月日	税関官署名	契約に係る輸出原材料価格	備 考	税關確認印

【契約実績表（個別）】（品目ごとに作成する）

税関様式P第7700号-3

契約実績表（個別）

輸出原材料

品名等（性質、形状等）	実輸出数量	単価	価格	備考
FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20%	1,000m	¥1,200	¥1,200,000	

契約実績

年月日	契約数量	残数量	備考	税関確認印

【契約実績表（個別）】

税関様式P第7700号-3

契約実績表（個別）

輸出原材料

品名等（性質、形状等）	実輸出数量	単価	価格	備考
BUTTON UREA 15 mm	5,000pcs	¥2	¥10,000	

契約実績

年月日	契約数量	残数量	備考	税関確認印

【契約実績表（個別）】

税関様式P第7700号-3

契約実績表（個別）

輸出原材料

品名等（性質、形状等）	実輸出数量	単価	価格	備考
FASTENER NYLON 75cm	1,000pcs	¥60	¥60,000	

契約実績

年月日	契約数量	残数量	備考	税関確認印

② 通常の暫8による原材料の輸出

【確認申告書】

申請番号 ······

税関様式P第7700号

加工・組立輸出貨物確認申告書

令和〇年4月13日

税関長 殿

申 請 者

住所 ○○市△△区～～～～

氏名又は名称 ○ ○ ○ ○

下記の貨物は、加工又は組立のため輸出しますが、製品を輸入する際関税の軽減を受けたいので、関税暫定措置法施行令第22条第1項の規定により申請しますから確認して下さい。

記

輸出貨物の品名等	品 名	貨物の性質、形状、記号及び番号	数 量	輸出申告価格の計算の基礎
FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20%	SHANGHAI CT/NO 1-20 MADE IN JAPAN .....	1,000m	FOB JAPAN 1,200,000 円	..... TOTAL 1,267,600 円
加工（組立）地名及び 加工（組立）業者名	SHANGHAI, CHINA SHANGHAI E&I CO, LTD			
加工又は組立の概要	裁断・縫製			
その他参考となるべき事項				
輸出申告書の番号				

※「輸出貨物の品名等」欄には、輸出原材料すべてについて記載する。

## 二 委託加工契約書（具体的な記載例）

### C O N T R A C T

CONTRACT No.AA-001  
DATE Apr.10.20△△

Party A ; · · · · ·

Party B ; · · · · ·

Finished products to be supplied to Party B by Party A

Quantity	Description	Processing charge (Unit price)	(Amount)
----------	-------------	-----------------------------------	----------

800pcs	Women's Blouses (S/No.1111)	FOB SHANGHAI	¥500	¥400,000
--------	-----------------------------	--------------	------	----------

Materials Date of Export Permission Apr.01.20△△ Export Permission No. · · · · ·

FABRIC NO6520 YARN DYED TWILL (COTTON 80%, POLYESTER 20%) 800m

BUTTON (UREA 15 mm) 4,000pcs

FASTENER (NYLON 75cm) 800pcs

1,200pcs	Women's Blouses (S/No.1112)	FOB SHANGHAI	¥500	¥600,000
----------	-----------------------------	--------------	------	----------

Materials Date of Export Permission Apr.01.20△△ Export Permission No. · · · · ·

FABRIC NO6520 YARN DYED TWILL (COTTON 80%, POLYESTER 20%) 200m

BUTTON (UREA 15 mm) 1,000pcs

FASTENER (NYLON 75cm) 200pcs

Another Materials

FABRIC NO6520 YARN DYED TWILL (COTTON 80%, POLYESTER 20%) 1,000m

BUTTON (UREA 15 mm) 3,800pcs

FASTENER (NYLON 75cm) 1,000pcs

2,000 pcs

¥1,000,000

5% MORE OR LESS ARE ALLOWED

SHIPMENT Apr.25.20△△

PAYMENT IRREVOCABLE AT SIGHT L/C

DESTINATION ○○, JAPAN

Party B ; · · · · ·

Party A ; · · · · ·

(Signature)

(Signature)

※無償提供した輸出原材料の運賃・保険 ¥100,000(輸出2回分合計)

※製品の運賃・保険 ¥100,000

※用尺 1m/PCS (マーキング仕様書より)

## (2) 輸入手続

### イ 提出書類

- 輸入申告書（税関様式C第5020号）
- 輸出許可書（税関様式C第5010号）
- 加工・修繕・組立製品減免税明細書（税関様式T第1060号）
- 附属書（税関様式P第7710号）
- 加工・組立輸出貨物確認申告書（税関様式P第7700号）
- 契約実績表（総括）（税関様式P第7700号-2）
- 契約実績表（個別）（税関様式P第7700号-3）
- 契約書等
- 加工仕様書・加工指図書
- マスターパターンのマーキング仕様書
- (輸出時に提出している場合には、) 生地見本等

ロ-① 附属書〈上段〉 (S/NO.1111)

税関様式P第7710号 附 屬 書					
1. 輸出原材料の概要			スタイル番号 1111		
品 名	数 量	単 價	価 格 (FOB) A	往復の運賃等 (A×0.06) B	合 計 (A+B) C
FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20%	800m	¥1,200	¥960,000	¥57,600	¥1,017,600
BUTTON UREA 15 mm	4,000pcs	¥2	¥8,000	¥480	¥8,480
FASTENER NYLON 75cm	800pcs	¥60	¥48,000	¥2,880	¥50,880
計			¥1,016,000	¥60,960	¥1,076,960

ロ-② 附属書〈上段〉 (S/NO.1112)

税関様式P第7710号 附 屬 書					
1. 輸出原材料の概要			スタイル番号 1112		
品 名	数 量	単 價	価 格 (FOB) A	往復の運賃等 (A×0.06) B	合 計 (A+B) C
FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20%	1,200m	¥1,200	¥1,440,000	¥86,400	¥1,526,400
BUTTON UREA 15 mm	4,800pcs	¥2	¥9,600	¥576	¥10,176
FASTENER NYLON 75cm	1,200pcs	¥60	¥72,000	¥4,320	¥76,320
計			¥1,521,600	¥91,296	¥1,612,896

※契約書より2回の輸出のそれぞれを使用していることとなっているため、附属書への記載はまとめて行う。

	第1回目輸出	第2回目輸出	計
E/D NO.	.....	.....	
生地	200m : ¥240,000	1,000m : ¥1,200,000	1,200m : ¥1,440,000
ボタン	1,000pcs : ¥2,000	3,800pcs : ¥7,600	4,800pcs : ¥9,600
ファスナー	200pcs : ¥12,000	1,000pcs : ¥60,000	1,200pcs : ¥72,000
円計	¥254,000	¥1,267,600	¥1,521,600

八 減税計算書

**減税計算書** (1点当たりの原材料数(用尺等)による方法の場合)

輸入申告番号 ······

税率 <u>11.2%</u>	インボイス	FOB 1,000,000円
	保険・運賃	100,000円
	評価加算額	2,637,600円
	課税価格 ⑧	3,737,600円
	関税額 ⑨	418,544円

スタイルNo.	1111	1112	
輸入申告数量	① 800pcs	1,200pcs	pcs
1点あたりの原材料数	② 1M	1M	M
使用数量 (①×②)	③ 800M	1,200M	M
実輸出数量	④ 800M	1,200M	M
課税価格相当価格	⑤ 1,076,960円	1,612,896円	円
輸入申告数量相当分の輸出 原材料の課税価格相当価格 ⑥=⑤×③/④	計算式 1,076,960× 800/800	1,612,896× 1,200/1,200	
複数スタイルある場合の ⑥の計	⑥ 1,076,960円	1,612,896円	円
		2,689,856円	
	減税額=⑨418,544×⑦2,689,856/⑧ 3,737,600		301,215円
備考			

二-① 附属書(裏面) (S/NO.1111)

3. 輸出原材料の使用実績

品名等	実輸出数量 D	備考
STYLE NO 1111 FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20% <u>WOMEN'S BLOUSES</u>	800m	契約数量 800PCS 用尺 1m

申告年月日 申告番号	税関官署名	使用数量 E	残数量 (D-E)	備考	税關確認印
R○.5.1 .....	○○税関本関	800m	0m	800PCS 1,076,960円 輸入完了	

二-② 附属書（裏面） (S/NO.1112)

3. 輸出原材料の使用実績

品名等	実輸出数量 D	備考
<b>STYLE NO 1112 FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20% <u>WOMEN'S BLOUSES</u></b>	<b>1,200m</b>	<b>契約数量 1,200PCS 用尺 1m</b>

申告年月日 申告番号	税關官署名	使用数量 E	残数量 (D-E)	備考	税關確認印
<b>R〇.5.1 .....</b>	<b>〇〇税關本關</b>	<b>1,200m</b>	<b>0m</b>	<b>1,200PCS 1,612,896 円 輸入完了</b>	

ホ 契約実績表（令第22条第2項ただし書き扱いの原材料の輸出）

税關様式P第7700号-2

契約実績表（総括）

輸出原材料

輸出申告価格	備考
<b>1,270,000 円</b>	

契約実績

年月日	税關官署名	契約に係る輸出 原材料価格	備考	税關確認印
<b>R〇.5.1</b>	<b>〇〇税關本關</b>	<b>1,270,000 円</b>		

※「契約に係る輸出原材料価格」

(S/NO. 1111) ¥1,016,000 (ロ-①附属書上段 FOB 価格) … (A)

(S/NO. 1112) ¥254,000 (ロ-②附属書上段欄外の表中 E/D NO. ..... の計) … (B)

(A) ¥1,016,000 + (B) ¥254,000 = ¥1,270,000

## 契約実績表（個別）

## 輸出原材料

品名等（性質、形状等）	実輸出数量	単価	価格	備考
FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20%	1,000m	¥1,200	¥1,200,000	

## 契約実績

年月日	契約数量	残数量	備考	税関確認印
R○.5.1	1,000m	0m		

※「契約数量」

(S/N0. 1111) 800m (口-①附属書上段 数量) … (A)

(S/N0. 1112) 200m (口-②附属書上段欄外の表中 E/D NO. ……の数量) … (B)

(A) 800m + (B) 200m = 1,000m

## 【契約実績表（個別）】

## 契約実績表（個別）

## 輸出原材料

品名等（性質、形状等）	実輸出数量	単価	価格	備考
BUTTON UREA 15 mm	5,000pcs	¥2	¥10,000	

## 契約実績

年月日	契約数量	残数量	備考	税関確認印
R○.5.1	5,000pcs	0pcs		

※「契約数量」

(S/N0. 1111) 4,000pcs (口-①附属書上段 数量) … (A)

(S/N0. 1112) 1,000pcs (口-②附属書上段欄外の表中 E/D NO. ……の数量) … (B)

(A) 4,000pcs + (B) 1,000pcs = 5,000pcs

## 【契約実績表（個別）】

税関様式P第7700号-3

## 契約実績表（個別）

## 輸出原材料

品名等（性質、形状等）	実輸出数量	単価	価格	備考
<b>FASTENER NYLON 75cm</b>	<b>1,000pcs</b>	<b>¥60</b>	<b>¥60,000</b>	

## 契約実績

年月日	契約数量	残数量	備考	税関確認印
<b>R○.5.1</b>	<b>1,000pcs</b>	<b>0pcs</b>		

※「契約数量」

(S/NO. 1111) 800pcs (ロ-①附属書上段 数量) … (A)

(S/NO. 1112) 200pcs (ロ-②附属書上段欄外の表中 E/DNO. .....の数量) … (B)

(A) 800pcs + (B) 200pcs = 1,000pcs

## 7. 契約数量による減税計算方法

※以下は、輸出、輸入とも1回で完了する場合の例。その他の場合は、上記2.～6.に準じて計算する。

### (1) 具体的な取引形態

- ・輸出貨物（表生地）：輸出申告年月日 R○4.1  
YARN DYED TWILL FABRIC  
(FABRIC NO 6520 : COTTON 80% · POLYESTER 20%)  
1,000m × @FOB¥1,200/m =FOB¥1,200,000 (無償貨物)
- ・輸入貨物（製品）  
WOMEN'S BLOUSES (S/NO.1111)  
@FOB¥500/PCS (加工賃のみ) 関税率 11.2%
- ・運賃保険  
無償提供した輸出原材料の運賃・保険 ¥50,000  
製品の運賃・保険 ¥50,000
- ・用尺  
1 m/PCS (マーキング仕様書の用尺による。)
- ・契約数量  
1,000PCS

### (2) 輸出申告時の具体的な記載方法

#### 確認申告書

申請番号 ・・・・・・・・・・ 税関様式P第7700号

#### 加工・組立輸出貨物確認申告書

令和〇年4月1日

税関長 殿

申 請 者

住所 ○○市△△区～～～～

氏名又は名称 ○ ○ ○ ○

下記の貨物は、加工又は組立のため輸出しますが、製品を輸入する際関税の軽減を受けたいので、関税暫定措置法施行令第22条第1項の規定により申請しますから確認して下さい。

記

輸出貨物の品名等	品 名	貨物の性質、形状、記号及び番号	数 量	輸出申告価格の計算の基礎
	FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80% POLYESTER 20%	STYLE NO 1111 SHANGHAI CT/NO 1-20 MADE IN JAPAN	1,000m	FOB JAPAN 1,200,000 円
加工（組立）地名及び 加工（組立）業者名	SHANGHAI, CHINA SHANGHAI E & I CO, LTD			
加工又は組立の概要	裁断・縫製			
その他参考となるべき事項				
輸出申告書の番号				

### (3) 輸入申告時の具体的な記載方法

#### 附属書〈上段〉

税関様式P第7710号 附 屬 書					
1. 輸出原材料の概要			スタイル番号 1111		
品 名	数 量	単 価	価 格 (FOB) A	往復の運賃等 (A×0.06) B	合 計 (A+B) C
FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80% POLYESTER 20%	1,000m	¥1,200			
計			1,200,000 円	72,000 円	1,272,000 円

#### 附属書(裏面)〈上段〉

3. 輸出原材料の使用実績 (裏面)		
品 名 等	実輸出数量 D	備 考
STYLE NO 1111 <u>WOMEN'S BLOUSES</u>	1, 000 pcs	契約数量

ケース1（契約数量(1,000pcs) = 輸入数量(1,000pcs)）

輸入製品1, 000PCSを製造し、輸入数量が契約数量どおりであった場合

減税計算書

減税計算書（契約数量による方法の場合）					
輸入申告番号		税率			
		11.	2%	インボイス	FOB 500,000円
				保険・運賃	50,000円
				評価加算額	1,250,000円
				課税価格	(⑥) 1,800,000円
				関税額	(⑦) 201,600円
スタイルNo.		1111			
輸入申告数量	(①)	1,000pcs		pcs	pcs
契約数量	(②)	1,000pcs		pcs	pcs
課税価格相当価格	(③)	1,272,000円		円	円
輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格 ④=(③)×①／②	計算式	1,272,000× 1,000／1,000			
	(④)	1,272,000円		円	円
複数スタイルある場合の ⑤の計	(⑤)	1,272,000円			
減税額=⑦ 201,600×⑤ 1,272,000／⑥ 1,800,000				142,463円	
備考					

附属書（裏面）〈下段〉

3. 輸出原材料の使用実績（裏面）					
申告年月日 申告番号	税關官署名	使用数量	残数量	備考	税關確認印
R○6.1 .....	○○税關 △△出張所	1,000pcs	0pcs	1,272,000円 「輸入完了」	

※特例申告時に提出する附属書にあっては、「申告年月日」の日付は引取申告の許可日を記載する（III 輸入通関手続関係 18. 「特例申告貨物について本制度を適用する場合の取扱い」参照。以下同じ）。

**ケース2** (契約数量(1,000pcs) > 輸入数量(900pcs))

輸入製品が900PCSしか製造できず、契約数量を下回り、ショートした100pcs分の輸出原材料については副産物となっている場合

**減税計算書**

**減税計算書** (契約数量による方法の場合)

輸入申告番号 ······

税率 11.2%

インボイス	FOB 450,000円
保険・運賃	50,000円
評価加算額	1,125,000円
課税価格	(6) 1,625,000円
関税額	(7) 182,000円

スタイルNo.	1111		
輸入申告数量	(1) 900pcs	pcs	pcs
契約数量	(2) 1,000pcs	pcs	pcs
課税価格相当価格	(3) 1,272,000円	円	円
輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格 (4)=(3)×(1)/(2)	計算式 1,272,000× 900/1,000 (4) 1,144,800円	円	円
複数スタイルある場合の(4)の計	(5) 1,144,800円	円	円
減税額=(7) 182,000×(5) 1,144,800/(6) 1,625,000			128,217円
備考			

**附属書** (下段)

2. 加工又は組立の際生じる副産物

品名	数量	価格	処理方法
FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20%	100m	127,200円	現地での滅却若しくは売却又は本邦への返送

**附属書** (裏面) (下段)

3. 輸出原材料の使用実績

申告年月日 申告番号	税関官署名	使用数量	残数量	備考	税關確認印
R○6.1 .....	○○税關 △△出張所	900pcs	100pcs	1,144,800円 「輸入完了」	

**ケース3** (契約数量 (1,000pcs) < 輸入数量 (1,100pcs) )

輸入製品1, 100PCSを製造し、輸入数量が契約数量を上回った場合

※ オーバーした100pcs分については減税適用が受けられない。オーバーした100pcs分については現地調達を行い製造したことを前提とする(従って、100pcs分は別途課税価格を計算し、別欄で申告)。

**減税計算書**

**減税計算書** (契約数量による方法の場合)

輸入申告番号 ······

税率 11.2%

インボイス	FOB 500,000円
保険・運賃	50,000円
評価加算額	1,250,000円
課税価格	⑥ 1,800,000円
関税額	⑦ 201,600円

スタイルNo.	1111		
輸入申告数量	① 1,000pcs	pcs	pcs
契約数量	② 1,000pcs	pcs	pcs
課税価格相当価格	③ 1,272,000円	円	円
輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格 ③ =③×①/②	計算式 1,272,000× 1,000/1,000 ④ 1,272,000円	円	円
複数スタイルある場合の ④の計	⑤ 1,272,000円	円	円
減税額=⑦ 201,600×⑤ 1,272,000/⑥ 1,800,000			142,463円
備考			

**附属書 (裏面) <下段>**

3. 輸出原材料の使用実績 (裏面)

申告年月日 申告番号	税關官署名	使用数量	残数量	備考	税關確認印
R〇6.1 ·····	〇〇税關 △△出張所	1,000pcs	0pcs	1,272,000円 「輸入完了」	

## 7-2. 契約数量による減税計算方法（輸出原材料の全量を使用したことが、裁断報告書等により疎明できる場合）

※以下は、輸出が1回、輸入が分割（2回）で完了する場合の例。その他の場合は、上記1.、3.～6.に準じて計算する。

### (1) 具体的な取引形態

- ・輸出貨物（表生地）：輸出申告年月日 R○4.1  
YARN DYED TWILL FABRIC  
(FABRIC NO 6520 : COTTON 80% · POLYESTER 20%)  
1,000m × @FOB¥1,200/m = FOB¥1,200,000 (無償貨物)
- ・輸入貨物（製品）：  
WOMEN'S BLOUSES (S/NO.1111)  
@FOB¥500/PCS (加工賃のみ) 関税率 11.2%
- ・運賃保険  
無償提供した輸出原材料の運賃・保険 ¥50,000  
製品の運賃・保険 ¥50,000
- ・用尺  
1 m/PCS (マーキング仕様書の用尺による。)
- ・契約数量  
1,000PCS

### (2) 輸出申告時の具体的な記載方法

#### 確認申告書

申請番号 · · · · · · · · · · 税関様式P第7700号

#### 加工・組立輸出貨物確認申告書

令和〇年4月1日

税関長 殿

申 請 者

住所 ○○市△△区～～～～

氏名又は名称 ○ ○ ○ ○

下記の貨物は、加工又は組立のため輸出しますが、製品を輸入する際関税の軽減を受けたいので、関税暫定措置法施行令第22条第1項の規定により申請しますから確認して下さい。

記

輸出貨物の品名等	品 名	貨物の性質、形状、記号及び番号	数 量	輸出申告価格の計算の基礎
	FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80% POLYESTER 20%	STYLE NO 1111 SHANGHAI CT/NO 1-20 MADE IN JAPAN	1,000m	FOB JAPAN 1,200,000 円
加工（組立）地名及び 加工（組立）業者名	SHANGHAI, CHINA SHANGHAI E & I CO, LTD			
加工又は組立の概要	裁断・縫製			
その他参考となるべき事項				
輸出申告書の番号				

### (3) 輸入申告時の具体的な記載方法

- ・1回目の輸入（輸入製品数量 800PCS）

#### 減税計算書

##### 減税計算書（契約数量による方法の場合）

輸入申告番号 ・・・・・・・・

税率 11.2%

インボイス	FOB 400,000円
保険・運賃	40,000円
評価加算額	1,000,000円
課税価格	⑥ 1,440,000円
関税額	⑦ 161,280円

スタイルNo.	1111		
輸入申告数量	① 800pcs	pcs	pcs
契約数量	② 1,000pcs	pcs	pcs
課税価格相当価格	③ 1,272,000円	円	円
輸入申告数量相当分の輸出 原材料の課税価格相当価格 ④=③×①/②	計算式 1,272,000× 800/1,000 ④ 1,017,600円		
複数スタイルある場合の ④の計	⑤ 1,017,600円	円	円
減税額=⑦ 161,280×⑤ 1,017,600/⑥ 1,440,000			113,971円
備考			

※課税価格は、製品の加工賃（500円×800pcs）+無償提供原材料（(1,200,000円+運賃・保険50,000円)×800pcs/1000pcs）、製品の運賃・保険50,000円×800pcs/1000pcs)で計算

#### 附属書（裏面）〈下段〉

##### 3. 輸出原材料の使用実績

申告年月日 申告番号	税関官署名	使用数量	残数量	備考	税關確認印
RO6.1 .....	○○税關 △△出張所	800pcs	200pcs	1,017,600円	

・ 2回目の輸入

ケース1 (契約数量(1,000pcs) > 輸入数量(900pcs))

1回目(申告年月日R○.6.1) 輸入製品数量 800PCS

2回目(申告年月日R○.6.10) 輸入製品数量 100PCS

**TOTAL 900PCS**

輸入製品が900PCSしか製造できず、契約数量を下回ったが、全ての輸出原材料が輸入製品に使用されたことが確認できる場合の、2回目の申告。

過去(1回目)の輸入申告の際の減税計算は契約数量1,000PCSを基に製品800PCSについて減税計算を行っていることから、最後(2回目)の輸入申告において、契約数量(1,000PCS)分を製造するため原材料を輸出し、残りの200PCSを製造したとして減税計算を行って差し支えない。なお、その際に過去(1回目)の申告分について減税計算や附属書の修正を行う必要はない。

**減税計算書**

<b>減税計算書</b>					
輸入申告番号	.....				
税率	11.2%				
	インボイス	F O B	50,000円		
	保険・運賃		10,000円		
	評価加算額		250,000円		
	課税価格	(6)	310,000円		
	関税額	(7)	34,720円		
スタイルNo.	1111				
輸入申告数量	(1)	100pcs	pcs	pcs	
契約数量	(2)	1,000pcs	pcs	pcs	
課税価格相当価格	(3)	1,272,000円	円	円	
輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格 (4)=(3)×(1)/(2)	計算式	1,272,000- 1,017,600 (1回目の輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格)			
	(4)	254,400円	円	円	
複数スタイルある場合の(4)の計	(5)	254,400円			
減税額=(7) 34,720×(5) 254,400/(6) 310,000					28,492円
備考	輸入完了。原材料は全て使用。				

**附属書(裏面)〈下段〉**

3. 輸出原材料の使用実績					
申告年月日 申告番号	税關官署名	使用数量	残数量	備考	税關確認印
R○.6.1 .....	○○税關 △△出張所	800pcs	200pcs	1,017,600円	税關印
R○.6.10 .....	○○税關 △△出張所	100pcs	100pcs	254,400円 「輸入完了」 輸出原材料で全ての製品を製造	

ケース2 (契約数量(1,000pcs) < 輸入数量(1,100pcs) )

1回目(申告年月日R○.6.1)	輸入製品数量 800PCS
2回目(申告年月日R○.6.10)	<u>輸入製品数量 300PCS</u>
	TOTAL 1,100PCS

輸入製品1,100PCSを製造し、契約数量を上回ったが、輸出原材料を使用して全ての輸入製品を製造したことが確認できる場合の、2回目の申告。

過去(1回目)の輸入申告の際の減税計算は契約数量1,000PCSを基に製品800PCSについて減税計算を行っていることから、最後(2回目)の輸入申告において、契約数量(1,000PCS)分を製造するため原材料を輸出し、残りの200PCSを製造したとして減税計算を行って差し支えない。なお、その際に過去(1回目)の申告分について減税計算や附属書の修正を行う必要はない。

減税計算書

減税計算書(契約数量による方法の場合)

輸入申告番号 ······

税率 11.2%

インボイス	F O B 150,000円
保険・運賃	10,000円
加算評価額	250,000円
課税価格⑥	410,000円
関税額⑦	45,920円

スタイルNo.	1111		
輸入申告数量	① 300pcs	pcs	pcs
契約数量	② 1,000pcs	pcs	pcs
課税価格相当価格	③ 1,272,000円	円	円
輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格 ④=③×①/②	計算式 1,272,000— 1,017,600(1回目の輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格) ④ 254,400円	円	円
複数スタイルある場合の④の計	⑤ 254,400円	円	円
減税額=⑦ 45,920×⑤ 254,400/⑥ 410,000			28,492円
備考 輸入完了。原材料はすべて使用。			

附属書(裏面)〈下段〉

3. 輸出原材料の使用実績

申告年月日 申告番号	税関官署名	使用数量	残数量	備考	税關確認印
R○.6.1 .....	○○税關 △△出張所	800pcs	200pcs	1,017,600円	(税關印)
R○.6.10 .....	○○税關 △△出張所	300pcs	0pcs	254,400円 「輸入完了」 輸出原材料で全ての製品を製造	

## 8. 複数スタイルを一括する場合の減税計算方法

※以下は、輸出、輸入とも1回で完了する場合で、契約数量に基づく計算を前提としている。その他の場合は、上記2.～6.に準じて計算する。

### (1) 具体的な取引形態

- ・輸出貨物（表生地）：輸出申告年月日 R○.4.1  
YARN DYED TWILL FABRIC  
(FABRIC NO 6520 : COTTON 80% · POLYESTER 20%)  
200m × @FOB¥1,200/m = FOB¥240,000 (無償貨物)
- ・輸入貨物（製品）：輸入申告年月日 R○6.1  
WOMEN'S BLOUSES (S/NO.1111, 1112)  
@FOB¥500/PCS (加工貢のみ) 関税率 11.2%
- ・運賃保険  
無償提供した輸出原材料の運賃・保険 ¥50,000  
製品の運賃・保険 ¥50,000
- ・用尺  
NO.1111: 1 m/PCS NO.1112: 1m/PCS (マーキング仕様書の用尺による。)
- ・契約数量  
NO.1111:100pcs, No.1112:100pcs

### (2) 輸出申告時の具体的な記載方法

#### 確認申告書

申請番号 ・・・・・・・・ 税関様式P第7700号

#### 加工・組立輸出貨物確認申告書

令和〇年4月1日

税関長 殿

申 請 者

住所 ○○市△△区～～～～

氏名又は名称 ○ ○ ○ ○

下記の貨物は、加工又は組立のため輸出しますが、製品を輸入する際関税の軽減を受けたいので、関税暫定措置法施行令第22条第1項の規定により申請しますから確認して下さい。

記

輸出貨物の品名等	品 名	貨物の性質、形状、記号及び番号	数 量	輸出申告価格の計算の基礎
	<b>FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80% POLYESTER 20%</b> ・・・・	<b>STYLE NO 1111 SHANGHAI CT/NO 1-20 MADE IN JAPAN</b> ・・・・	<b>200m</b> ・・・・	<b>FOB JAPAN 240,000 円</b>
加工（組立）地名及び 加工（組立）業者名	<b>SHANGHAI, CHINA SHANGHAI E &amp; I CO, LTD</b>			
加工又は組立の概要	<b>裁断・縫製</b>			
その他参考となるべき事項				
輸出申告書の番号				

### (3) 輸入申告時の具体的な記載方法

※同一税番の複数のスタイルをまとめて附属書に記載した場合

#### 附属書〈上段〉

附 屬 書					
1. 輸出原材料の概要			税関様式 P 第 7 7 1 0 号 スタイル番号 1 1 1 1 等		
品 名	数 量	単 價	価 格 (FOB) A	往復の運賃等 (A×0.06) B	合 計 (A+B) C
スタイル番号 1 1 1 1 FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20%	100m	¥1,200	¥120,000		
スタイル番号 1 1 1 2 FABRIC NO 6520 YARN DYED TWILL COTTON 80%、POLYESTER 20%	100m	¥1,200	¥120,000		
計			¥240,000	¥14,400	¥254,400

#### 附属書(裏面)〈上段〉

3. 輸出原材料の使用実績		
品 名 等	実輸出数量 D	備 考
<u>WOMEN'S BLOUSES</u> STYLE NO 1111 STYLE NO 1112	100PCS 100PCS 計 200PCS	

## 減税計算書

### 減税計算書 (契約数量による方法の場合)

輸入申告番号 · · · · · · ·

欄番号 1	税率 <u>11.2%</u>	インボイス	F O B 1 0 0 , 0 0 0 円
		保険・運賃	5 0 , 0 0 0 円
		評価加算額	2 9 0 , 0 0 0 円
		課税価格	(⑥) 4 4 0 , 0 0 0 円
		関 稅 額	(⑦) 4 9 , 2 8 0 円

スタイルN o.	1 1 1 1 1 1 1 2		
輸入申告数量	(①) 2 0 0 pcs	pcs	pcs
契約数量	(②) 2 0 0 pcs	pcs	pcs
課税価格相当価格	(③) 254,400 円	円	円
輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格 ④=(③)×(①)／(②)	計 算 式  254,440× 200／200  (④) 254,440 円		
複数スタイルある場合の ④の計	(⑤) 254,440 円		
減税額=⑦49,280×⑤ 254,440／⑥ 440,000			28,497 円
備 考			

### 附属書 (裏面) <下段>

#### 3. 輸出原材料の使用実績 (裏面)

申告年月日 申告番号	税関官署名	使用数量 ④	残 数 量 (D-E)	備 考	税關確認印
R○.5.1 .....	○○税關本關	200pcs	0pcs	254,440 円 「輸入完了」	

## V 加工再輸入減税制度 Q & A

### I 減税対象となる製品及び原材料の範囲

#### 1. 積戻貨物の制度の適用について

(問) 外国で調達した原材料を、積戻申告（関税法第75条）によって現地へ送付する場合でも、本制度は適用されるか。

(答) 法第8条において「本邦から輸出された貨物」と規定されているため、積戻貨物（外国貨物）は、本制度を適用することができません。ただし、輸入許可された貨物を原材料として輸出する場合は、本制度を適用することができます。

「積戻し」とは、外国から我が国に到着した貨物を陸揚げ又は取卸しの後、輸入手続を経ずに外国貨物のまま保税地域から再び外国に向けて送り出すことをいいます。

#### 2. ハンドキャリー（携帯品）の取扱いについて

(問) 副資材をハンドキャリーで提供する場合にも、本制度は適用されるか。

(答) 副資材をハンドキャリー（携帯品）で提供する場合であっても、その輸出の際に輸出申告書と関係書類（契約書等、確認申告書、附属書）を提出し、税関の確認を受けることにより、本制度の適用を受けることができます。

具体的には、輸出申告書として、「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書（税関様式C第5340号）」に必要事項を記載し、確認申告書等を作成してください。（確認申告書の「品名」欄に輸出原材料の関税率表番号を付記してください。）

このように、旅具通関の範囲であれば、旅具通關の手続により本制度の適用を受けることができますが、通常の携帯貨物の場合と異なり、関係書類等の確認手続に時間を要し、また、書類の不備等から許可されない場合がありますので、通常の輸出申告を行い、税関の確認を受けることをお勧めします。

#### 3. 残余生地の別契約への転用について

(問) 当初、A契約を結び裁断ミスを見込んで余分に輸出した原材料が、加工の結果余ったため、それをA契約と同一の契約者間の他の契約（B契約）に係る製品の原材料として転用した。この場合、B契約に係る製品を輸入する場合にも本制度が適用され、減税が受けられるか。

(答) A契約に係る製品のために輸出した原材料で余った分の数量及び価格が明らかで、その材料をB契約で使用することをA契約と同一の契約者との間で合意できていることが確認できれば、B契約の製品として輸入する際に減税の適用を受けることが可能です。

このような合意が確認できた場合には、A契約に係る附属書の副産物欄に、転用する原材料の品名、数量及び価格並びにB契約へ転用する旨を記載し、税関の確認を受けてください。なお、A契約に係る輸出入申告の際に使用していた関係書類等を、B契約に係る輸出入申

告に引き続き使用してください。【関連Q&A 16, 31】

#### 4. 現地調達等について

- (問) 通達8-2の「現地等で調達した」とは、どのような意味か。  
また、現地等で調達した原材料を使用した製品は、本制度の適用がないのか。

- (答) 通達8-2に規定する「現地等で調達した」とは、現地や第三国から調達した物品をいいます。

この規定は、本制度の適用を受けるために本邦から輸出された貨物のみを原材料とした製品だけでなく、本邦から輸出した原材料と現地で調達した原材料を使用した製品であっても、本制度が適用されることを示しています。ただし、「現地等で調達した」原材料は、輸出原材料の課税価格相当価格から除いて、減税計算することとなります。

#### 5. 「現地等で調達した」の範囲について

- (問) 本制度を適用できる製品については、「現地等で調達した原材料が全体の原材料の何%を超えた場合は適用がない」とか「本邦から何%以上の原材料が輸出されなければ適用されない」というような制限があるか。

- (答) そのような制限はありません。

例えば、副資材のボタンだけを輸出原材料として税関の確認を受けて輸出し、製品に取り付けて輸入する場合でも適用されます。ただし、この場合に減税の対象となるのは、副資材であるボタンだけとなります。

#### 6. 有償と無償の原材料を輸出したときの本制度の適用について

- (問) 1契約で有償分と無償分の原材料を輸出して、その原材料を使用した製品を輸入する場合にも本制度は適用されるか。

- (答) 本制度を適用することができます。

本邦から輸出された原材料が令第20条第1項、第3項又は第5項に該当し、輸出の際、税関の確認を受けたものであれば、有償、無償を問わず本制度の適用を受けることができます。

#### 7. 郵便により原材料を輸出し、製品を輸入する場合について

- (問) 郵便路線により原材料を輸出し、製品の輸入をするが、減税を受けられるか。

- (答) 郵便物の価格が20万円以下である場合には、輸出申告を必要としませんが、本制度の適用を受けようとする場合には、税関の輸出確認を必要としますので、外郵出張所又は最寄りの税関官署へ関係書類を提出し、事前検査を受け、輸出の確認を受けてください。

また、製品の価格が20万円以下であって、郵便により輸入する場合には、減税を受けるべき通常の輸入申告がありませんので、「国際郵便物課税通知書（税関様式C第5060号）」の裏面のとおり、納税しないで税關までその旨を申し出て、減税を受けるために必要

な手続を行ってください。

なお、価格が20万円を超える場合は、輸出申告及び輸入申告が必要となります。

## 8. 半製品の本制度の適用について

(問) 暫定法第8条第1項第2号に規定されている纖維製品を製造するために原材料を輸出するが、半製品を輸出する場合であっても減税対象となるか。

(答) 当該半製品が、令第20条第3項に規定する原材料に該当する場合は、減税の対象となります。

## 9. 生地の不良分の取扱いについて

(問) 生地の不良により、例えば、3,000メートルのうち30メートルが使用不能となった場合、

① 使用不能となった30メートルは減税の対象となるか。

② 使用不能となった30メートルの生地を追送したいが、減税されるか。

(答) ① 使用しなかった生地は、減税の対象となりません。

ただし、加工業者が作成する滅却を証明する書類等（例えば、現地メーカーから輸入者への滅却したことの報告書）があれば、附属書の実輸出数量から使用不能となった生地を差し引いた実輸出数量、輸出価格相当価格により減税計算することとなります。

3,000m、300,000円の場合は、

実輸出数量 3,000m - 30m = 2,970m

輸出価格相当価格 300,000円 - 3,000円 = 297,000円

② 使用することが不可能となった分に見合う数量を追加して輸出する場合は、その輸出の際に確認申告書を提出し、確認を受ける必要があります。

また、その際、追送分は、新たな契約とはせず、原契約の追送分としますので原契約書等を提示してください。

なお、①及び②の場合、既に附属書を提出し、確認を受けている場合は、これを再度提出のうえ、「1. 輸出原材料の概要」欄の「数量」と「価格」、「3. 輸出原材料の使用実績」欄の「実輸出数量」を訂正してください。

## 10. 縫糸の取扱いについて

(問) 縫糸を原材料として輸出する場合の取扱いについて

① 輸送コスト及び工業用ミシンに使用する等作業工程の都合により、「かせ」状又は「大型コーン」に巻いた状態（1,000グラム超）で輸出する場合は、本制度の適用はあるか。

② 織糸、編糸を輸出するが、本制度の適用はあるか。

(答) ① 令第20条第1項、第3項及び第5項における「縫糸」については、次のように減税の対象となる糸の範囲が定められています。

イ 関税率表第50.04項に掲げる物品のうち縫糸（絹糸）

- ロ 関税率表第52.04項に掲げる物品（綿製の縫糸）（第5項を除く）
- ハ 関税率表第54.01項に掲げる物品（人造繊維製の長繊維の縫糸）
- ニ 関税率表第55.08項に掲げる物品（人造繊維製の短繊維の縫糸）

また、関税率表の第11部注5において、次のように分類の基準を定めており、この基準に合致しない糸は「縫糸」として分類されません。

#### 《関税率表の第11部注5》

- 第52.04項、第54.01項及び第55.08項において「縫糸」とは、マルチプルヤーン及びケーブルヤーンで、次のすべての要件を満たすものをいう。

  - (a) 糸巻（例えば、リール及びチューブ）に巻いたもので重量（糸巻の重量を含む。）が1,000グラム以下であること。
  - (b) 縫糸用としての仕上げ加工をしてあること。
  - (c) 最後にZよりをかけてあること。

したがって、「かせ」状のものは(a)の規定から外れ、また、「大型コーン」に巻いたものも(a)の重量の規定により除外され、いずれも減税対象となりません。

なお、「絹糸」については、第11部注5の規定は適用されないため、絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用の糸を除いた「縫糸」は、全て減税の対象となります。

- ② 織糸、編糸を輸出する場合は、減税対象となる原材料として指定されていないため、減税の対象とはなりません。

### 11. 裁断した後の部分品に対する本制度の適用について

**(問) 暫定法第8条第1項第1号に規定されている革製品を製造するために、裁断した後の部分品を輸出しても減税対象になるか。**

**(答)** 令第20条第1項では、「皮革」については次のように減税の対象となる原材料が定められています。

- イ 関税率表第41.04項（牛又は馬類の動物のなめした皮）
- ロ 関税率表第41.05項（羊のなめした皮）
- ハ 関税率表第41.06項（その他の動物のなめした皮）
- ニ 関税率表第41.07項（牛又は馬類の動物の革）
- ホ 関税率表第41.12項（羊革）
- ヘ 関税率表第41.13項（その他の動物の革）
- ト 関税率表第41.14項（シャモア革、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー）
- チ 関税率表第42.03項
- リ 関税率表第42.05.00号の二

したがって、当該部分品が裁断後であっても、それぞれの項に分類されるものである場合は、本制度を適用することができます。

なお、特定の形状に切った革片で、これらの項以外の項に分類されるもの（例えば、64類に分類される履物の甲の形にカットしたものなど）は減税対象原材料とはなりません。

## 12. 倒産した社から別会社への暫8生地の譲渡について

(問) 暫8の原材料生地を輸出したA社が倒産したため、別会社であるB社へ原材料生地の所有権を譲渡し、B社と原材料輸出先のメーカーC社との間で委託加工契約を結び、製品を輸入したい。暫8の適用は可能か。

(答) B社とC社間の委託加工契約について、税関の確認を受けることで本制度を利用することは可能です。B社とC社間の契約書等を、輸出地又は輸入地の税関官署へ提出し、B社とC社の暫8に係る委託加工契約について確認を受ける必要があります。具体的な提出書類としては、①B社とC社間の委託加工に係る契約書等の写し、②輸出者と輸入者の変更に係る経緯説明書、③管財人名によるA社の廃業と債権に係る通知書等を確認書類として提出することが必要です。

なお、輸出貨物確認申告書の輸出者名を変更する必要はなく、上記の書類を確認書類として添付してください。

## II 原材料の輸出手続

### 1 3. 原材料の契約書等（輸出時）の提出について

(問) 原材料の輸出時に契約書等を提出する必要があるが、

- ① 具体的にどのような内容の記載が必要か。
- ② 契約書を作成していない場合、どのような取扱いになるか。

(答) 契約書等は、「加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類」として提出するものです。したがって、

① 当該輸出貨物を使用して、外国において加工又は組立てを行い、製品にして我が国へ輸入する旨の契約であることが確認できる内容が記載されている必要があります。具体的には、以下のような内容が確認できるものであれば、「加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類」として認められます。

- ・輸出原材料の品名、型番、数量、単価
- ・当該輸出原材料を使用して輸入する製品の加工又は組立てがなされること
- ・輸入する製品の品名、数量

② 「加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類」であれば、契約書以外の書類（例えば、注文書、委託先との往復文書等）でも差し支えありません。また、例えば契約書の記載内容だけでは上記①の内容が確認できない場合には、注文書等を併せて提出することによる事もできます。

なお、提出に当たっては、これらの書類の原本ではなく、写しやP D Fの契約書等をプリントアウトしたものでも差し支えありません。

また、上記①の契約内容が成立していない場合は、令第22条第2項ただし書きとなりまます。

### 1 4. 加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類について

(問) 当社はX国の工場と基本委託加工契約を締結し、更に同契約に基づいて個別委託加工契約を行っている。

現在、当社と工場及び得意先等の関連企業間における取引及び決済等の電子化を進めており、電子化のシステム構築後は、両委託加工契約書のうち個別委託加工契約書を廃止し、代わって社内で構築したシステム上で取り交わされる輸入契約の明細を記載した出力帳票（以下「輸入契約明細書」という。）に移行することを検討している。

今後、加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類として輸入契約明細書のみで認められるか。

(答) 関係書類により、基本委託加工契約に基づき、社内システムによって契約当事者間で契約内容を確認すること等が明らかであり、輸入契約明細書についても個別委託加工契約書の内容が全て網羅されているのであれば、令第22条第2項に規定する「加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類」に該当するものと認められます。ただし、税関から基本委託加工契約書の提出を求められた場合には、速やかに提出願います。

なお、システムの仕様等から本取扱いが認められない場合も考えられますので、具体的なシステムの仕様、輸入契約の明細を記載した書類の項目等について事前に税関へご相談ください。

また、基本委託加工契約のみで個別委託加工契約がまだ行われていない場合については、令第22条第2項ただし書扱いとなります。

## 15. 契約変更について

(問) 輸入される製品に係る契約の一部変更はできるか。

- ① 単価及び数量
- ② 品名（スタイルの追加、変更等を含む。）

(答) 減税計算、評価計算が確実に行え、通関手続に支障がないと認められるものについては輸出時に確認を受けた原材料の総輸出数量の範囲内において、変更後の契約内容に基づき減税が認められます。

当該変更契約に係る最初の輸入申告官署に変更後の契約書等を提出し、関係書類の訂正を行ってください。MSX業務等により提出しようとする場合は、あらかじめ輸入申告前に提出し、税関の確認を受けてください。（輸出が完了する前に契約変更が行われた場合や輸入申告官署が未定の場合等、事情に応じて輸出許可官署又は輸出申告官署で手続きすることも可能です。）

（訂正については、書面のみならず、汎用申請（HYS）業務でも可能です。）

## 16. 残余生地の転用について

(問) 当初、A契約に係る輸入予定数量が300着であったが、200着に変更となり100着分の原材料が余った。このため、余った原材料を別のB契約に転用することにした。この場合、B契約に転用した原材料は減税対象となるか。

(答) A契約で余った原材料の品名及び数量が明記され、かつB契約の製品に使用することが記載された加工業者との契約書等を提出することで、B契約の製品の輸入の際、減税の適用を受けることができます。【関連Q&A 3, 31】

## 17. 副資材の提供が契約書に記載されていない場合の取扱いについて

(問) 繊維製品の加工原材料として附属品を無償で輸出するが、契約書に何ら記載がない。この場合、この附属品は減税の対象となるか。

(答) 契約書に記載されていない場合であっても、当該附属品が令20条第3項に該当する物品であり、当該委託加工契約にかかる製品の加工のために輸出する原材料であることが、契約書以外の書類、例えば、往復文書、セールスノート等の書類によって確認でき、輸出時に税関の確認を受ければ、減税の対象となります。

## 18. 輸出申告（1申告）の範囲について

（問） 複数契約分をまとめて、一つの輸出申告で確認を受けることは可能か。

（答） 1インボイスに複数契約分の品目が記載されている場合は、1申告が可能です。

ただし、本制度の適用を受けるための確認申告書等は、契約ごとに作成のうえ提出してください。

1申告書に記載される品目の範囲は、原則として、1インボイスに記載されている品目の範囲となります。

## 19. 輸出申告の方法（対象・対象外が混在している）について

（問） 1契約の中に減税対象物品と減税対象外物品が含まれている場合、一つの輸出申告で通関できるか。

（答） 1インボイスに記載されている物品であれば、1輸出申告で通関できます。

ただし、減税対象外貨物は、インボイスに「非適用」と表示してください。なお、確認申告書には減税対象外物品を記載せず、減税対象物品のみを記載してください。

## 20. 輸出申告の方法（少額合算）について

（問） 輸出原材料の種類が多数ある場合に、

① 1品目20万円以下の物品は、従来どおり少額合算の取扱いでよいか。

② 輸出原材料のすべてが20万円以下の場合、少額合算の取扱いができないことになれば、システム申告ができない。この場合にはどうなるのか。

（答） 本制度の適用を受けようとする場合においても、少額合算の取扱いは可能です。ただし、NACCSで申告の際は、大額通関（LEA画面）と少額通関（SEA画面）で入力の方法が異なりますので、それぞれの方法で申告してください。

① 大額通関（LEA画面を利用する場合）

少額合算をする物品について、本制度の適用を受けようとするものと、受けようとしないものがある場合は、それぞれに分けて合算申告を行ってください。

② 少額通関（SEA画面を利用する場合）

本制度の適用を受けようとする物品と、受けようとしない物品が混在する場合は、記事欄に例えば「暫8 FOB JPY○○○」と輸出申告価格のうち本制度の適用を受けようとする物品の価額が分かるように明記してください。

## 2 1 - 1. 再輸入時の同一性の確認に係る輸出時の手続等について（基本通達8-4（5）に掲げる事項の確認等）

(問) (令和5年4月以降、) 基本通達8-4（5）に掲げる事項の確認（再輸入時の同一性の確認）については、確認申告書（その添付書類を含む。）により行うことを原則とするとのことだが、

- ① 確認申告書の添付書類とは、具体的にどういったものを想定しているのか。
- ② 確認申告書に書類を添付することは必須なのか。
- ③ 従来通り生地見本を提出することは認められないのか。
- ④ また、生地見本を提出せず、確認申告書（その添付書類を含む。）のみでどのように確認を行うのか。
- ⑤ 再輸入時の税関の審査において、確認申告書（その添付書類を含む。）で同一性の確認が取れないと判断された場合は、どうすれば良いのか。
- ⑥ 輸出時に生地見本を提出していなかった場合に、再輸入時に税関から提出を求められることもあり得るのか。

(答) ① 「生地規格書」、「指図書（企画書）」、柄等の確認のための「写真等」を想定しており、これまでと特段変わりはありません（Q&A 2 2 ①と同様）。なお、生地、革及び製品だけでなく、副資材（例：ファスナー、ショルダーパット等）に関しても、輸入通関時に同一性の確認を行うために参考となる資料がありましたら、確認申告書を補完するものとして提出することができます。

② 必須ではありません。確認申告書の記載内容のみで基本通達8-4（5）に掲げる事が確認できる場合は、添付書類は不要です。

③ 確認申告書（その添付書類を含む。）を補完するものとして、生地見本（革の見本並びに製品及び副資材のサンプルを含む。Q&A 2 1-1において、以下同じ。）を提出することができます。

④ 例えば、

- ・（確認申告書の添付書類として提出される）生地規格書、指図書（企画書）
- ・輸出インボイス
- ・（輸入申告の際に提出される）加工仕様書・加工指図書

等に記載されている生地品番が一致していることを確認のうえ、これらの書類に記載されている内容を元に基本通達8-4（5）に掲げる事項を確認する、といった方法になります。

⑤ 例えば、輸出入地における貨物の管理資料等（例：倉庫の出入庫伝票、発注書等）を追加提出していただく、等の方法で確認を行うこととなります。

⑥ 輸出時に生地見本を提出していなかった場合に、再輸入時に提出を求める事はありません。

なお、上記⑤のとおり、再輸入時の税関の審査において、基本通達8-4（5）に掲げる事項の確認ができないと判断されるときは、書面での追加資料の提出をお願いする場合があります。

## 21-2. 再輸入時の同一性の確認に係る輸出時の手続等について（生地見本を提出する場合の具体的な取扱い）

(問) 生地見本を提出する場合の取扱いについて

- ① 生地見本を包括的に提出することはできるか。
- ② 生地の色が多種類ある場合には、全色見本が必要か。
- ③ 生地見本は表生地部分のみで良いか。また、複数の生地が表生地を構成する場合は面積比が一番大きいもののみで良いか。
- ④ 生地見本の大きさはどれくらいのものが必要か。
- ⑤ 染色加工、洗い加工、漂白加工等を伴う生地見本はどのように取扱うのか。
- ⑥ 着物のように、柄が部分的にのみ使用される生地や用尺の関係で生地に余分がない場合の生地見本の提出はどうすればよいか。
- ⑦ 不手際により生地見本を紛失した。生地見本の再発行はしてもらえるか。
- ⑧ 生地見本を紛失した場合、暫8の適用は認められないのか。

(答) ① 同一生地を恒常に輸出し、多契約で使用する場合など、最初の輸出時に確認を受けた生地見本により以後の輸出申告時に生地見本を提出しないといった包括的な取扱いはできません。

また、分割輸出する場合はその輸出申告に係る生地のみを提出してください。

② 生地の色が多種類ある場合には、全色を提出する必要はなく一色のみを提出し、他の色については確認申告書もしくは生地規格書等に色を記載することにより提出を省略しても差し支えありません。

③ 生地見本は、表生地部分のみで差し支えありませんが、複数の生地が表生地を構成する場合（例えば、上部（身頃）と下部（スカート）が異なる生地のワンピースや袖・襟に別生地が使われているもの等）には、面積比ではなく表生地として使用する可能性のある全ての表地の見本を添付してください。

④ 生地見本の大きさは、同一性の確認が可能な大きさとして原則として5cm×5cm以上です。なお、編物製の生地については、繊維組織の同一性の確認を容易に行うため10cm×10cm程度のものが必要です。

⑤ 染色加工、洗い加工、漂白加工（以下、「染色等加工」という。）を伴う場合は、同一性の確認を容易とするため、染色等加工後の生地見本を提出してください。

ただし、染色等加工後の生地見本の提出が困難な場合には、染色等加工後、製品の輸入申告時に、輸入申告官署において、①輸出時に確認を受けた生地見本、②染色等加工後の生地見本及び③染色等加工の内容を記載した書面を提出して、原材料の生地見本として確認（追認）を受けてください。

⑥ 柄の特徴的な部分は輸出原材料との同一性を確認するにあたり重要な見本ですが、着物の反物等の場合はその特殊性を考慮し、同一性の確認は、端生地と共に写真、デザイン図等の資料の提出によるもので行っても差し支えありません。

⑦ 確認書については、輸出税関官署で保管の原本をもとに証明を受けることが可能ですが、生地見本は保管していないため、再発行はできません。

輸出の際に確認を受けた確認申告書（交付用）及び生地見本は、製品の再輸入の際の確認用として使用しますので、契約書等とともに一括管理し、保管には十分注意してください

い。（基本通達8－4（5）なお書）【関連Q&A 81】

- ⑧ 生地見本を紛失した場合でも、輸出時に提出した確認申告書（その添付書類を含む。）等により、基本通達8－4（5）に掲げる事項が確認できれば、適用は可能です。

## 22. 確認申告書をMSX業務等により提出する場合について

(問) MSX業務等により提出する場合の取扱いについて

- ① 確認申告書（その添付書類）の添付書類とは具体的にどのような書類か。
- ② 生地の色の確認のために写真の提出が必要か。
- ③ 生地の色が多種類ある場合はどのように記載すればよいか。
- ④ 添付書類の添付方法はどのようにしたらよいか。
- ⑤ 染色加工、洗い加工、漂白加工等に係る資料はどのようにしたらよいか。
- ⑥ 税関による輸出申告の審査において MSX業務等により提出した確認申告書（その添付書類を含む。）以外に追加で資料を提出することになった場合は、どのようにしたらよいか。

(答) ① 輸入通関時に同一性の確認を行うために基本通達8－4（5）に記載されている事項の確認ができる資料となります。具体的な例としては、「指図書（企画書）」、「生地規格書」、柄等の確認のための「写真等」となります。ただし、無地の場合のように写真の省略を行っても同一性の確認ができる場合には省略しても差し支えありません。

② 生地の色の確認のためだけに写真を提出していただく必要はありませんが、色の確認が円滑に進むため写真を提出したいという意向がある場合には、提出していただいても構いません。

③ 生地の色が多種類ある場合は、確認申告書又は生地規格書等に色の名称等を記載してください（色以外の情報が同じであるなら、1つの生地規格書に複数色記載することも可）。

④ MSX業務等により提出する場合の添付書類については、添付書類区分「GM（減免税適用を受けるための明細書等）」に、「確認申告書及び添付書類」並びに契約書等をまとめて添付するようお願いしております。その際、可能であれば頁番号（当該頁／全体頁）もお願いします。

⑤ MSX業務等により提出する場合、染色加工などの資料については、輸出時の確認事項として、加工内容及び加工後の生地の状態を記載します。加工後の生地の状態とは基本通達8－4（5）に記載されている確認事項となります。

染色等加工後の資料を輸出時に提出できない場合には、輸入申告時に提出してください。

⑥ MSX業務等により提出された確認申告書（その添付書類を含む。）以外に、追加で資料の提出がある場合は、確認申告書（その添付書類を含む。）の差し替えを行ってください。

## 23. リバーシブル製品の生地見本の提出について

(問) 表生地と裏生地の区別がないリバーシブル製品について、生地見本を提出する場合は、両方の生地見本が必要か。

(答) どちらか一方の生地見本のみの提出で差し支えありません。

## 24. 原材料の輸出完了後に委託加工契約先が倒産した場合の取扱いについて

(問) 原材料の輸出完了後に委託加工契約先が倒産することとなった。新たな委託先を探し、新たな委託契約を結ぶことで引き続き暫8を適用したいと思うが、可能か。

(答) 輸出者、旧委託加工契約者、及び新委託加工契約者の3者間の契約書（輸出された貨物の流れが確実に把握できていること）等により委託先が変更されたこと及び当該貨物が新委託加工契約者に引き渡されたことが確認できれば暫8を適用することは可能です。  
なお、倒産に限らず、機械トラブルにより生産不能になった等その他の事情により変更する場合も、同様に3者間の契約書等により確認できれば適用可能です。

### III 製品の輸入手続

#### 25. 主要原材料を現地調達する場合の取扱いについて

(問) 契約の関係で同一のスタイルの製品を製造するのに、表生地（主要原材料）は500着分を、副資材は、1,000着分を輸出し、1,000着の製品を輸入することとしているが、このような場合、どのように処理すればよいか。

(答) 通常、同一スタイルの場合は、同一の附属書に記載し、減税計算は、主要輸出原材料の使用数量に基づき、減税額を算出することとなります。

しかしながら、この事例の場合、附属書は2部作成することとなります。

- ① 500着分の表生地と500着分の副資材を一つのスタイルとして取扱う。
- ② 残りの500着分の副資材は、別のスタイルとして取扱う。

なお、500着分の生地を現地等で調達した場合は、生地の価格を評価加算することとなります。

#### 26. 納期遅れにより未仕上げ状態の製品への減免税適用について

(問) 生地を輸出し、製品（62類）を製造させる契約をしていたが、納期遅れのため、製品に仕上げることなく輸入することとなった。なお、仕様書にしたがって裁断が既に行われている。

- ① 暫8の適用を受けることができるか。
- ② 再輸入免税を受けることは可能か。

(答) 仕様書にしたがい裁断された生地が輸入される場合の適用税番を確認する必要があります。

- ① 当該未仕上げの製品が第62類・第63類のものとして輸入される場合、暫8対象の製品（暫定法第8条第1項第2号）であり、適用を受けられます。最初の輸入申告時に所要の変更手続を行ってください。
- ② 再輸入免税については、仕様書にしたがって裁断されており、輸出許可の際の性質及び形状と異なることとなりますので、適用を受けることはできません。（関税定率法第14条第10号）

#### 27. 不良生地の取扱いについて

(問) 輸出した生地全量が不良品となり使用不能となつたため、

- ① 本邦に引き取る場合
  - ② 代替品を送る場合
- どのような手續が必要か。

(答) ① 本邦に引き取る場合、その不良品を輸出時の状態で本邦に輸入するのであれば関税定率法第14条第10号に基づいて、無条件免税の適用が可能ですが、事前に税關窓口にご相談ください。

- ② 代替品の輸出申告に際しては、新たな確認申告書を提出し、確認を受けてください。  
なお、使用不能となった生地は、暫定法第8条に規定する減税の対象となりません。

## 28. 附属書の作成方法（同一税番の製品）について

(問) スタイルは異なるが、輸入される製品の税番が同一である場合（例えば半袖のシャツと長袖のシャツ）、附属書は一括して作成してよいか。

(答) 附属書は、原則として、スタイルごとに作成してください。  
ただし、異なるスタイルであっても、同一税番に分類される製品で、その1着当たりの製品価格、及び輸出原材料価格並びに用尺が概ね同じである場合には、複数スタイルを一附属書にまとめて記載することができます。

## 29. 附属書の作成方法（ツーパンツスーツ）について

(問) ツーパンツスーツを製造するに当たって、本制度の適用を受けたいが、スーツとして一括分類できないことから、附属書をどのように作成すればよいか。

(答) スーツとパンツそれぞれの附属書を作成してください。

## 30. 分割輸出した原材料の輸入について

(問) 本制度は、わが国から輸出された原材料が加工後、原則として輸出の許可の日から1年以内に輸入される場合に適用されるが、1契約で原材料が3回に分けて分割輸出された場合、輸出が完了した3回目の輸出許可日が基準日となるのか。

(答) 原材料の輸出の許可の日から1年以内に輸入されるものについては、本制度が適用されます。したがって、1回目、2回目、3回目のそれぞれの輸出の許可の日から、1年以内に輸入されるものが減税の対象となります。  
なお、1年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において税関長の承認を受けたときは、1年を超えて税関長が指定する期間まで延長することができます。

## 31. 生地の転用について

(問) 輸出した生地の転用について  
① 同一契約内で、スタイルの違う製品に転用できるか。  
② 別契約の場合はどうか。

(答) ① 転用は、原材料の総輸出数量の範囲内に限り認められます。  
輸出許可官署、輸出申告官署又は輸入申告官署に転用にかかる契約内容（輸出原材料及びスタイル別製品数量）の変更があったことを証明する書類（契約変更確認書等）を提出してください（契約の変更については、「III. 輸入通関手続関係8.(3)契約の変更等」を参照）。

(例)	原契約	契約変更に伴う転用
Aスタイル	100 m	80 m
Bスタイル	100 m	120 m
総輸出数量	200 m	200 m

- ② 別の契約の製品の輸入の際、減税の適用を受けることができます。転用した別の契約の輸入申告の際に、元の契約に係る附属書の副産物欄に、転用する原材料の品名、数量及び価格並びに別の契約へ転用する旨を記載し税関の確認を受けるとともに、余った原材料の品名及び数量が明記され、かつ別契約の製品に使用することを記載した加工業者との契約書等を提出し、当該原材料を加えた附属書を作成してください。【関連Q & A 3, 16】

### 3.2. 契約数量により減税計算を行う場合の生地の転用について

(問) A契約で余った生地をB契約に転用したい。A契約における減税計算を契約数量に基づき行っており、生地が何メートル余っているかについて管理していない。転用に係る契約書に記載すべき余った生地の数量はどのように算出すべきか。

(答) 契約数量に基づき算出してください。具体的には、B契約に転用可能な数量は、輸出原材料数量からA契約で使用した原材料数量を差し引いた数量となります。A契約で使用した原材料数量については、輸出原材料数量を製品の「輸入完了数量／契約数量」で按分し算出してください。

### 3.3. 特恵関税制度との併用について

(問) 1契約で、女性用パジャマ1,000着をX国で生産する。上衣は本制度の適用を受けることとし、輸出の際、税関の確認を受けているが、下衣は、現地で原材料を調達し原产地証明書を取得して特恵関税により通関したいと考えている。

インボイスは、パジャマ（上）1,000 pieces

パジャマ（下）1,000 pieces

という形式で2枚に分かれているが、貨物は小売包装用にして一つに包装されている。

この場合、2件に分割申告して、上衣は本制度により減税の適用を受け、下衣は特恵関税の適用を受けて通関したいが、どうか。

(答) この貨物は小売包装用に一つに包装されているので、関税分類上も1申告で62.08項に分類されることになります。

関税暫定措置法第8条第2項では、本制度と特恵関税制度の両方の適用はできないこととなっていますので、いずれかを選択して輸入することになります。

また、本制度を選択した場合は、下衣は、税関の確認を受けた貨物でないことから、減税の対象にはなりません。

### 3 4. E P A税率（無税）の適用と暫8制度（減税）の適用手続について

(問) 暫8対象として輸出した原材料から製造された製品の輸入に当たって、経済連携協定に基づく原産地証明書を取得できれば、E P A税率（無税）を適用したい。その際、原産地証明書の取得に時間がかかることから、提出猶予のためのB Pの承認を申請する。この際、どのような手続をとればよいのか。

(答) B P申告時における具体的な手続については次のとおりです。

- ① B P申告に当たっては、E P A税率（無税）を適用する場合の申告内容とする。また記事欄に「E P A税率が適用できない場合、暫8を適用する（E/D No.○○○○○）」旨の表示をする。
- ② 原産地識別コードは「7」とする。
- ③ 併せて暫8制度の適用手続に必要な書類を提出し、税関での必要な審査を受け、附属書の裏落しの仮記載をする。
- ④ I B P時にE P A税率（無税）適用又は暫8適用による附属書等の処理（E P A税率適用の表示や暫8での引落し確認の印）を行う。
- ⑤ E P A税率（無税）が適用される場合は、当該減税適用申請の撤回の申し出を行い、輸入（納税）申告時に提出した書類の返却を受けてください。
- ⑥ 原産地証明書の入手ができない等によりE P A税率（無税）の適用ができず、暫8を適用することとなった場合には、過少申告加算税の対象となりますのでご注意ください。  
(なお、本制度とE P A税率（有税）を同時に適用することは可能です。)

### 3 5. 暫8の輸出原材料で製造した製品を一般特恵税率又はE P A税率を適用して輸入する場合の処理について

(問) 暫8適用の予定で輸出確認を受けた原材料で製造した製品を輸入する際に、暫8による減税を適用せず、一般特恵税率又はE P A税率を適用して輸入申告することは可能か。また、一般特恵税率又はE P A税率を適用して契約数量の一部を輸入した場合、暫8を適用しなかった輸出原材料の通関処理はどうすればよいか。

(答) 暫8適用予定の輸出原材料から製造した製品の輸入であっても、一般特恵税率又はE P A税率のいずれでも輸入申告することが可能な場合があります。詳しくは担当部門（原産地調査官）にご相談ください。

特恵税率の適用等により暫8を適用せずに輸入する場合には、当該輸入申告の際は附属書の裏落しは不要です（暫8に係る関係書類の提出及び添付は必要ありません）。

次回輸入分について暫8の適用を受ける場合には、輸入者は次回輸入申告時に、附属書（裏面）「3. 輸出原材料の使用実績」に必要事項、「備考」欄に「暫8適用せず」をそれぞれ記載し、裏落しの確認のため、暫8適用を受けなかった分の輸入申告書類を提出してください。

例：1回目EPA、2回目暫8を適用して輸入する場合には、2回目の申告に1回目の輸入書類も併せて提出。

なお、この場合、輸入者が希望すれば1回目の輸入申告後2回目の申告までの間に、附属書の裏落しを行うために1回目の輸入申告官署に附属書等を提出し裏落しの確認を受けても

差し支えありません。

(なお、本制度とEPA税率（有税）を同時に適用することは可能です。)

### 3.6. マーキング仕様書について

(問) マーキング仕様書について、

- ① 提出する必要があるか。
- ② 裏地、芯地は必要か。また、サイズの異なるごとに必要か。

(答) ① マーキング仕様書は、用尺（未裁断の生地から製品1着を製造するために必要な生地の長さ）を確認するためのものであり、主要輸出原材料の使用数量が減税計算の基礎となることから、提出する必要があります。ただし、契約数量による減税計算を行う場合には提出の必要はありません。

また、マーキング仕様書は、契約番号、原反の品番、スタイル番号、品名、スタイルごとのサイズ数量、各サイズの用尺を記載したものとします。

マーキング仕様書がない場合には、型入れ図若しくは写真等、輸出された生地が裁断される場合の一着当たりの用尺等が確認できるものを提出してください。

なお、用尺は、裁断したときの端切れ、裁断くずなどのロスを含めたものとします。

② 減税計算は、主要輸出原材料が基礎となりますので、裏地、芯地のマーキング仕様書を提出する必要はありません。ただし、表生地がなく、裏地又は芯地が主要輸出原材料となる場合は必要となります。

また、同一スタイルでサイズが異なる場合には、マーキング仕様書の提出は1種類のみで差し支えありません。

ただし、減税計算に使用する用尺は、各サイズの用尺を加重平均した用尺となります。

### 3.7. 裁断報告書の記載内容について

(問) 裁断報告書はどのような項目の記載が必要か。

(答) 裁断報告書は、現地の加工業者が作成したものであって、次の事項を記載したものとしてください。（ハ～ホは必要に応じて記載することとなります。）

- イ 加工業者の名称
- ロ 契約番号、スタイル番号
- ハ 主要輸出原材料の搬入数量及び裁斬数量
- ニ 製品の製造数量
- ホ 残余生地等の有無及び処分方法

### 3.8. 裁断報告書の記載方法について

(問) 現地の加工業者が作成した裁断報告書をみると、原材料の工場搬入数量で記入されている場合があるが、これは有効なものとして取扱われるのか。

(答) 輸出確認を受けた実輸出数量と一致していることが基本ですが、工場搬入数量と実輸出数量との差についてその経緯を説明することができれば、有効なものとして取扱われます。

### 3 9. 裁断ミスによって使用不能となった生地について

(問) 別のスタイルのマスターパターンを使用したことにより、裁断した生地が一部使用不能となった。どのように処理すればよいか。

(答) 裁断した生地が使用不能（無価値）となったことを証明できる書類（例えば、減却したことを証明する書類等）を提出し、使用不能となった経緯を疎明できれば、減税計算上、輸出価格相当価格及び実輸出数量から控除します。

なお、当該生地に係る附属書が既に税関の確認を受けている場合は、当該附属書の「1. 輸出原材料の概要」欄の数量等を訂正し、減税計算は訂正後の内容に基づいて行ってください。

### 4 0. 減税計算に用いる使用用尺の取扱いについて

(問) マーキング仕様書と現地の加工業者が作成した裁断報告書の用尺（未裁断の生地から製品1着を製造するために必要な生地の長さ）が異なる場合、どちらの用尺に基づき減税計算を行うのか。

(答) 裁断報告書は、本邦から輸出した表生地（副資材を除く）をマーキング仕様書、加工仕様書等にしたがって裁断した結果の報告書です。よって、現地の加工業者が作成したものであって所定の項目が記載されており、用尺が確認できるのであれば、裁断報告書の用尺に基づき減税計算を行ってください。

### 4 1. 契約変更の取扱いについて

(問) 製品の輸入契約数量が300着で、300着分の原材料を輸出したが、契約が変更になり、200着のみを輸入することになった。この場合の取扱いはどうなるか。

(答) 次のような取扱いとなります。

- ① 輸入される200着の製品に使用された輸出原材料は、減税を受けることができます。
- ② 原材料を無償提供している場合、変更後の契約書等により、当該契約に係る輸入製品の製造原価（課税価格）を構成しないことが明らかな場合は、製品の課税価格に評価加算する必要はありません。

なお、当該原材料を別契約に転用した場合は、当該別契約に係る製品の輸入に当たっては、生地の転用の手続（Q & A 3 1）を行うか、製品の課税価格に評価加算する必要があります。

### 4 2. ロス分について

(問) 生地の裁断ロスや製造ロスは何%まで認められるのか。

(答) 容認されるロスの範囲に基準はありません。

ロスとは、加工・組立ての際に生じたくず等商品価値の無いもので、再利用できないものです。

また、生地から製品を製造する段階での用尺は、ロスとなる部分を含めた数量により設定されていますので、通常、輸出貨物の課税価格相当価格に含まれます。

#### 4 3. 確認申告書の訂正について

(問) 当初確認を受けた確認申告書（その添付書類を含む）の内容（実輸出数量）について、輸出許可後に誤差の範囲と認められる程度の軽微な数量の差異が発生した。訂正は可能か。

(答) 誤りのあった内容が実輸出数量の軽微な数量差異であり、輸出原材料と輸入製品の同一性確認に直接影響する内容ではないことから訂正は可能です。

その場合は、付随する変更関係書類も含めて、輸出許可官署又は輸入申告官署において税関の確認・訂正を受け、輸入申告の際に訂正後の書類を税関へ提出してください。

なお、MSX業務等により申告された場合も同様になります。

(訂正については、書面のみならず、汎用申請（HYS）業務でも可能です。)

#### 4 4. 残余生地について

(問) 截断されなかった残余生地があるが、これを

- ① 輸入する場合
- ② 現地で滅却する場合
- ③ 現地で売却する場合
- ④ 現地で無償提供（放棄）する場合

の具体的処理を確認したい。

(答) ① 当該物品に則して分類し、通常の輸入申告をしてください。

当該物品が輸出の許可の際の性質及び形状と変わっていないものは、関税定率法第14条第10号の適用が可能ですが、事前に税関窓口に相談してください。

なお、暫8制度を適用していないため、附属書の裏落しは不要ですので、輸入申告時に附属書等の提出は不要です。

②及び③ 現地で滅却又は売却する場合

減税計算において、当該残余生地相当額は輸出原材料相当額に含めません。また、課税価格の算出においても、当該残余生地相当額を評価加算する必要はありません。滅却又は売却を証明する書類（加工業者が作成するもので足ります。）をご提出ください。

なお、この場合は、附属書のFOB価格及び実輸出数量を訂正することとなります。

具体的には、表生地1,000m、FOB価格100,000円を輸出し、残余生地が50m、FOB価格5,000円である場合、附属書のFOB価格及び実輸出数量は、減却分を差し引くこととなるので、950m及び95,000円となります。（訂正方法は、Q&A 45～47も同様です。）

④ 当該契約に係る製品に使用されていないことから、減税計算において、当該残余生地相当額は輸出原材料相当額に含めませんが、課税価格の算出においては、当該残余生地相当額を製品の課税価格に評価加算することとなります。【関連Q&A 47, 79】

#### 4 5. 不良製品について

(問) 製品として完成したが一部不良品があった。これを

- ① 輸入する場合
- ② 現地で減却する場合
- ③ 現地で売却する場合
- ④ 現地で無償提供（放棄）する場合

の具体的処理を確認したい。

(答) ① 不良品も減税対象となり、通常の減税計算をします。

②及び③ 現地で減却又は売却する場合

減税計算において、当該不良品相当額は輸出原材料相当額に含めません。また、課税価格の算出においても、当該不良品相当額を評価加算する必要はありません。減却又は売却を証明する書類（加工業者が作成するもので足ります。）をご提出ください。

④ 当該契約に係る製品に使用されていないことから、減税計算において、当該不良品相当額は輸出原材料相当額に含めませんが、課税価格の算出においては、当該不良品相当額を製品の課税価格に評価加算することとなります。

#### 4 6. 副産物について

(問) 生地から製品を製造する段階で発生した端切れ、裁断くずが再利用され副産物として

- ① 輸入する場合
- ② 現地で減却する場合
- ③ 現地で売却する場合
- ④ 現地で無償提供（放棄）する場合

の具体的処理を確認したい。

(答) 端切れ、裁断くず（用尺が製品1点分に満たないもの）については、通常再利用等をしないことから価値のない製造ロスとして用尺の中に含まれており、減税計算式の分子、分母のいずれにも含まれていますが、それが副産物になると次により処理します。

① 通常の輸入申告となり、当該物品に則して分類、課税します。また、減税計算においては、当該副産物相当額は輸出原材料相当額に含めません。

②及び③ 現地で減却又は売却する場合

減税計算において、当該副産物相当額は輸出原材料相当額に含めません。また、課税価格の算出においても、当該副産物相当額を評価加算する必要はありません。減却又は売却を証明する書類（加工業者が作成するもので足ります。）をご提出ください。

④ 当該契約に係る製品に使用されていないことから、減税計算において、当該副産物相当額は輸出原材料相当額に含めませんが、課税価格の算出においては、当該副産物相当額を製品の課税価格に評価加算することとなります。

#### 4 7. 輸出原材料の織（編）ムラ又はなめしムラについて

(問) 輸出原材料に織（編）ムラ又はなめしムラがあったため、その部分は未裁断の状態で残した。これを

- ① 輸入する場合
- ② 現地で減却する場合
- ③ 現地で売却する場合
- ④ 現地で無償提供（放棄）する場合

の具体的処理を確認したい。

(答) ① 当該物品に則して分類し、通常の輸入申告をしてください。

当該物品が輸出の許可の際の性質及び形状と変わっていない場合は関税定率法第14条第10号の適用が可能ですが、事前に税關窓口でご相談ください。

また、暫8制度を適用していないため、附属書の裏落しは不要ですので、輸入申告時に附属書等の提出は不要です。

②及び③ 現地で減却又は売却する場合

減税計算において、当該原材料相当額は輸出原材料相当額に含めません。また、課税価格の算出においても、当該原材料相当額を評価加算する必要はありません。減却又は売却を証明する書類（加工業者が作成するもので足ります。）をご提出ください。

④ 当該契約に係る製品に使用されていないことから、減税計算において、当該原材料相当額は輸出原材料相当額に含めませんが、課税価格の算出においては、当該原材料相当額を製品の課税価格に評価加算することとなります。【関連Q&A 44, 79】

#### 4 8. 製品数量が不足又は超過した場合の取扱いについて

(問) 本邦から100着分の原材料を輸出したが、

- ① 裁断の結果、95着しか製造できなかったような場合には減税はどうなるか。
- ② 輸出原材料は全量使用したが、その数量を用尺で除して製品の数量を算出したところ、輸入した製品数量のほうが多くなった場合、どのようになるか。

(答) ① 輸入される95着の製品を加工するために使用された輸出原材料が減税されることになりますので、5着分（残数量分）の輸出原材料は減税を受けることができません。

ただし、輸出した原材料の全てを使用して95着しか製造できなかったことを裁断報告書等により証明すれば、輸出した原材料の全てが減税されることになります。またこの場合には、減税計算において、輸出した原材料の全てが輸出原材料相当額に含まれることになります。

② 輸出原材料の全量が減税を受けられます。

輸出原材料の課税価格相当額を超える部分は一般課税扱いとなり減税の対象になりません。ただし、輸出原材料でオーバー一分を製造したことを裁断報告書等により証明すれば、オーバー一分の評価加算は不要です。

#### 4 9. ロス分の原材料の取扱いについて

(問) 製品は100着の契約で、輸出原材料はロス分を見込んで103着分相当の原材料を輸出することにしているが、この上乗せ分の原材料はどのような取扱いになるか。

(答) 輸入時に提出していただくマーキング仕様書等の用尺により輸出原材料の使用数量を算出し、その使用数量と実輸出数量とが合致すれば、輸出原材料の全てが減税の対象になります。また、表生地を用尺で除した製品数量よりも、できた製品数量が多い場合又は少ない場合で、裁断報告書により輸出原材料の全てを使用したことが判明すれば、全量減税の対象となります。

#### 5 0. 無償提供原材料の取扱いについて

(問) 無償提供されている輸出原材料の取扱いについて

- ① 輸出原材料が無償提供されている場合、輸入申告の際、製品の課税価格の算出に当たって、評価申告書の提出の必要があるか。
- ② 輸入者がハンドキャリー、EMSにより輸出し、又は現地調達した原材料を無償提供した場合は、評価申告書の提出の必要があるか。

(答) ① 減税対象となる輸出原材料は附属書に記載されており、それらが輸入される際、評価計算も可能であることから、便宜、提出を省略する取扱いとしていますが、以下の場合は、評価申告書の提出が必要となります。  
イ 無償で提供された原材料がある場合  
ロ 減税対象とならない原材料で、附属書に記載されていない無償提供原材料（加算額には、実際の運賃・保険料を含みます。）がある場合  
ハ 関税評価の規定にしたがった評価加算額の算出が必要となる機械の無償提供、コンテナ詰の費用等恒常に発生する費用がある場合  
② 輸入者がハンドキャリー、EMSにより輸出し、又は現地調達した原材料を無償提供した場合で、輸出時に確認を受けてない貨物は、附属書に記載されておらず、それらが輸入される際、評価計算が不可能であることから、評価申告書の提出と同時に輸出時のインボイス等算出根拠書類の添付が必要となります。

#### 5 1. 暫8適用貨物に係る無償提供原材料の評価方法について

(問) 分割輸入における無償提供の原材料の費用を加算する場合、製品1着当たりの加算額を算出し、輸入製品数量に乗じているが、1着当たりの加算額の算出方法は無償提供の総額を契約数量で除す方法で差し支えないか。

(答) 課税上支障のない限り、製品1着当たりの加算額は、無償提供した総額を契約数量で除して得られた額として差し支えありません。

#### 5 2. 減税額算出の際の無償提供副資材相当価格の算定について

(問) 無償の輸出原材料について、輸入申告の際の減税額を算出するに当たっての課税価格相当価格はどのように算出するか。

(答) 輸入申告の際の減税額を算出するに当たっての課税価格相当価格は、関税暫定措置法施行令第21条に基づき、関税法施行令第59条の2第2項に規定する輸出申告すべき価格（本邦の輸出港における本船甲板渡し価格）に100分の106を乗じて算出します。

### 5.3. 輸入申告の方法（暫8対象物品とそれ以外の物品が同一税番に分類される場合）について

(問) 一の輸入申告において、同一の税番に分類されるものの中に、減税対象貨物（暫8適用貨物）と減税の対象とならない貨物がある場合、それぞれを別欄申告する必要があるか。同一の欄で申告しても差し支えないか。

(答) 税関様式関係通達の「記載要領」（輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用））において、輸入申告の各欄は、原則として統計品目番号、税番及び税率の異なるごとに記載するものとされていますが、同一の統計品目番号であっても、減免税の適用を受けようとするものが含まれる場合には、別欄に記載することとされています。したがって、当該申告においては、減税対象貨物（暫8適用貨物）と減税の対象とならない貨物について、それぞれ別欄に記載することとなります。

### 5.4. 附属書の作成方法（外貨建てインボイス）について

(問) 輸出原材料に係るインボイスが外貨建てである場合、附属書の「価格（F.O.B.）」欄の記載方法はどのようになるのか。

(答) 基本通達8-6(1)に、「輸出原材料のF.O.B.価格」は、本邦からの輸出時のF.O.B.価格とし、原則として関税法施行令第59条の2第2項《申告すべき価格》に規定する輸出申告書に記載すべきF.O.B.価格とする。と記載されていることから、各輸出確認申告書の「輸出申告価格の基礎」欄に記載されている輸出申告価格（円貨）を輸出原材料の価格（F.O.B.）として記載することとなります。

### 5.5. 無償提供資材について

(問) 無償提供資材の一括加算の簡素化はできないか。

(答) 複数の輸入貨物に係る加算要素としての無償提供費用等が一括して支払われる場合には、原則、按分して課税価格に算入することになりますが、  
① 輸入者からの要請があること、かつ、  
② 課税上その他特に支障がないこと  
の要件を満たした場合は、本関業務部の関税評価官部門に包括評価申告書を提出し、受理されることで一括加算が認められることとなっています。  
しかしながら、暫8に係る減税対象貨物の場合には課税上支障があり、その要件を満たさないため、無償提供資材の一括加算は認められません。

### 5.6. 表生地が3種類ある場合の附属書の取扱いについて

(問) 1スタイルに対して表生地が3種類ある場合、附属書の作成方法はどうすればよいか。

(答) 1個の製品の表生地が3種類の生地からなっている場合は、表面積が一番広くなる生地や

価格構成割合が一番高くなる生地などを主要輸出原材料にして附属書を作成してください。

## 5 7. 革を使用した靴の甲の製造時のロス分の取扱いについて

(問) 原材料である動物の革を輸出して靴の甲を製造するが、動物の革はサイズがまちまちで、革によっては病気を持っているものもあり、1枚の革から製造される靴の甲も不明であるため、ロス分を上乗せして輸出する。輸入が数回に分かれる場合、製造ロス分及び当該ロス分の計算が困難なため、製造ロス分及び当該ロス分を最終の輸入完了時にまとめて減税計算してよいか。

(答) 製造の加工又は組立ての際に生じる製造ロスに相当する部分は、減税額計算の基礎となる輸出原材料に含めることになっています。

裁断報告書により製造ロス分が判明すれば、減額対象となります。革の状況により使用しなかったもの（裁断されなかったもの）については、輸入、売却、滅却又は無償提供等を証明する書類があれば、残余革相当額は輸出原材料相当額に含めません。

## 5 8. 輸出確認を受けた原材料と輸入時の製品の組成表示が異なっている場合の取扱いについて

(問) 輸出確認を受けた原材料と輸入時の製品の組成表示が異なっている場合、関税暫定措置法第8条の減税を受けることができるか。

なお、組成表示が相違した理由は、繊維製品品質表示規程（令和元年6月28日改正消費者庁告示第2号）第9条及び別表第5、「混用率の許容範囲は、混用率を示す数値が5の整数倍である場合は±5パーセント以内」である旨の表示規定をもとに、エンドユーザーが製品ラベルを作成したことによるものである。

(答) 減税を受けることができます。

組成表示が相違した理由が、繊維製品品質表示規程（令和元年6月28日 消費者庁告示第2号）第9条及び別表第5によるものであり、組成表示が相違する正当な理由が税関側で確認でき、当該輸入品が同一契約に基づき作成されたものであり、かつ輸入申告時に提示される製品（輸入貨物）と輸出時の生地との同一性の確認が可能であれば適用ができます。

ただし、輸出時に税関の確認を受けていない素材が輸入時に含まれている場合は、減税の適用はできません。

## IV 海外ストック取引

### 5 9. 再輸入期間（1年以内）の延長について

(問) 海外ストック取引に係る原材料のうち、委託加工契約に至っていないものについては、再輸入期間（1年）を経過する場合がある。この場合、再輸入期間の延長承認を受けることができるか。

(答) 再輸入期間の延長承認の条件である「1年を超えることがやむを得ないと認められる理由」とは、震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害で、輸入者（その代理人を含みます。）の責任によらない事情がある場合又はこれに準ずるような理由をいいます。

したがって、「未だ委託加工契約の締結に至っていないこと」を理由として、再輸入期間の延長承認を受けることはできません。

### 6 0. 契約実績表（個別）の作成について

(問) 加工・組立輸出貨物確認申告書のうちの契約実績表（個別）は、原材料を生地、ボタン、ファスナーといった品目ごとにまとめて作成してよいか。

(答) 契約実績表によって契約実績の確認を行うのは、どの輸出原材料が一の委託加工契約において使用されるのかを特定するためであり、また、品名が同一であっても価格が異なれば減税計算に影響を与えることから、個々の原材料について、原則として詳細な品名、規格（大きさ、材質等）及び単価が異なるごとに契約実績表（個別）を作成する必要があります。

### 6 1. 海外ストック原材料が委託加工契約に至らなかった場合の取扱いについて

(問) 無償提供した海外ストック原材料が製品の輸入委託加工契約に至らなかった等の理由で、その輸出の許可の日から1年を経過してしまった。この場合、当該原材料を使用して先に輸入した製品に係る輸入申告について、修正申告（1年を経過することとなった原材料相当価格を課税価格に加算）を行う必要があるか。

(答) 輸入委託加工契約に至らなかった原材料については、先に輸入した製品の製造に関連するものではないので、修正申告の必要はありません。

なお、無償提供された当該原材料を使用した製品を別途輸入する場合には、当該製品の輸入申告に際して、関税定率法第4条第1項第3号イの規定に基づき、当該製品の課税価格に加算する必要があります。

## 6 2. 原材料の輸出申告者及び製品の輸入申告者について

(問) 関税暫定措置法施行令第22条第2項ただし書の適用を受けた輸出原材料に係る製品の輸入申告は、当該原材料を輸出した者の名をもってしなければならないとされているが、製品の輸入申告者が当該原材料の輸出申告者と異なる場合であっても、委任関係を証する書類を提出することにより、本制度の適用を受けることができるか。

(答) 関税暫定措置法施行令第23条第2項に規定されているとおり、輸出申告者と輸入申告者が同一でなければ本制度の適用を受けることはできません（下表の③及び⑥については、輸出申告者と輸入申告者は同一ですが、委託加工契約を締結した者と委任関係がないことから認められません。）。

具体的には、以下のとおり取り扱うこととなります。

	輸 出		委託加工契約を 締結した者	輸 入		適 用
	申告者	インボイス		申告者	インボイス	
①	A	A	A	A	A	○
②	A	A	A	B	B of A	×
③	B	B	A	B	B	×
④	B	B of A	A	B	B of A	○
⑤	B	B of A	A	A	A	×
⑥	B	B of A	A	B	B	×

(注) B of Aとは、BがAから委任を受けていることを示します。

## 6 3. 海外ストック原材料の残数量が1委託加工契約において不足する場合の取扱いについて

(問) 婦人用ブラウスの輸入委託加工契約を結ぶ予定であるが、海外ストック原材料として確認を受けて輸出した生地の残数量が不足している。このため、不足分の生地等を当該委託加工契約の相手方である加工業者に直送することとしたい。

この場合、海外ストック取引に係る残存の生地と今般輸出する生地等を併用して使用することとなるが、これによってできた製品であっても、本制度の適用を受けることができるか。

(答) 一の輸入委託加工契約において、

- ① 海外ストック取引に係る原材料とそれ以外の原材料を併用して使用する場合
  - ② 複数回輸出された海外ストック取引に係る原材料を使用する場合
- のいずれであっても、当該契約において使用されるこれらの原材料が本制度適用のため必要な確認等所定の手続を経て輸出されたものであれば、本制度の適用を受けることができます。
- 具体的には、
- ① 海外ストック取引に係る原材料とそれ以外の原材料を併用して使用する場合には、不足分の生地等の輸出時に提出することとされている契約書等に不足分の生地等の記載だけでなく、海外ストック取引に係る原材料を特定できる事項（関税暫定措置法施行令第23条第3項に規定する事項）を記載してください。製品の最初の輸入時においては、追加生地等の確認申告書及び海外ストック取引に係る原材料の確認申告書を提示し、海外ストック取引に係る原材料について契約実績の確認を受けてください。

- ② 複数回輸出された海外ストック取引に係る原材料を併用して使用する場合には、製品の最初の輸入申告時に提出することとされている契約書等に、各原材料がどの輸出に係るものであるか特定できる事項（関税暫定措置法施行令第23条第3項に規定する事項）を記載するとともに、当該原材料に係る確認申告書を提示し契約実績の確認を受けてください。

#### 6.4. 年間を通じて原材料を輸出し、製品を輸入する場合の取扱いについて

(問) スーツの輸入委託加工契約を結び、年間を通じて継続的にスーツの輸入を行う予定である。長期に渡る取引なので、あらかじめ生地を輸出し現地工場へストックするとともに、工場での残余生地が少なくなれば追加で生地を輸出することとしたい。したがって、生地を輸出する時点では、個々の委託加工に係る契約が成立しておらず、当該スーツの輸入時期、製造数量が確定していない。

関税暫定措置法施行令第22条第2項ただし書の適用を受けるために、輸出の際に輸出予定の生地数量、輸入時期、製造数量等の年間計画を示さなければならないか。

(答) 本取引の場合には、関税暫定措置法施行令第22条第2項ただし書の規定の適用を受けることができます。ただし、輸出された原材料は原則として1年以内にスーツとして輸入される必要があります。

輸出の際、年間を通じて輸出する予定の生地数量、輸入時期、製造数量や単価等が記載された年間計画表を提出する必要はありません。

## **V 特例申告**

### **6 5. 輸入（引取）申告時の提出書類について**

**(問) 暫8適用貨物の輸入（引取）申告はどのように行うのか。また、当該申告において、書類審査扱い又は検査扱いとなった場合、税関にどういった書類を提出すればよいか。**

- (答)** ① 特例申告に係る輸入（引取）申告時に、関税暫定措置法第8条の規定により関税の軽減を受けようとする旨（ZAN8）を税関記事欄に記入（システム申告については、相当する減免税コードを入力）した上で、当該申告を行うこととなります。なお、特例輸入者であっても、原材料の輸出申告等の手続に相違はありません。
- ② システム申告により簡易審査扱い（区分1）となった場合、他法令関係書類（許可・承認書等）がある場合を除いて、輸入関係書類（輸入（引取）申告控、インボイス等）の提出は必要ありません。
- ③ システム申告により書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）とされた場合は、輸入（引取）申告控（又は付表）及びインボイス、他法令関係書類を提出してください。  
また、輸入貨物の検査の際、必要に応じて輸出申告時に提出された資料等と輸入貨物との対査を行います。税関から特に指定された場合は、輸入貨物の検査の際に、輸出関係書類（加工・組立輸出貨物確認申告書、契約書、生地見本等）を提示していただくようお願いします。
- なお、検査の際に輸出関係書類の提示が困難な場合は、その旨お申出ください。真にやむを得ない場合は、輸入許可を保留することなく、輸入貨物の一部を税関でサンプリングしたうえで、事後提示される輸出関係書類と対査することにより同一確認を行います。

### **6 6. 特例申告（納税申告）時の提出書類について**

**(問) 特例申告（納税申告）における税関への暫8関係の提出書類は、何があるか。**

- (答)** 特例申告（納税申告）の際に、関税暫定措置法施行令及び同基本通達で定める①輸出許可書、②加工・組立てを証する書類（契約書等）、③加工・修繕・組立製品減免税明細書、④附属書を申告税關へ提出してください。（令第23条第1項）

## VI AEO簡素化措置

### 6 7. AEO輸出者等が行う輸出手続の簡素化における加工・組立輸出貨物確認申告書（交付用）等に相当する書類について

(問) AEO輸出者が輸出手続の簡素化の適用を受けて、加工・組立輸出貨物確認申告書（交付用）等の作成を省略した場合に適切な管理が必要とされている、当該申告書に相当する書類とは具体的にどのようなものか。

(答) 輸出者が、基本通達8-9(1)に基づき、加工・組立輸出貨物確認申告書（交付用）に相当する書類を適切に管理することにより、当該申告書（交付用）の作成を省略することができます。この場合の「相当する書類」とは、例えば、輸出申告の際に税関に提出する確認申告書の控えが考えられます。

なお、具体的な管理方法については、AEO輸出者又はAEO通関業者に委ねることとしています。

(※契約書（返付用）の作成を省略した場合も同様です。)

### 6 8. AEO輸出者等が行う輸出手続の簡素化の適用条件について

(問) 輸出手続の簡素化の適用にあたっては、AEO輸出者等の輸出申告に係る貨物であることに加え、提示等が見込まれる場合を除くと規定されているが、当該簡素化が適用を受けることができるの具体的にはどのような場合か。

(答) AEO輸出者等の輸出申告に係る貨物であって、下記以外の場合には当該簡素化の適用を受けることができます。

- ・一契約を複数回に分割して輸出申告する場合で、2回目以降に輸出申告される貨物がAEO輸出者又はAEO通関業者に係るものではないと決定している場合。
- ・輸入申告における輸入者及び通関業者のいずれもがAEO事業者ではないと決定している場合。

なお、その適否についてはAEO輸出者又はAEO通関業者に委ねることとしていますので、提示等が見込まれる場合にあたるか否かについて税関の確認を受ける必要はありません。

### 6 9. AEO輸出者等が行う輸出手続の簡素化を適用して輸出申告を行った場合の見込み違いによる輸入申告等について

(問) AEO輸出者等が行う輸出手続の簡素化を適用して輸出申告を行った後、事情が変わった結果、AEO輸入者等が行う輸入手続の簡素化の適用を受けて輸入申告を行うことができなくなってしまった。加工・組立輸出貨物確認申告書等の交付を受けていないが、輸入申告の際はどのようにすればよいか。

(答) 見込み違いにより、AEO輸入者等が行う輸入手続の簡素化の適用を受けることができなくなった場合は、基本通達8-9に規定のとおり輸入申告の際に加工・組立輸出貨物確認申告書に相当する書類を提示してください。

また、見込み違いにより、一契約に係る2回目以降の輸出原材料の輸出申告の際にAEO

輸出者等が行う輸出手続の簡素化が適用できなくなった場合についても同様に、基本通達8-9に規定のとおり一契約に係る2回目以降の輸出原材料の輸出申告の際に加工・組立輸出貨物確認申告書に相当する書類を提示してください。

なお、いずれの場合も当初の輸出申告を訂正する必要はありません。

(※契約書(返付用)の作成を省略した場合も同様です。)

## 7 0. AEO輸出者等が行う輸出手続の簡素化を適用しなかった際のAEO輸入者等が行う輸入手続の簡素化について

(問) 輸出申告の際にAEO輸出者等が行う輸出手続の簡素化を適用しなかった場合、AEO輸入者等が行う輸入手続の簡素化の適用を受けることは可能か。

(答) 輸出申告の際にAEO輸出者等が行う輸出手続の簡素化を適用しなかった場合であっても、AEO輸入者等が行う輸入手続の簡素化の適用を受けることは可能です。

## 7 1. 輸出原材料の輸出が複数になる場合の簡素化の取扱いについて

(問) 輸出原材料の輸出が複数回になる場合で、初回の輸出申告の際にAEO輸出者等が行う輸出手続の簡素化を適用しなかった場合に、2回目の輸出申告の際に簡素化の適用を受けることは可能か。

(答) 初回の輸出申告の際にAEO輸出者等が行う輸出手続の簡素化の適用を受けなかった場合であっても、2回目の輸出申告の際に簡素化の要件を満たすものであれば適用を受けることが可能です。この場合、初回の輸出申告の際に税関の確認を受けた加工・組立輸出貨物確認申告書や契約書についても省略が可能となります。

## 7 2. 確認申告書や契約書に変更があった場合の取扱いについて

(問) 輸出申告の際にAEO輸出者等が行う輸出手続の簡素化の適用を受けて輸出申告を行った場合で、輸出許可後に加工・組立輸出貨物確認申告書や契約書の内容が変更となった際に税関への手続は必要か。

(答) 確認申告書についてはQ&A4-3、契約書についてはQ&A1-5と同様の手続が必要となります。なお、変更後の確認申告書(交付用)及び契約書(返付用)の作成は、当初の輸出申告の際に省略した場合、不要です。

## 7 3. 附属書の裏落し確認について

(問) 特例申告(納税申告)に当たっては、減免税明細書等の提出が必要と聞いたが、税関で裏落し確認は行うのか。輸出原材料や輸入製品の数量をコンピュータでシステム管理している場合であっても、附属書の裏落しを手書きで行う必要があるか。

(答) ① 基本通達8-1-3(2)により附属書の提出を省略した場合、税関においては、特例申告(納税申告)が行われた貨物についての附属書の裏落し確認(税關確認印の押印)は必要ありませんが、輸入者が希望する場合(附属書の提出を省略しない場合)には当該確認を行いますので関係書類を提出願います。

② 附属書の書式に準じた形式であって、所定の記載事項が網羅されているのであれば、コ

ンピュータによる出力帳票（裏落しの履歴が明瞭に記載されているもの）で差し支えありません。その場合、出力帳票に税関の確認印を押すこととなりますが、附属書に出力帳票を添付して、税関に提出してください。

#### 74. AEO輸入者等が行う輸入手続の簡素化における原材料の輸出実績等の管理方法について

(問) AEO輸入者が輸入手続の簡素化の適用を受けて、附属書等の提出を省略した場合の、輸出原材料の使用実績等や適切な管理方法とは具体的にどのようなものか。

(答) 輸入者が、基本通達8-13(2)に基づき、輸出原材料の輸出実績、加工又は組立の際生ずる副産物の処理状況、輸出原材料の使用実績を適切に管理することにより、附属書の提出を省略することができます。この場合の「適切に管理する」とは、輸出原材料のうち製品に使用された数量・価格、副産物となった数量・価格・処理方法、及び残った原材料の数量・価格を、附属書又は附属書に代わる資料により算出し減税計算が行えるようになっていることをいいます。

また、輸出の際税関の確認を受けた確認申告書（交付用）、同じく生地見本等や、輸入申告の際に提出すべき加工仕様書・加工指図書、マーキング仕様書、裁断報告書などを帳簿書類として保管している場合には、これらの書類や生地見本等の提出を省略することができます。

なお、個別評価申告書に添付する輸出インボイスや運賃明細書等は、輸出原材料の価格、往路の運賃・保険料等を一覧表に適正に記載することで、輸入申告の際に提出を省略することができます。ただし、輸入申告の際に税関に提出していない課税価格の決定に必要な書類として、輸入者が帳簿書類として保管する義務があります。

(輸入者の委託を受けて通関業者がこれらの書類を管理することは差し支えありません。)

#### 75. 製品の分割輸入に係る簡素化の取扱いについて

(問) 製品を複数回に分割して輸入する場合で、AEO輸入者以外の輸入者がAEO通関業者により簡素化の適用を受けて初回の輸入申告を行った後、2回目の輸入はAEO通関業者以外の通関業者が行うときに、簡素化の適用を受けることができますか。

(答) AEO通関業者以外の通関業者がAEO輸入者以外の輸入者から委託を受けて輸入申告を行う場合（上記2回目の輸入）は、簡素化の適用を受けることができません。

ただしこの場合、2回目の輸入申告に係る貨物の附属書のみを税関に提出することができます。また、1回目の輸入申告に係る附属書の裏落しのための確認は省略され、2回目の輸入申告に係る附属書の裏落しのみが確認されます。

なお、2回目以降の輸入申告において暫8簡素化の適用を受けることができないことが予想される場合は、従前どおり初回輸入時より附属書を税関に提出して確認を受けることができます。

#### 76. AEO輸出者等が行う輸出手続又はAEO輸入者等が行う輸入手続の簡素化における一部の書類の提出又は提示の省略について

(問) 輸出申告又は輸入申告時に提出等の省略が可能な書類のうち、一部の書類のみ税関への提出等を省略することができるか。

(答) 提出等の省略可能な書類のうち、一部の書類のみ税関への提出等を省略することができます。

例えば、輸出申告の際に、加工・組立輸出貨物確認申告書（交付用）の作成を省略し、契約書（返付用）を税関に提出する取扱いや、輸入申告の際に、加工・組立輸出貨物確認申告書（交付用）及び生地見本等は税関への提示を省略し、それ以外の附属書等の書類は従前どおり税関に提出する取扱いも可能です。

## VII その他の手続

### 7 7. 契約者と輸出者が異なる場合の取扱いについて

(問) 原材料の輸出に当たって、その種類ごとに輸出者が異なることがあるが、このような場合でも本制度を適用できるか。  
また、製品の輸入者が原材料の輸出者と異なる場合も本制度の適用はあるか。

(答) 委託加工の契約者と輸出者が異なる場合であっても、両者の相関関係が委任状等の関係書類によって確認できれば、本制度は適用できます。輸出申告の際、委託加工契約とともに委任状等を提出してください。

また、輸入者と輸出者が異なる場合であっても、製品の輸入の際に当該製品に使用された原材料が税関の確認を受けた貨物であることが、輸出許可書、契約書、委任状等で確認できれば、本制度が適用されます。

ただし、令第22条第2項ただし書の適用を受けて輸出した原材料に係る製品の輸入申告は、当該原材料を輸出した者の名をもつてする必要があります。【関連Q&A 62】

### 7 8. NACCSを利用した輸入申告方法について

(問) 本制度に係る輸入申告はNACCSの計算機能が使えないが、NACCSを利用して輸入申告する場合は、どのようにすればよいか。

(答) 本制度の適用貨物にかかる輸入申告については、NACCSの持つ計算機能が使えないため、強制入力により申告していただくことになります。この場合、輸入申告画面のIP欄、FR欄、IN欄については、入力する必要はありません。

### 7 9. 残余生地が再輸入される場合の取扱いについて

(問) ブランド品は、ライセンス契約上、余分な製品は製造できないことになっており、このため、仮に生地が余れば生地のまま輸入されることになるが、生地のまま再輸入された場合、再輸入免税の適用は受けられるか。

(答) 関税定率法第14条第10号（再輸入免税）を適用できる条件は、「輸出の際の品質、規格、形状等がその輸入の際に同一のものであると認められるもの」に限られます。

したがって、輸出されたままの状態（単なる切断と認められる状態を含みます。）で、余った生地が輸出時のものとの同一性の確認ができる場合は、再輸入免税を適用することができます。

なお、当該余った生地は、減税計算上製品の課税価格及び輸出原材料の課税価格相当価格には含めず、輸入申告は、別欄にて申告することになります。【関連Q&A 44, 47】

### 8 0. 不良製品の取扱いについて

(問) 本制度の適用を受けて衣類を輸入したが、縫製不良があり、送り返して修理させ再輸入したい。減免税が可能か。

- (答) 次の方法がありますが、個別に判断する必要がありますので、税関にご相談ください。
- ① 関税定率法第11条及び関税暫定措置法第8条の7の修繕に係る減免税制度を利用する。
  - ② 再度、加工契約を結んで本減税制度を利用する。

## 8.1. 交付用書類の再発行について

**(問) 交付用の確認申告書を紛失したが、再発行してもらえるか。**

- (答) 原本を保管している税関官署において、関税法第102条に基づく証明を行います。  
証明書類の交付については手数料が必要です。  
この場合の手数料は、税関関係手数料令第7条等の規定（「納付すべき手数料の額は、証明書類1枚ごとに400円とする。」（電子情報処理組織により交付申請を行う場合は300円））、関税法基本通達102-1の規定（「受付件数1件ごとにではなく、証明する内容を構成している事項（例えば、輸出申告、輸入申告等）についての件数をいう。」）により、確認申告書の件数から計算することとなります。

申請番号

## 加工・組立輸出貨物確認申告書

令和 年 月 日

税関長 殿

申請者

住所

氏名又は名称

下記の貨物は加工又は組立てのため輸出しますが、製品を輸入する際関税の軽減を受けたいので、関税暫定措置法施行令第22条第1項の規定により申請しますから確認して下さい。

## 記

輸出貨物の品名等	品 名	貨物の性質、形状、記号及び番号	数 量	輸出申告価格の計算の基礎
加工（組立）地名及び 加工（組立）業者名				
加工又は組立の概要				
その他の参考となるべき事項				
輸出申告書の番号				

(注) この申告書は2通を輸出申告をする税関官署に提出してください。

(規格A4)

## 契約実績表（総括）

## 輸出原材料

輸出申告価格	備考

## 契約実績

年月日	税関官署名	契約に係る輸出 原材料価格	備考	税関確認印

(規格A4)

## 契約実績表（個別）

輸出原材料

品名等(性質、形状等)	実輸出数量	単 価	価 格	備 考

契約実績

年 月 日	契 約 数 量	残 数 量	備 考	税關確認印

(規格A4)

受理番号

## 加工・修繕・組立製品減免税明細書

あて先

令和 年 月 日

税関長殿

申 請 者

住 所

氏名（名称及び代表者の氏名）

申 告 番 号	減 免 稅 条 項 該 当 申 告 区 分
	イ. 関税率定率法施行令第5条の2第1項 ロ. 関税暫定措置法施行令第23条第1項 ハ. 関税暫定措置法施行令第31条の3第1項において準用する同令第23条第1項

輸 入 貨 物	記 号 番 号	品 名	數 量

輸 出 貨 物		記 号 番 号	品 名	數 量	課 稅 価 格 (上記区分がイ又はロの場合に記載)

関税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎（上記区分がイ又はロの場合に記載）
加工又は修繕の明細（上記区分がハの場合に記載）

(注) 上記区分がイの場合には、消費税及び地方消費税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎も記載して下さい。

その他参考となるべき事項

(規格A4)

## 附 屬 書

## 1. 輸出原材料の概要

品 名	数量	単価	価 格 (F O B) A	往復の運賃等 (A×0.06) B	合 計 (A+B) C
計					

## 2. 加工又は組立ての際生ずる副産物

品 名	数量	価格	処 理 方 法
計			

(規格A4)

(裏面)

3. 輸出原材料の使用実績

品名等	実輸出数量 D	備考

申告年月日 申告番号	税關官署名	使用数量 E	残数量 (D-E)	備考	税關確認印

(規格A4)

## 減税計算書(1点当たりの原材料数(用尺等)による方法の場合)

輸入申告番号 \_\_\_\_\_

税番 \_\_\_\_\_ 欄番号 \_\_\_\_\_ 税率 \_\_\_\_ %

原 材 料 (有償・無償)

非該当原材料 有(有償・無償)・無

現地調達原材料 有(有償・無償)・無

輸入完了

有  $\left\{ \begin{array}{l} \text{スタイルNO } \underline{\quad} \\ \text{スタイルNO } \underline{\quad} \\ \text{スタイルNO } \underline{\quad} \end{array} \right\}$  • 無

製品の課税価格		
インボイス	F O B	円
	C & F	円
	C I F	円
保 険		
運 貨		
評価加算額		
課 稅 価 格	(8)	
関 税 額	(9)	

ス タ イ ル No.				
輸 入 申 告 数 量	(1)	pcs	pcs	pcs
1点当たりの原材料数(用尺等)	(2)	M	M	M
使 用 数 量 (①×②)	(3)	M	M	M
実 輸 出 数 量	(4)	M	M	M
課税価格相当価格(輸出FOB×1.06)	(5)	円	円	円
輸入申告数量相当分の 輸出原材料の課税価格相当価格	$\left( \begin{matrix} \text{③} \\ \text{⑥} = \text{⑤} \times \frac{\text{③}}{\text{④}} \end{matrix} \right)$	計 算 式		
複数スタイルある場合の⑥の計		円	円	円
減 税 額 = ⑨ × ⑧	(7)			円
備 考				

## 減 税 計 算 書 (契約数量による方法の場合)

輸入申告番号 \_\_\_\_\_

税番 \_\_\_\_\_ 欄番号 \_\_\_\_\_ 税率 \_\_\_\_ %

原 材 料 (有償・無償)

非該当原材料 有 (有償・無償)・無

現地調達原材料 有 (有償・無償)・無

輸入完了

有  $\left\{ \begin{array}{l} \text{スタイルNO } \underline{\hspace{2cm}} \\ \text{スタイルNO } \underline{\hspace{2cm}} \\ \text{スタイルNO } \underline{\hspace{2cm}} \end{array} \right\}$  • 無

製品の課税価格		
インボイス	F O B	円
	C & F	円
	C I F	円
保 險		
運 貨		
評価加算額		
課税価格	(6)	
関 稅 額	(7)	

ス タ イ ル No.				
輸 入 申 告 数 量	(1)	pcs	pcs	pcs
契 約 数 量	(2)	pcs	pcs	pcs
課税価格相当価格 (輸出 FOB × 1.06)	(3)	円	円	円
輸入申告数量相当分の 輸出原材料の課税価格相当価格	計算式 $\left( \begin{array}{l} (4) = (3) \times \frac{(1)}{(2)} \\ (4) \end{array} \right)$			
複数スタイルある場合の(4)の合計	(5)			円
減 税 額 = (7) _____ × _____	(5) (6)			円
備 考				